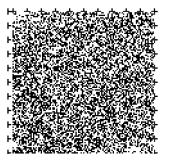
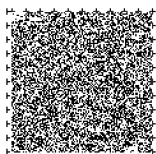


第6次杉戸町障がい者福祉計画
第7期杉戸町障がい福祉計画
第3期杉戸町障がい児福祉計画

令和6年3月

杉 戸 町





はじめに

本町では、平成 30 年に「第 5 次杉戸町障がい者福祉計画」、令和 3 年に「第 6 期杉戸町障がい福祉計画・第 2 期杉戸町障がい児福祉計画」を策定し、様々な障がい者施策の推進を図ってまいりました。



一方国では、近年、障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション推進法の施行や障害者差別解消法の改正等が行われ、共生社会の実現に向けた環境の整備が進められています。また、埼玉県では、第 7 期埼玉県障害者支援計画やケアラー支援計画の策定など、障がい者を取り巻く動向や社会状況に適切に対応するため、障がい者・障がい児施策の総合的な推進が図られています。

さらに、平成 27（2015）年 9 月には国連において、令和 12（2030）年とその先の地球の未来図を示す「持続可能な開発目標（SDGs：Sustainable Development Goals）」が合意されております。この SDGs では、「誰一人取り残さない」社会の実現を目指しており、具体的な 17 の目標（ゴール）のうち 5 つの目標のターゲットでは、直接、障がい又は障がい者に言及しています。

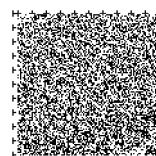
こうした背景を踏まえ、現行の「第 5 次杉戸町障がい者福祉計画」「第 6 期杉戸町障がい福祉計画・第 2 期杉戸町障がい児福祉計画」の計画期間が終了することに伴い、この度、新たな 6 か年計画として「第 6 次杉戸町障がい者福祉計画」と、継続的に実施する福祉サービスや新たな事業の将来目標を定めた「第 7 期杉戸町障がい福祉計画・第 3 期障がい児福祉計画」を策定いたしました。

今後、本計画を推進していくため、国や埼玉県をはじめ関係機関及び障がい者団体等との連携を図り、各種施策・事業の推進に努めて参りますので、引き続き、町民の皆様の御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり、幅広い観点から貴重な御意見や御提言をいただきました杉戸町障がい者計画推進懇話会委員の皆様や、アンケート調査、ヒアリング調査等に御協力いただきました皆様をはじめとする多くの町民の方々に心より感謝申し上げます。

令和 6 年 3 月

杉戸町長 窪田 裕之



目 次

第1部 総論

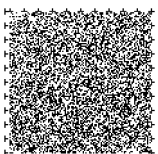
第1章 計画の概要	3
1 計画策定の趣旨と背景.....	3
2 計画の位置づけ	5
3 計画の期間.....	6
4 計画の対象者	6
5 計画の管理体制	7
6 計画の推進.....	8
7 SDGsの実現に向けた取組.....	8
第2章 障がい者（児）の現状	9
1 総人口・世帯数の推移.....	9
2 障がい者（児）の現状.....	10
3 アンケート調査結果概要	16
4 関係団体等への調査結果概要	38

第2部 第6次杉戸町障がい者福祉計画

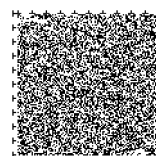
第1章 基本的な考え方	47
1 基本理念.....	47
2 基本目標.....	48
3 施策の体系.....	50
4 重点的な取組	56
第2章 施策の展開	59
基本目標1 とともに認め合い、支え合う地域づくり	59
基本目標2 自分らしく健康に暮らせる地域生活支援の充実	71
基本目標3 障がいのある子どもの地域社会への参加・包容の推進	85
基本目標4 就労支援と社会参加の促進	90
基本目標5 安心・安全に生活できるまちづくり	94

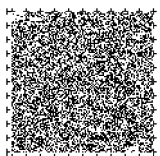
第3部 第7期杉戸町障がい福祉計画・第3期杉戸町障がい児福祉計画

第1章 成果目標（数値目標）の設定	102
第2章 障害福祉サービス等の見込量（活動指標）及び確保の方策	112
1 訪問系サービス	113
2 日中活動系サービス	114
3 居住系サービス	117
4 相談支援	118
5 障害児通所支援等	119
6 地域生活支援事業	122



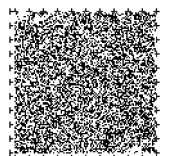
資料編.....	132
1 計画策定の経過	132
2 杉戸町障がい者計画推進懇話会設置要綱.....	133
3 杉戸町障がい者計画推進懇話会委員	135
4 杉戸町障がい者福祉計画・障がい福祉計画策定検討委員会設置規程.....	135

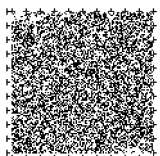




第1部

総論





第1章 計画の概要

1 計画策定の趣旨と背景

本町では、“障がいのある人もない人も、ともにいきいきと輝き安心して暮らせるまちづくり”の実現をめざし、平成30年3月に「第5次杉戸町障がい者福祉計画」を策定し、総合的かつ計画的に障がい者施策の充実を図ってきました。また、令和3年3月には、障がい者及び障がい児の地域生活を支援するためのサービス基盤等に係る成果目標を設定するとともに、サービスの必要量を見込み、その提供体制の確保を図るための計画である「第6期杉戸町障がい福祉計画」「第2期杉戸町障がい児福祉計画」を策定し、施策・事業の円滑な実施に努めてきました。

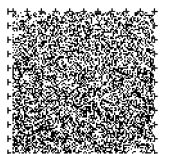
これらの計画が令和5年度に計画期間の満了を迎えるため、今回新たに「第6次杉戸町障がい者福祉計画」及び「第7期杉戸町障がい福祉計画」「第3期杉戸町障がい児福祉計画」を一体的なものとして策定しました。

国の動向

国では、平成19年に署名した「障害者の権利に関する条約（以下「障害者権利条約」という。）」の締結に先立ち、一連の法整備をはじめとする障害者施策の諸改革が進められました。平成23年の「障害者基本法」の改正、平成24年の「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（以下「障害者虐待防止法」という。）」の施行、平成25年の「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（以下「障害者差別解消法」という。）」の制定、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）」の施行などを経て、平成26年1月には「障害者権利条約」を批准しました。

その後、令和3年には、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会が開催され、「障害者差別解消法」の改正、令和4年には「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律（以下「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション推進法」という。）」の施行、また、同年には、さらなる障害者等の地域生活の支援体制の充実や障害者の就労支援及び障害者雇用の質の向上の推進等を図るため、「障害者総合支援法」及び関連法の改正が行われ、障害者の権利擁護や社会参加の推進に向けた環境整備が一層進められています。

これらの障害者施策に関する取組や関連法の整備、趣旨等を踏まえ、国では令和5年3月に「障害者基本計画（第5次）」（令和5年度～令和9年度）を策定し、

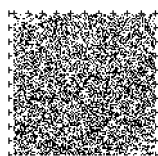


共生社会の実現に向けた障害者施策の方向性が示されています。

埼玉県動向

埼玉県では、障がい者・障がい児施策推進の基本的方向や、達成すべき障がい者福祉サービス、障がい児福祉サービスの目標などを明らかにした「第6期埼玉県障害者支援計画」を令和3年3月に策定し、障がい者・障がい児施策の総合的な推進を図っています。この計画は、県の総合計画である埼玉県5か年計画の分野別計画として位置付けられ、「地域保健医療計画」、「地域福祉支援計画」、「高齢者支援計画」、「子育て応援行動計画」など、関連する県計画との整合が図られた計画となっています。また、埼玉県では、全国初の「埼玉県ケアラー支援条例」を令和2年3月31日に公布・施行しており、令和3年3月には、ケアラーの支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進していくことを目的に、「埼玉県ケアラー支援計画」を策定しています。

本計画の策定にあたっては、令和6年4月からスタートする「第7期埼玉県障害者支援計画」の策定状況や、上記関連計画のほか、県の実施する関連施策・事業等についても注視しつつ、検討を進めました。



2 計画の位置づけ

(1) 計画の法的位置づけ

本計画は、障害者基本法第 11 条第 3 項に基づく「市町村障害者計画」、障害者総合支援法第 88 条に定める「市町村障害福祉計画」及び児童福祉法第 33 条の 20 に定める「市町村障害児福祉計画」として位置づけられるものです。

「障がい者福祉計画」……………「障害者基本法」に基づく障がい者のための施策に関する基本的な事項を定める
中長期の計画

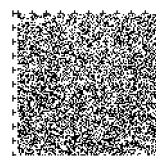
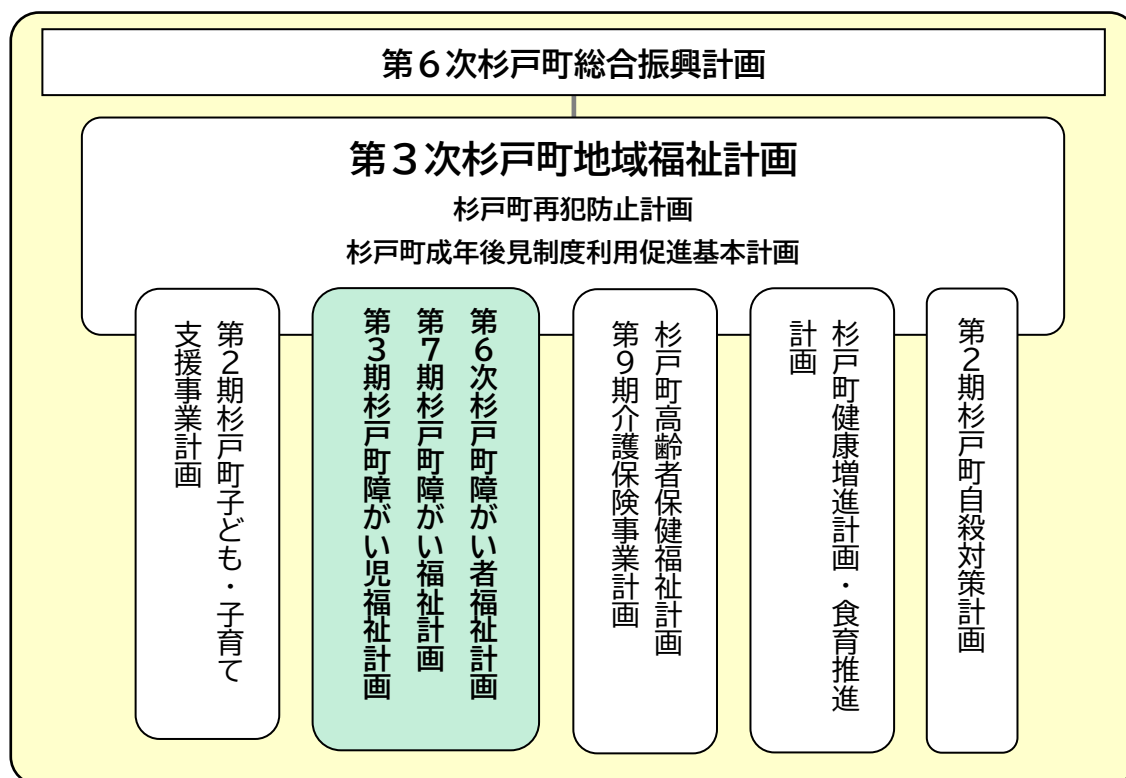
「障がい福祉計画」……………「障害者総合支援法」に基づく障害福祉サービス等の提供に関する具体的な体制
づくりや、その確保のための方策等を定める計画

「障がい児福祉計画」……………「児童福祉法」に基づく障害児通所支援等の提供体制の確保や、その他障害児通
所支援等の円滑な実施等について定める計画

(2) 他の計画との関係

本計画は、国及び埼玉県が策定した上位計画・関連計画、杉戸町が策定した各種関連計画との整合・連携を図ります。また、町の最上位計画である「杉戸町総合振興計画」の分野別計画として位置づけられます。

■計画の位置づけ



3 計画の期間

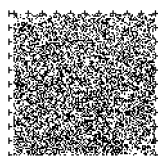
本計画では、「第6次杉戸町障がい者福祉計画」については、令和6年度から令和11年度の6年間、「第7期杉戸町障がい福祉計画・第3期杉戸町障がい児福祉計画」については、令和6年度から令和8年度の3年間でそれぞれの計画期間とします。

なお、社会情勢の変化や法制度の変更などにより必要に応じて見直しを行います。

R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)	R11 (2029)
第6次杉戸町総合振興計画（令和3～12年度）								
第2次杉戸町地域福祉計画			第3次杉戸町地域福祉計画 杉戸町再犯防止計画 杉戸町成年後見制度利用促進基本計画 （令和6～11年度）					
第5次杉戸町障がい者福祉計画			第6次杉戸町障がい者福祉計画 （令和6～11年度）					
第6期杉戸町障がい福祉計画			第7期杉戸町障がい福祉計画 （令和6～8年度）			第8期杉戸町障がい福祉計画		
第2期杉戸町障がい児福祉計画			第3期杉戸町障がい児福祉計画 （令和6～8年度）			第4期杉戸町障がい児福祉計画		

4 計画の対象者

本計画の対象者は、障害者基本法第2条、障害者総合支援法第4条及び児童福祉法第4条第2項に規定する「障害者」及び「障害児」とします。具体的には、身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がい及び高次脳機能障がいを含む）に加えて、難病（国の指定する指定難病医療給付対象者）の方です。



5 計画の管理体制

(1) 全庁的な施策の推進

障がい者施策は、保健、医療、福祉、教育、保育、就労、防災、まちづくりなど広範囲にわたっています。そのため、効果的かつ効率的な障がい者施策を展開していくために、財政状況を考慮しながら、関係各課が緊密な連携を図り、全庁が一体となって取り組みます。

また、本計画の推進にあたっては、関係各課で施策や事業の推進状況の点検・評価を行うとともに、その評価結果などを公表します。

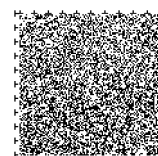
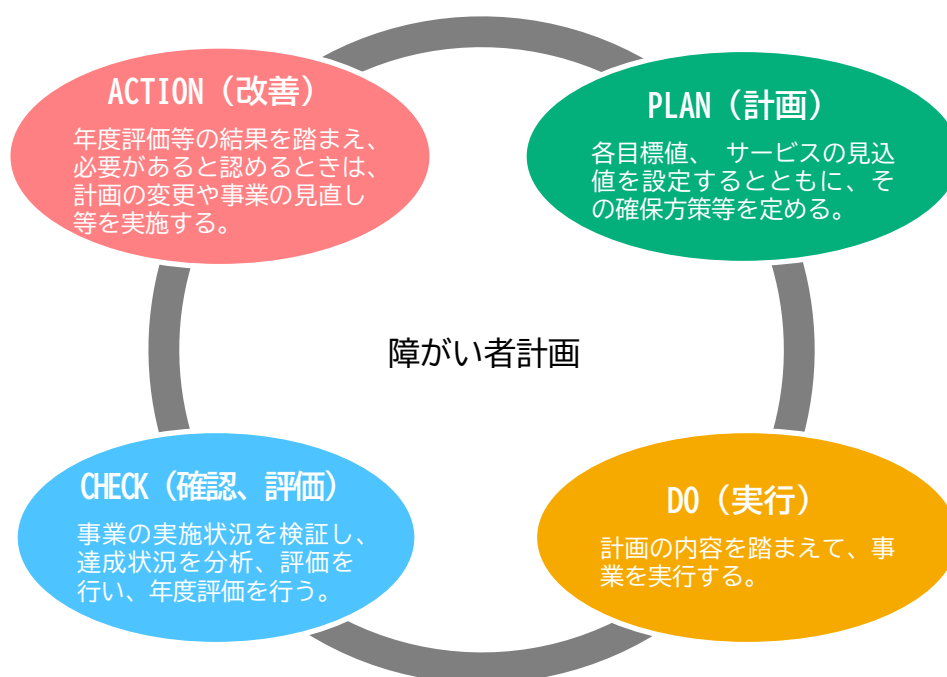
(2) PDCA サイクルによる点検・評価

本計画を着実に推進するために、住民や福祉関係団体の代表者などで構成する「杉戸町障がい者計画推進懇話会」を設置し、計画の点検・評価を行うとともに、効果的な計画の進行管理を行います。

また、社会経済状況の変化や国の制度改正、埼玉県の動向等を踏まえて、必要に応じて本計画の見直しを図ります。

さらに、本計画の推進には地域全体の関わりが必要となるため、当事者及び関係者の意見が反映できる機会を設け、計画推進上の課題や問題点の把握に努めるとともに、必要に応じて改善を図っていきます。

図 PDCAサイクルのイメージ



6 計画の推進

(1) 協働と連携

本計画を推進していくためには、障がいのある人・支援者・行政の協働が欠かせず、計画の目標や方向性、取組について共通の理解をもつことが必要です。

このため、住民や地域、ボランティア、事業者、関係機関・団体等と行政との連携を図り、障がいのある人が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるまちづくりに努めます。

(2) 行財政の効率的運用

少子高齢化の進行や人口減少、社会経済情勢の変化等により、障がいのある人やその家族を取り巻く環境は大きく変化しています。

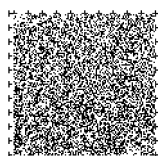
このため、今後増大・多様化すると予測される福祉サービスの需要に的確に対応するため、行財政改革に取り組みながら、より効率的・効果的な事業展開を図ります。

また、法律の変更や制度の見直しなど、国や埼玉県の動向を的確に見極めながら、障害福祉サービス事業運営の適正化を図り、計画を推進します。

7 SDGsの実現に向けた取組

SDGs（持続可能な開発目標）とは、2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。SDGsでは、持続可能な世界を実現するために、「すべての人に健康と福祉を」や「質の高い教育をみんなに」のほか、「人や国の不平等をなくそう」など17の目標と、具体的に達成すべき169のターゲットを設定し、地球上の誰一人として取り残さないことを誓っています。

「誰一人取り残さない」という基本理念は、障がい福祉分野の根底を貫く考え方であり、本計画の取組にも通じるものがあります。本町においても、SDGsの目標達成に貢献できるよう、本計画を着実に推進していきます。

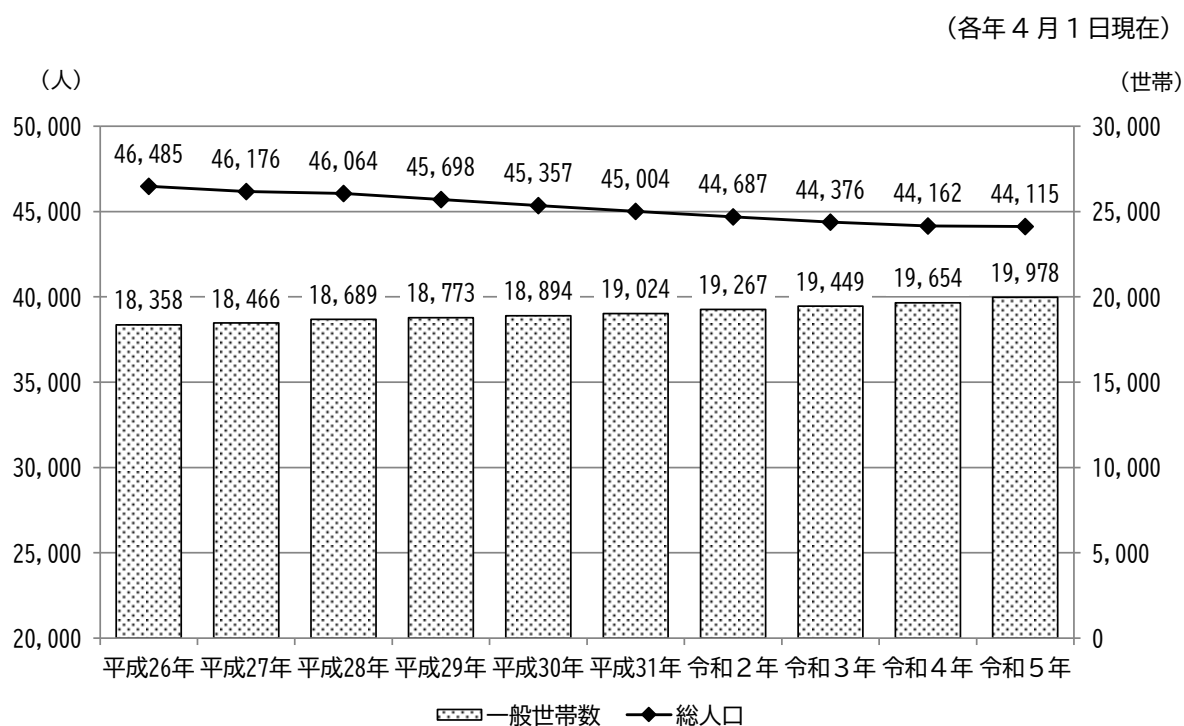


第2章 障がい者（児）の現状

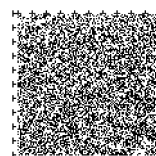
1 総人口・世帯数の推移

（1）総人口・世帯数

杉戸町の総人口は減少を続けており、令和5年は 44,115 人となっています。
一方、世帯数は増加しており、令和5年は 19,978 世帯となっています。



資料：杉戸町（丁）字別人口調査



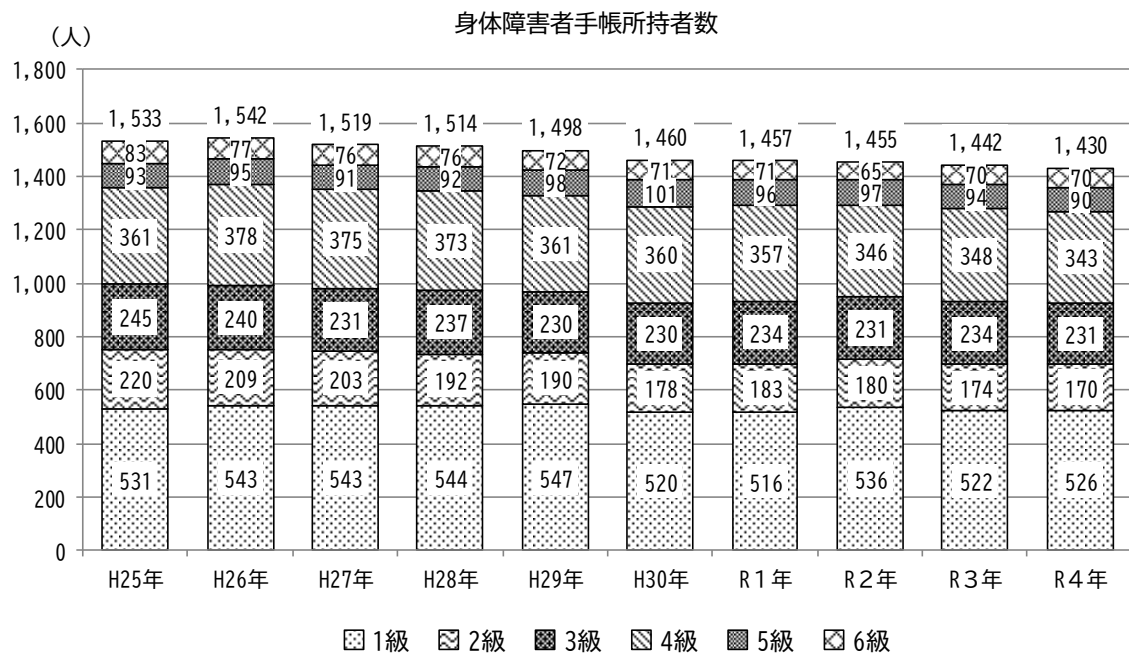
2 障がい者（児）の現状

（１）障がいの等級別身体障害者手帳所持者数

身体障害者手帳の所持者は、平成 27 年以降、減少傾向にあり、令和 4 年度末は 1,430 人、人口に占める割合は 3.2%となっています。

手帳の等級については、1 級が最も多く、次いで 4 級が多くなっています。また、1 級と 2 級を合わせた数が半数近くを占めています。

平成 25 年度から令和 4 年度までの所持者数合計の伸び率は、マイナス 6.7%（－103 人）、等級別でみると、2 級と 6 級の減少幅が大きくなっています。

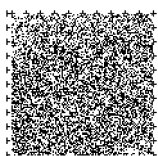


等級別身体障害者手帳所持者数の推移

(単位：人 各年度末現在)

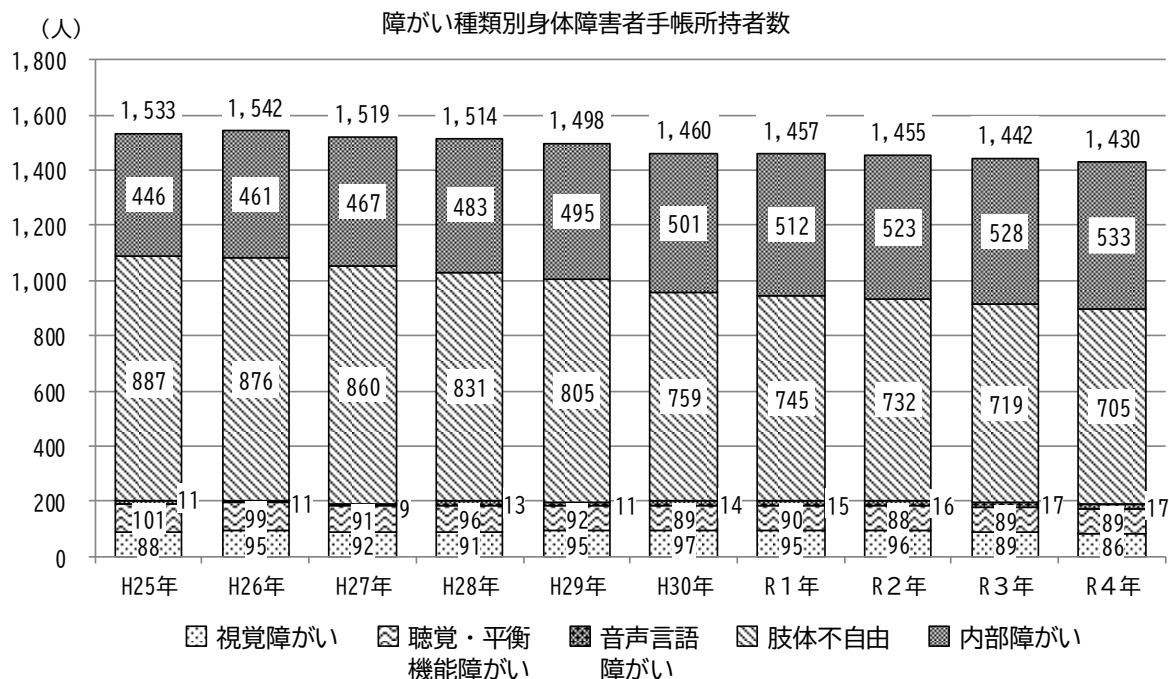
		H25年	H26年	H27年	H28年	H29年	H30年	R1年	R2年	R3年	R4年	伸び率 H25→R4
合計		1,533 100.0%	1,542 100.0%	1,519 100.0%	1,514 100.0%	1,498 100.0%	1,460 100.0%	1,457 100.0%	1,455 100.0%	1,442 100.0%	1,430 100.0%	△6.7%
等級	1級	531 34.6%	543 35.2%	543 35.7%	544 35.9%	547 36.5%	520 35.6%	516 35.4%	536 36.8%	522 36.2%	526 36.8%	△0.9%
	2級	220 14.4%	209 13.6%	203 13.4%	192 12.7%	190 12.7%	178 12.2%	183 12.6%	180 12.4%	174 12.1%	170 11.9%	△22.7%
	3級	245 16.0%	240 15.6%	231 15.2%	237 15.7%	230 15.4%	230 15.8%	234 16.1%	231 15.9%	234 16.2%	231 16.2%	△5.7%
	4級	361 23.5%	378 24.5%	375 24.7%	373 24.6%	361 24.1%	360 24.7%	357 24.5%	346 23.8%	348 24.1%	343 24.0%	△5.0%
	5級	93 6.1%	95 6.2%	91 6.0%	92 6.1%	98 6.5%	101 6.9%	96 6.6%	97 6.7%	94 6.5%	90 6.3%	△3.2%
	6級	83 5.4%	77 5.0%	76 5.0%	76 5.0%	72 4.8%	71 4.9%	71 4.9%	65 4.5%	70 4.9%	70 4.9%	△15.7%

資料：福祉課



(2) 障がい種類別身体障害者手帳所持者数

障がい種類別身体障害者手帳所持者数の内訳をみると、いずれの年も肢体不自由が最も多くなっているものの、減少傾向にあります。増加幅の大きい内部障がいについては、平成25年度末現在と比べると19.5%（87人）の増加となっています。

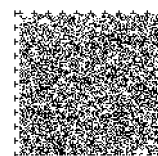


障がい種類別身体障害者手帳所持者数の推移

(単位：人 各年度末現在)

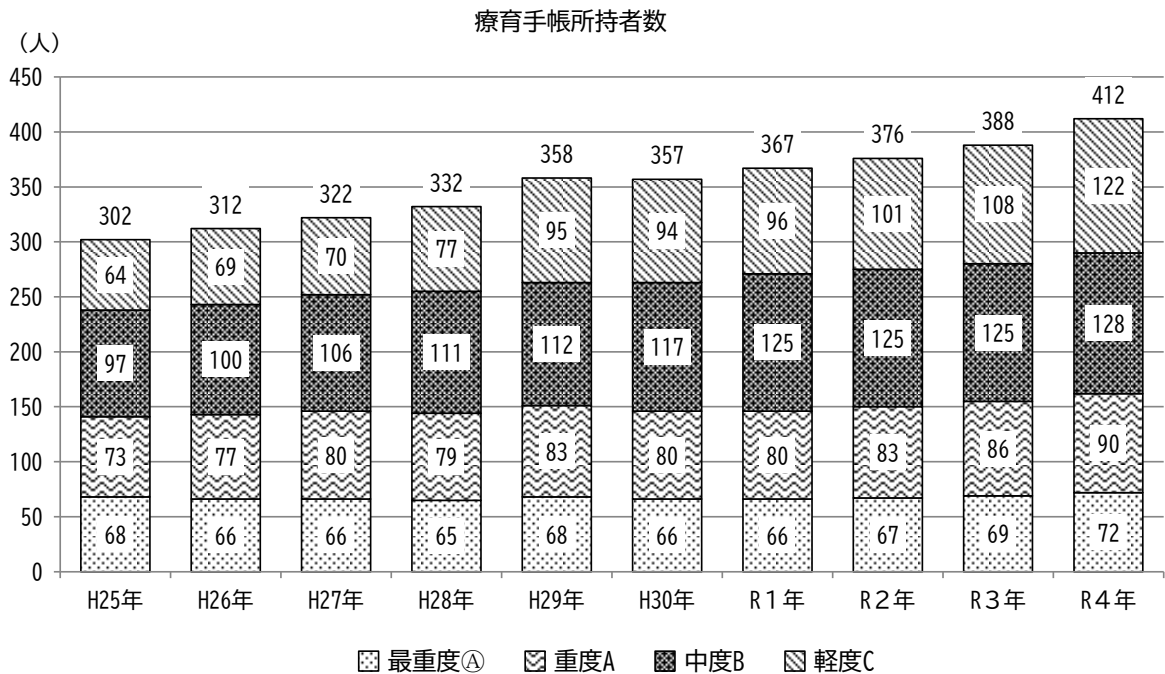
	H25年	H26年	H27年	H28年	H29年	H30年	R1年	R2年	R3年	R4年	伸び率 H25→R4
合計	1,533 100.0%	1,542 100.0%	1,519 100.0%	1,514 100.0%	1,498 100.0%	1,460 100.0%	1,457 100.0%	1,455 100.0%	1,442 100.0%	1,430 100.0%	△6.7%
障がいの種類	視覚障がい	88 5.7%	95 6.2%	92 6.1%	91 6.0%	95 6.3%	97 6.6%	96 6.5%	89 6.2%	86 6.0%	△2.3%
	聴覚・平衡機能障がい	101 6.6%	99 6.4%	91 6.0%	96 6.3%	92 6.1%	89 6.1%	90 6.2%	88 6.0%	89 6.2%	△11.9%
	音声言語障がい	11 0.7%	11 0.7%	9 0.6%	13 0.9%	11 0.7%	14 1.0%	16 1.1%	17 1.2%	17 1.2%	54.5%
	肢体不自由	887 57.9%	876 56.8%	860 56.6%	831 54.9%	805 53.7%	759 52.0%	745 51.1%	732 50.3%	719 49.9%	△20.5%
	内部障がい	446 29.1%	461 29.9%	467 30.7%	483 31.9%	495 33.0%	501 34.3%	512 35.1%	523 35.9%	528 36.6%	19.5%

資料：福祉課



(3) 療育手帳所持者数

療育手帳所持者は、増加傾向が続き、令和4年度末では 412 人となっています。そのなかでも軽度Cの方の増加が著しく、平成 25 年度末現在と比べると 90.6% (58 人) の増加となっています。

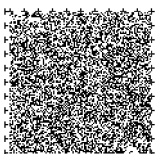


療育手帳所持者数の推移

(単位：人 各年度末現在)

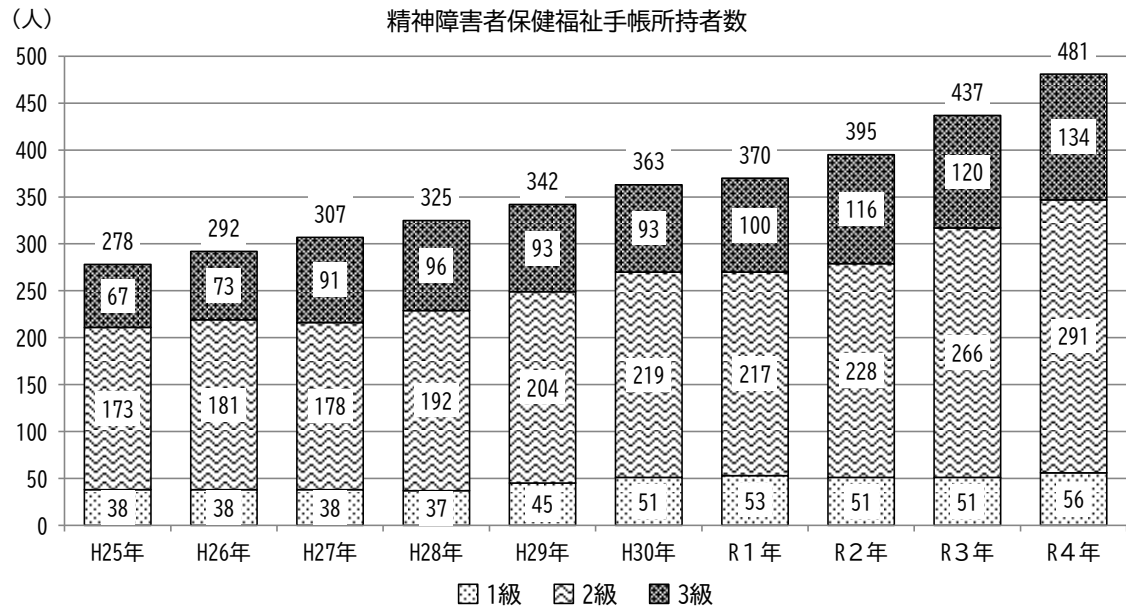
		H25年	H26年	H27年	H28年	H29年	H30年	R1年	R2年	R3年	R4年	伸び率 H25→R4
合計		302	312	322	332	358	357	367	376	388	412	36.4%
等級	最重度 A	68 22.5%	66 21.2%	66 20.5%	65 19.6%	68 19.0%	66 18.5%	66 18.0%	67 17.8%	69 17.8%	72 17.5%	5.9%
	重度 A	73 24.2%	77 24.7%	80 24.8%	79 23.8%	83 23.2%	80 22.4%	80 21.8%	83 22.1%	86 22.2%	90 21.8%	23.3%
	中度 B	97 32.1%	100 32.1%	106 32.9%	111 33.4%	112 31.3%	117 32.8%	125 34.1%	125 33.2%	125 32.2%	128 31.1%	32.0%
	軽度 C	64 21.2%	69 22.1%	70 21.7%	77 23.2%	95 26.5%	94 26.3%	96 26.2%	101 26.9%	108 27.8%	122 29.6%	90.6%

資料：福祉課



(4) 精神障害者保健福祉手帳所持者数

精神障害者保健福祉手帳所持者は増加傾向となっており、平成 25 年度末現在と比べると 73.0% (203 人) の増加となっています。また、等級別の所持者数では一貫して 2 級が多くなっていますが、等級別の伸び率をみると、3 級が 100.0% (67 人) の増加と高くなっています。



精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

(単位：人 各年度末現在)

	H25年	H26年	H27年	H28年	H29年	H30年	R1年	R2年	R3年	R4年	伸び率 H25→R4
合計	278	292	307	325	342	363	370	395	437	481	73.0%
等級	1級	38	38	38	37	45	51	53	51	51	47.4%
	2級	173	181	178	192	204	219	217	228	266	68.2%
	3級	67	73	91	96	93	93	100	116	120	100.0%
		100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	

資料：福祉課

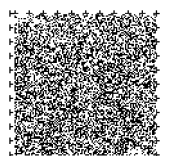
(5) 精神通院医療費公費負担受給者数

精神通院医療費公費負担受給者数は、年々増加しており、平成 25 年度末現在と比べると 53.5% (275 人) の増加となっています。

(単位：人 各年度末現在)

	H25年	H26年	H27年	H28年	H29年	H30年	R1年	R2年	R3年	R4年	伸び率 H25→R4
受給者数	514	534	542	594	594	646	666	737	743	789	53.5%

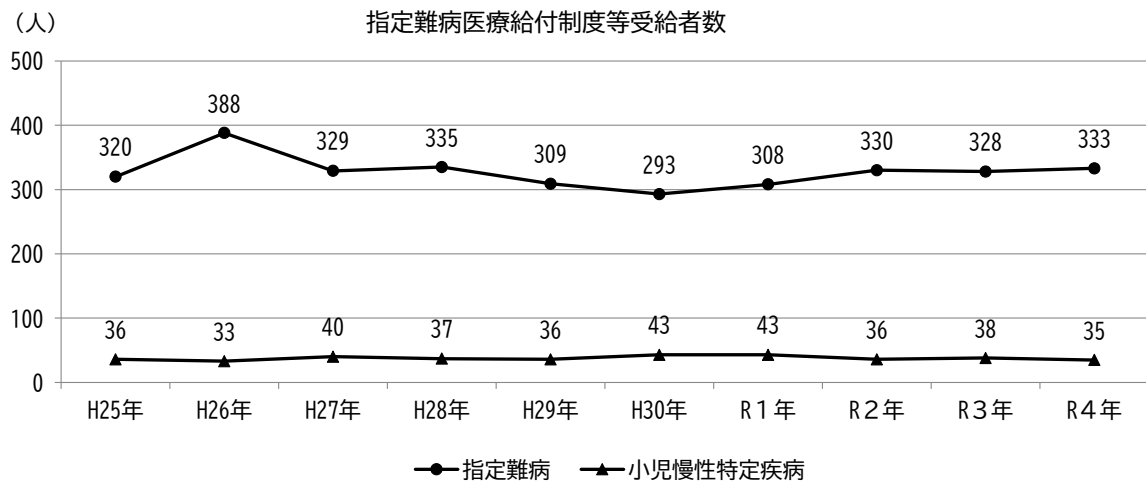
資料：福祉課



（６）指定難病医療給付制度等受給者数

指定難病医療給付制度の受給者数は、平成 26 年度に過去最高の人数となり、その後いったん減少しましたが、直近３年間は横ばいの状況です。平成 25 年度末現在と比べると、4.1%（13 人）の増加となっています。

小児慢性特定疾病医療費助成制度の受給者数については、過去 10 年間では 40 人前後と横ばいの状況です。

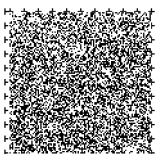


指定難病医療給付制度等受給者数の推移

（単位：人 各年度末現在）

	H25年	H26年	H27年	H28年	H29年	H30年	R1年	R2年	R3年	R4年	伸び率 H25→R4
指定難病	320	388	329	335	309	293	308	330	328	333	4.1%
小児慢性特定疾病	36	33	40	37	36	43	43	36	38	35	-2.8%

（資料：埼玉県幸手保健所 事業概要）



■疾患別指定難病医療給付受給者数

(単位：人 令和4年度末現在)

疾患名	人数	疾患名	人数
球脊髄性筋萎縮症	3	自己免疫性溶血性貧血	1
筋萎縮性側索硬化症	1	発作性夜間ヘモグロビン尿症	1
進行性核上性麻痺	4	特発性血小板減少性紫斑病	3
パーキンソン病	35	原発性免疫不全症候群	2
大脳皮質基底核変性症	3	IgA腎症	4
シャルコー・マリー・トゥース病	1	多発性嚢胞腎	6
重症筋無力症	10	黄色靱帯骨化症	2
多発性硬化症／視神経脊髄炎	8	後縦靱帯骨化症	17
慢性炎症性脱髄性多発神経炎／多巣性運動ニューロパチー	1	広範脊柱管狭窄症	2
多系統萎縮症	3	特発性大腿骨頭壊死症	5
脊髄小脳変性症(多系統萎縮症を除く。)	8	下垂体性ADH分泌異常症	1
ライソゾーム病	1	下垂体前葉機能低下症	6
もやもや病	1	サルコイドーシス	6
全身性アミロイドーシス	1	特発性間質性肺炎	4
神経線維腫症	2	肺動脈性肺高血圧症	3
天疱瘡	2	慢性血栓性肺高血圧症	2
膿疱性乾癬(汎発型)	3	網膜色素変性症	2
高安動脈炎	2	原発性胆汁性胆管炎	8
巨細胞性動脈炎	1	自己免疫性肝炎	2
結節性多発動脈炎	1	クローン病	14
顕微鏡的多発血管炎	2	潰瘍性大腸炎	56
好酸球性多発血管炎性肉芽腫症	4	若年性特発性関節炎	2
悪性関節リウマチ	1	筋ジストロフィー	3
全身性エリテマトーデス	21	大田原症候群	1
皮膚筋炎／多発性筋炎	6	類天疱瘡(後天性表皮水疱症を含む。)	2
全身性強皮症	13	エプスタイン病	1
混合性結合組織病	3	一次性ネフローゼ症候群	6
シェーグレン症候群	4	肺胞低換気症候群	1
成人スチル病	1	強直性脊椎炎	2
ベーチェット病	5	巨大リンパ管奇形(頸部顔面病変)	1
特発性拡張型心筋症	6	胆道閉鎖症	1
再生不良性貧血	3	好酸球性副鼻腔炎	6

合計	333
----	-----

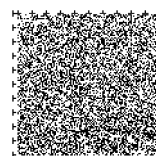
(資料：埼玉県幸手保健所 事業概要)

■疾患群別小児慢性特定疾病医療給付受給者数(単位：人 令和4年度末現在)

疾患群	人数
悪性新生物	5
慢性腎疾患	1
慢性呼吸器疾患	5
慢性心疾患	11
内分泌疾患	3
糖尿病	5
神経・筋疾患	2
慢性消化器疾患	3

合計	35
----	----

(資料：埼玉県幸手保健所 事業概要)



3 アンケート調査結果概要

(1) 調査対象者

種別	内容	抽出方法
①障がい者（18 歳以上）調査	障害者手帳（身体・療育・精神）所持者（18 歳以上）	全数
②児童（18 歳未満）の保護者調査	児童福祉法に基づく障害児通所支援のサービスを利用している児童（18 歳未満）の保護者	全数

(2) 調査方法と回収状況

調査方法：郵送配布、郵送回収（インターネット回答を併用）

調査期間：令和 5 年 7 月 18 日（火）～8 月 7 日（月）

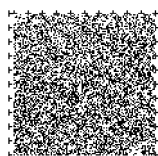
【回収状況】

種別	発送数	回収数	回収率
①障がい者（18 歳以上）調査	1,936 件	1,059（87）件	54.7%
②児童（18 歳未満）の保護者調査	240 件	90（24）件	37.5%

※回収数の（ ）内はインターネット回答の数

(3) 調査内容

- ①調査対象者本人の状況について
- ②介助や支援の状況について
- ③今後の暮らしかたなどについて
- ④外出や日中活動などについて
- ⑤就労について
- ⑥障がい福祉サービスについて
- ⑦災害時の避難について
- ⑧相談、権利擁護などについて
- ⑨今後の福祉のまちづくりについて

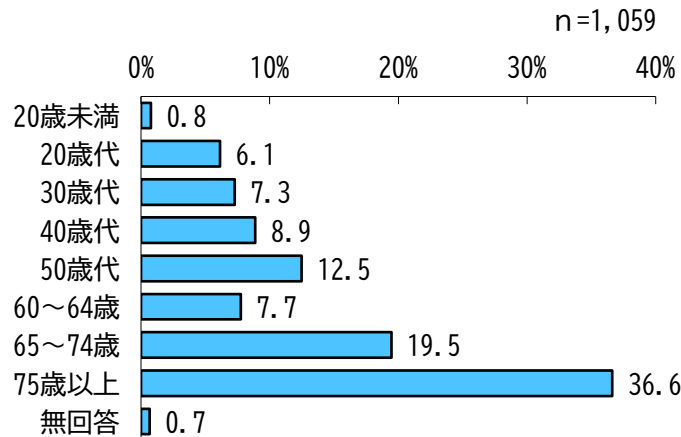


(4) 調査結果の概要

【障がい者（18 歳以上）調査】

①ご本人について

ア. 年齢



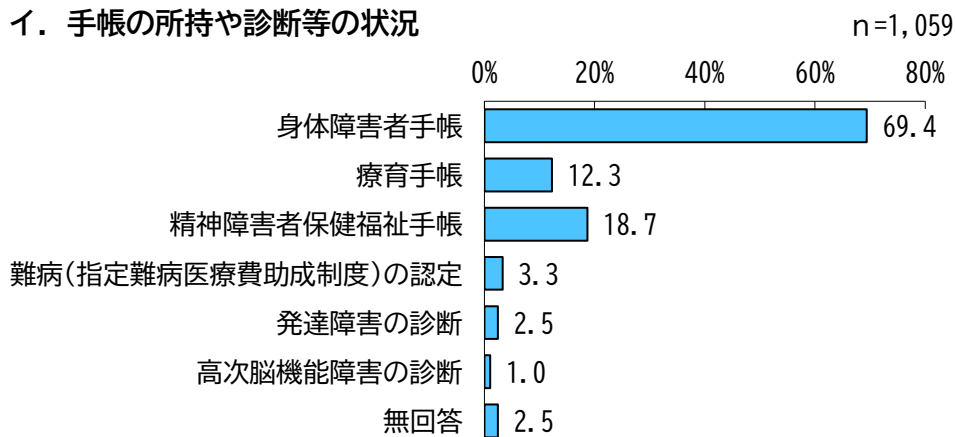
単位: %

障がい種別	回答者数 (人)	20歳未満	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60～64歳	65～74歳	75歳以上	無回答
全体	1,059	0.8	6.1	7.3	8.9	12.5	7.7	19.5	36.6	0.7
身体障がい	735	0.5	1.1	1.4	4.9	9.4	8.4	24.2	49.8	0.3
知的障がい	130	2.3	26.9	28.5	13.8	19.2	3.8	3.1	2.3	0.0
精神障がい	198	0.5	11.6	17.2	23.2	22.2	8.6	9.6	7.1	0.0

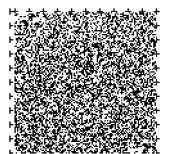
全体では「75 歳以上」が 36.6%と最も多く、次いで「65～74 歳」が 19.5%、「50 歳代」が 12.5%となっています。

障がい別にみると、身体障がいでは「75 歳以上」が約半数と多く、高齢化が進んでいます。知的障がいでは「30 歳代」、精神障がいでは「40 歳代」が最も多くなっています。

イ. 手帳の所持や診断等の状況

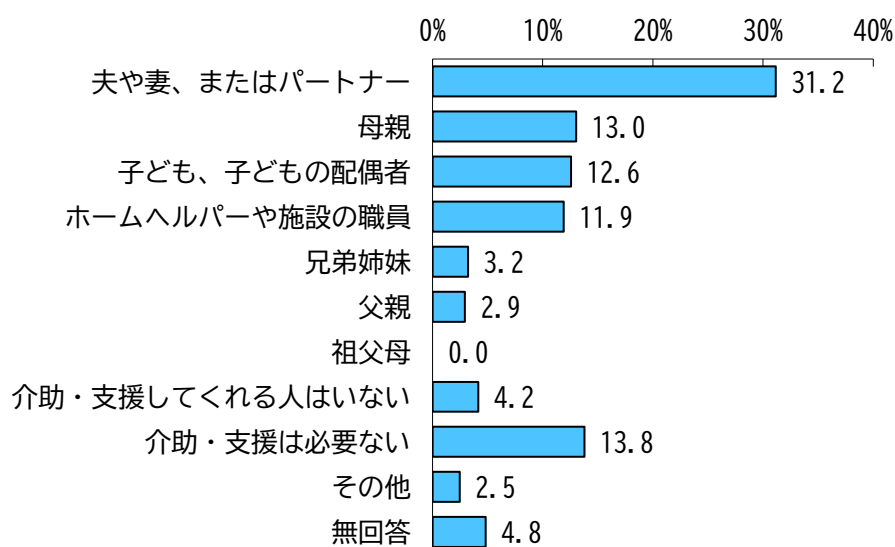


「身体障害者手帳」が 69.4%と最も多く、次いで「精神障害者保健福祉手帳」が 18.7%、「療育手帳」が 12.3%の順となっています。



ウ. 主な介助・支援者

n=1,059

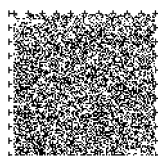


単位：%

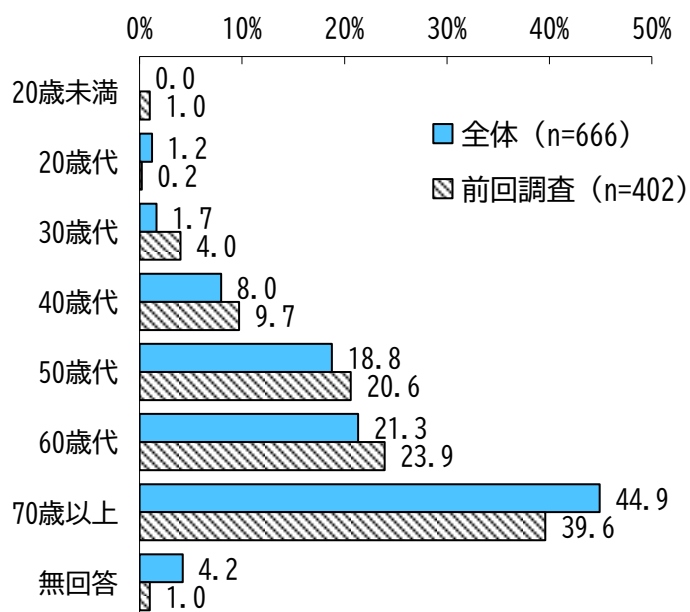
障がい種別	回答者数 (人)	父親	母親	祖父母	兄弟姉妹	夫や妻、 または パート ナー	子ども、 子どもの 配偶者	ホームヘルパーや 施設の職員	介助・支 援してく れる人はいない	介助・支 援は必要 ない	その他	無回答
全体	1,059	2.9	13.0	0.0	3.2	31.2	12.6	11.9	4.2	13.8	2.5	4.8
身体障がい	735	1.8	3.9	0.0	2.4	40.0	16.7	10.1	3.9	15.5	1.5	4.1
知的障がい	130	8.5	43.1	0.0	3.1	1.5	0.0	25.4	0.8	7.7	6.2	3.8
精神障がい	198	3.5	30.3	0.0	7.1	17.2	3.5	9.1	7.1	11.6	4.0	6.6

全体では「夫や妻、またはパートナー」が 31.2%と最も多く、次いで「母親」が 13.0%、「子ども、子どもの配偶者」が 12.6%となっています。

障がい別にみると、身体障がいでは「夫や妻、またはパートナー」、知的障がいと精神障がいでは「母親」の割合が高くなっています。



工. 主な介助・支援者の年齢

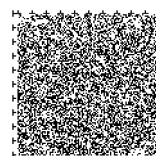


単位：％

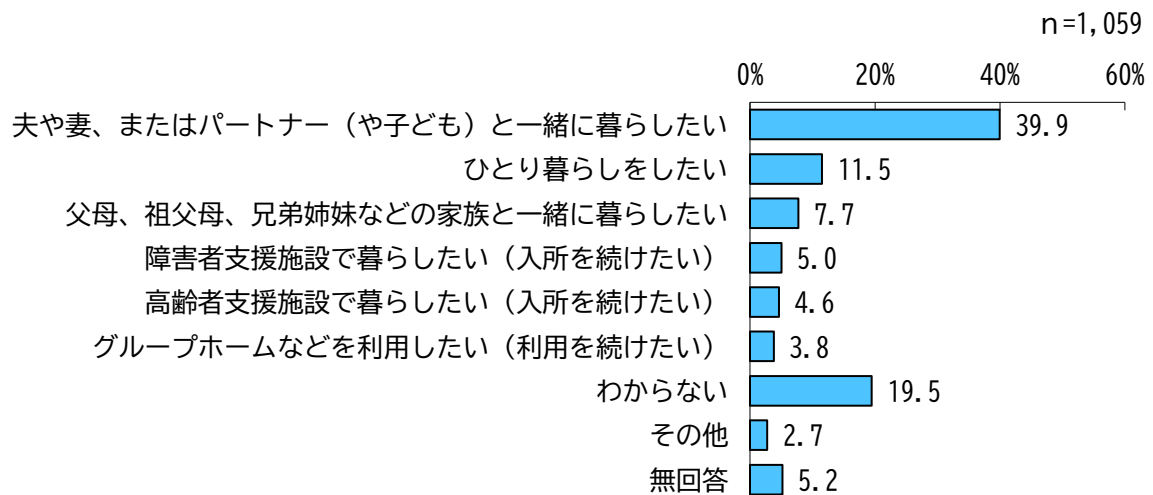
障がい種別	回答者数 (人)	20歳未満	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳以上	無回答
全体	666	0.0	1.2	1.7	8.0	18.8	21.3	44.9	4.2
身体障がい	477	0.0	1.0	1.5	7.5	17.0	21.0	47.6	4.4
知的障がい	73	0.0	0.0	1.4	5.5	27.4	31.5	30.1	4.1
精神障がい	122	0.0	2.5	2.5	11.5	23.0	18.9	38.5	3.3

全体では「70 歳以上」が 44.9%と最も多く、次いで「60 歳代」が 21.3%、「50 歳代」が 18.8%となっています。前回調査（令和 2 年度実施）との比較では、「70 歳以上」が 5.3 ポイント増加しています。

障がい別にみると、身体障がいと精神障がいでは「70 歳以上」、知的障がいでは「60 歳代」が最も多くなっています。



②将来希望する暮らし

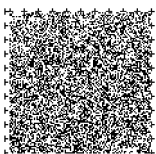


単位：%

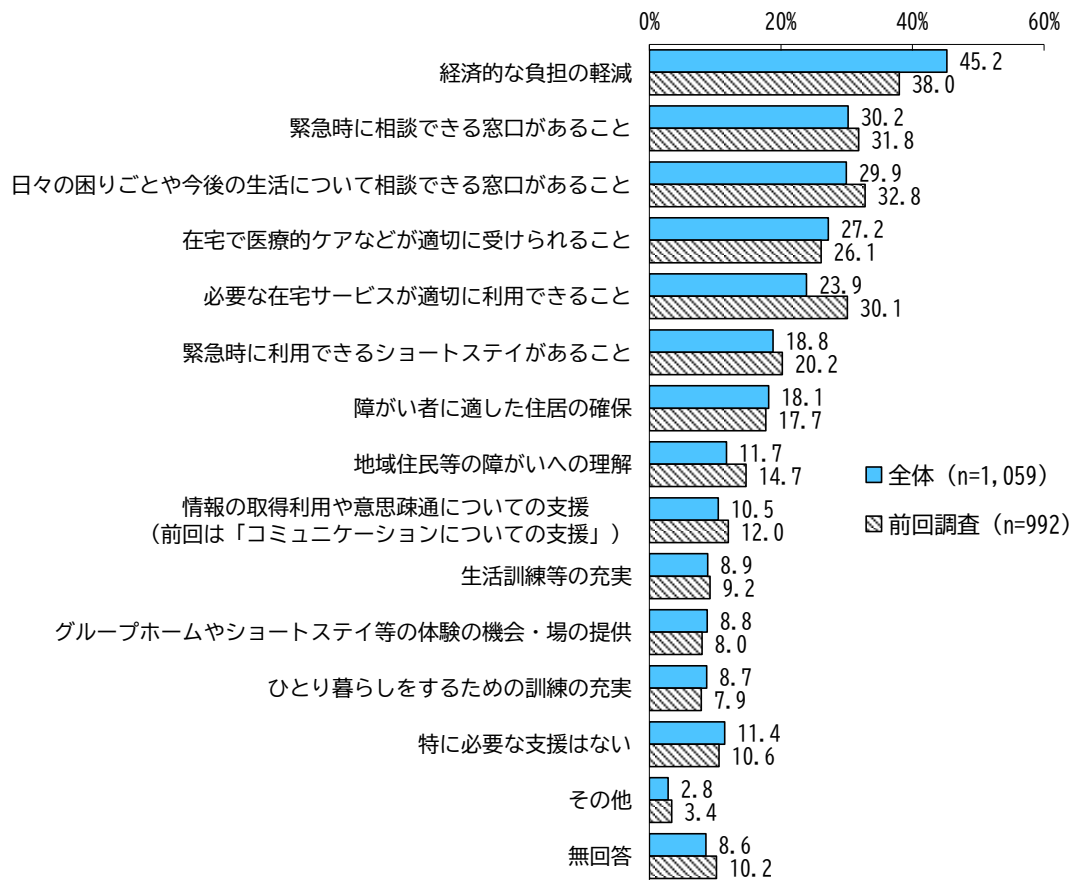
障がい種別	回答者数 (人)	ひとり暮らしをしたい	夫や妻、またはパートナー（や子ども）と一緒に暮らしたい	父母、祖父母、兄弟姉妹などの家族と一緒に暮らしたい	グループホームなどを利用したい（利用を続けたい）	障害者支援施設で暮らしたい（入所を続けたい）	高齢者支援施設で暮らしたい（入所を続けたい）	わからない	その他	無回答
全体	1,059	11.5	39.9	7.7	3.8	5.0	4.6	19.5	2.7	5.2
身体障がい	735	9.4	48.8	3.7	1.6	3.0	6.0	19.0	3.3	5.2
知的障がい	130	11.5	6.9	23.8	13.1	21.5	0.0	18.5	0.0	4.6
精神障がい	198	18.2	28.8	13.1	4.5	2.5	3.0	22.7	2.5	4.5

全体では「夫や妻、またはパートナー（や子ども）と一緒に暮らしたい」が 39.9% と最も多く、次いで「わからない」を除くと、「ひとり暮らしをしたい」が 11.5%、「父母、祖父母、兄弟姉妹などの家族と一緒に暮らしたい」が 7.7%となっています。

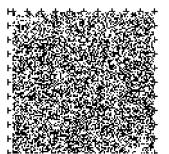
障がい別にみると、身体障がいと精神障がいでは「夫や妻、またはパートナー（や子ども）と一緒に暮らしたい」、知的障がいでは「父母、祖父母、兄弟姉妹などの家族と一緒に暮らしたい」が最も多くなっています。また、知的障がいでは障害者支援施設やグループホームを希望する割合も比較的高くなっています。



③希望する暮らしを送るために必要な支援



全体では「経済的な負担の軽減」が45.2%と最も多く、次いで「緊急時に相談できる窓口があること」が30.2%、「日々の困りごとや今後の生活について相談できる窓口があること」が29.9%などとなっています。前回調査（令和2年度実施）との比較では、「経済的な負担の軽減」が7.2ポイント増加している一方、「必要な在宅サービスが適切に利用できること」が6.2ポイントの減少となっています。

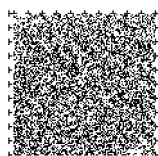


単位：％

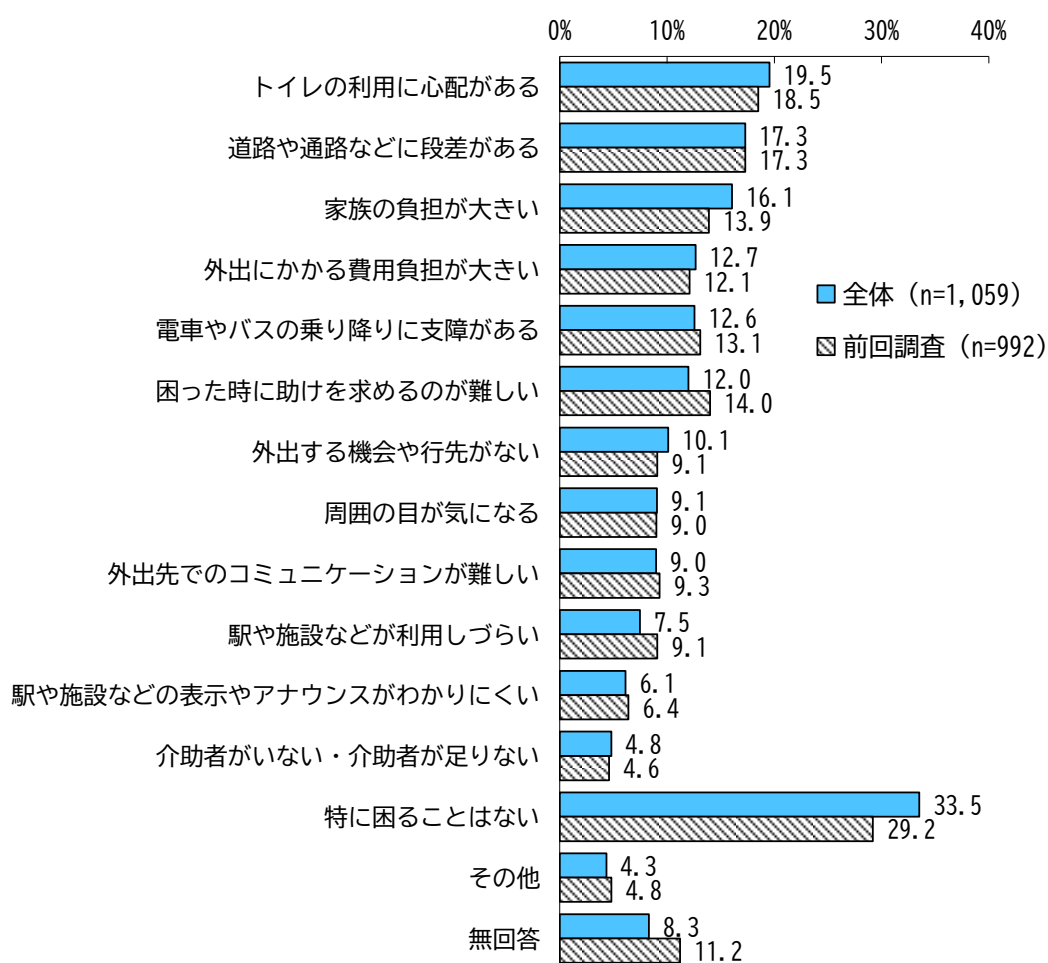
障がい種別	回答者数 (人)	在宅で医 療的ケア などが適 切に受け られるこ と	障がい者 に適した 住居の確 保	必要な 在宅サー ビスが適 切に利用 できるこ と	生活訓練 等の充実	ひとり暮 らしをす るための 訓練の充 実	グループ ホームや ショート ステイ等 の体験の 機会・場 の提供	緊急時に 利用できる ショート ステイが あること	緊急時に 相談でき る窓口が あること	日々の困 りごとや 今後の生 活につい て相談で きる窓口 があるこ と
全体	1,059	27.2	18.1	23.9	8.9	8.7	8.8	18.8	30.2	29.9
身体障がい	735	32.5	15.0	26.8	7.3	5.3	5.6	19.6	29.3	26.4
知的障がい	130	9.2	25.4	13.8	10.8	13.8	19.2	23.8	30.0	29.2
精神障がい	198	19.7	27.3	20.7	12.6	18.2	12.6	14.6	36.9	43.4

障がい種別	回答者数 (人)	地域住民 等の障が いへの理 解	情報の取 得利用や 意思疎通 についての 支援	経済的な 負担の軽 減	特に必要 な支援は ない	その他	無回答
全体	1,059	11.7	10.5	45.2	11.4	2.8	8.6
身体障がい	735	7.5	6.8	41.5	12.5	1.9	9.4
知的障がい	130	20.0	21.5	36.9	8.5	3.1	13.1
精神障がい	198	24.2	18.7	64.1	8.6	4.0	5.1

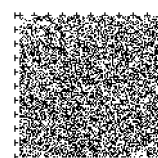
障がい別にみると、いずれの障がいでも「経済的な負担の軽減」が最も多くなっているものの、精神障がいではその割合が特に高くなっています。また、身体障がいでは「在宅で医療的ケアなどが適切に受けられること」「必要な在宅サービスが適切に利用できること」、知的障がいでは「緊急時に利用できるショートステイがあること」「グループホームやショートステイ等の体験の機会・場の提供」、精神障がいでは「日々の困りごとや今後の生活について相談できる窓口があること」「緊急時に相談できる窓口があること」の割合が比較的高くなっています。



④外出に関する困りごと



「特に困ることはない」を除くと、全体では「トイレの利用に心配がある」が19.5%、「道路や通路などに段差がある」が17.3%、「家族の負担が大きい」が16.1%となっています。前回調査（令和2年度実施）との比較では、「特に困ることはない」が微増となっているものの、顕著な差はみられません。

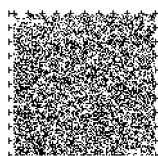


障がい別にみると、身体障がいでは「道路や通路などに段差がある」、知的障がいでは「困った時に助けを求めるのが難しい」「外出先でのコミュニケーションが難しい」、精神障がいでは「外出にかかる費用負担が大きい」「周囲の目が気になる」の割合が比較的高くなっています。

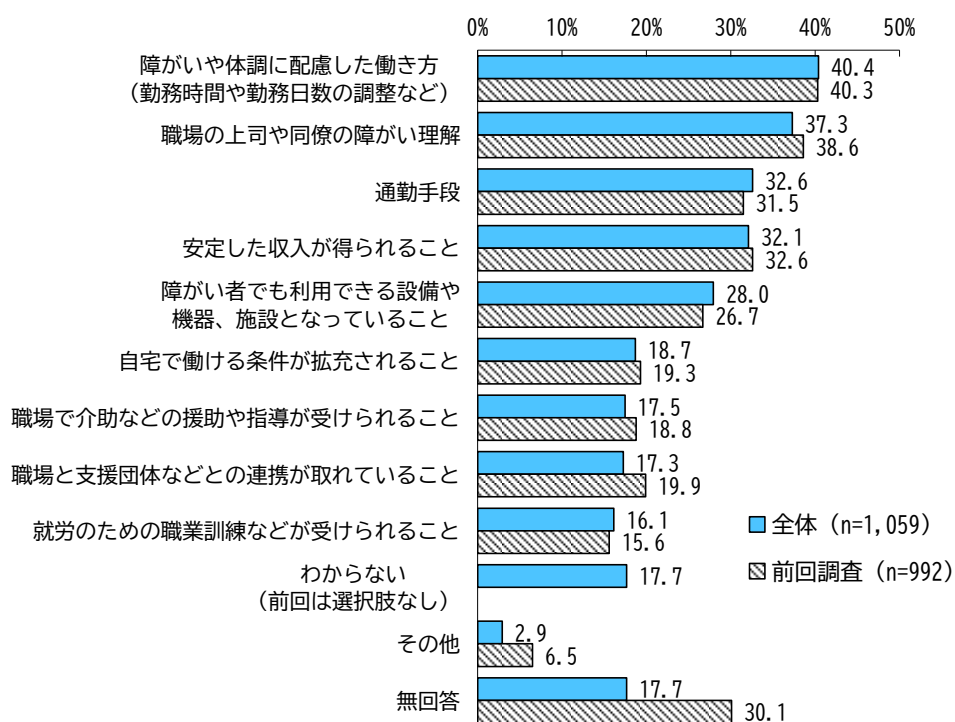
単位：％

障がい種別	回答者数 (人)	外出する 機会や行 先がない	トイレの 利用に心 配がある	周囲の目 が気になる	外出にか かる費用 負担が大 きい	家族の負 担が大 きい	介助者が いない・ 介助者が 足りない	困った時 に助けを 求めるの が難しい	外出先で のコミュ ニケー ションが 難しい	電車やバ スの乗り 降りに支 障がある	駅や施設 などが利 用しづら い
全体	1,059	10.1	19.5	9.1	12.7	16.1	4.8	12.0	9.0	12.6	7.5
身体障がい	735	8.3	21.5	4.5	9.7	16.2	5.6	8.6	4.1	14.8	7.9
知的障がい	130	14.6	12.3	12.3	10.0	17.7	6.9	24.6	24.6	9.2	3.8
精神障がい	198	15.7	18.2	25.3	26.3	16.2	3.5	18.2	18.7	10.6	9.6

障がい種別	回答者数 (人)	駅や施設 などの表 示やアナ ウンスが わかりに くい	道路や通 路などに 段差があ る	特に困る ことはな い	その他	無回答
全体	1,059	6.1	17.3	33.5	4.3	8.3
身体障がい	735	6.4	22.7	32.9	3.9	9.3
知的障がい	130	5.4	6.2	36.9	2.3	6.9
精神障がい	198	6.1	5.1	28.8	7.1	8.1



⑤障がいのある人の就労のために必要なこと



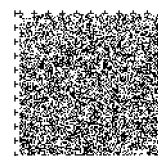
単位：％

障がい種別	回答者数 (人)	通勤手段	障がい者でも利用できる設備や機器、施設となっていること	障がいや体調に配慮した働き方 (勤務時間や勤務日数の調整など)	安定した収入が得られること	職場の上司や同僚の障がい理解	職場で介助などの援助や指導が受けられること	就労のための職業訓練などが受けられること	職場と支援団体などとの連携が取れていること	自宅で働ける条件が拡充されること	わからない
全体	1,059	32.6	28.0	40.4	32.1	37.3	17.5	16.1	17.3	18.7	17.7
身体障がい	735	29.5	28.7	34.4	25.2	30.7	15.4	13.3	12.1	16.6	19.5
知的障がい	130	33.8	33.1	47.7	41.5	45.4	29.2	20.0	27.7	10.0	11.5
精神障がい	198	42.9	21.7	60.1	52.0	56.1	20.2	24.7	29.3	33.3	15.7

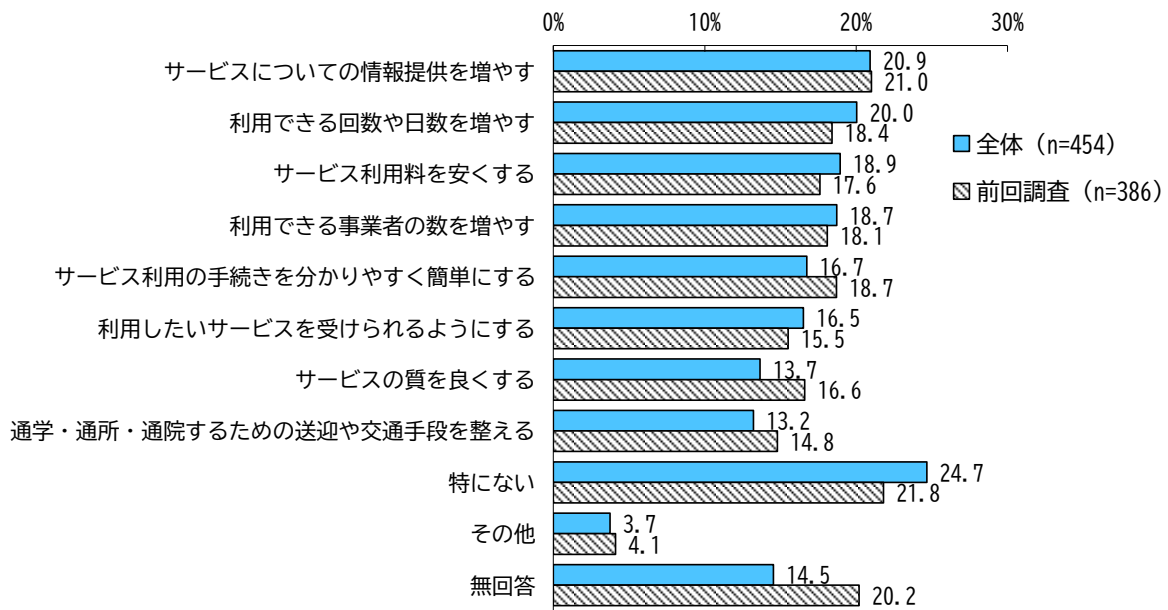
障がい種別	回答者数 (人)	その他	無回答
全体	1,059	2.9	17.7
身体障がい	735	3.1	21.6
知的障がい	130	1.5	13.1
精神障がい	198	3.0	6.6

全体では「障がいや体調に配慮した働き方（勤務時間や勤務日数の調整など）」が40.4%と最も多く、次いで「職場の上司や同僚の障がい理解」が37.3%、「通勤手段」が32.6%となっています。

障がい別にみると、「障がいや体調に配慮した働き方（勤務時間や勤務日数の調整など）」はとくに精神障がい、知的障がいで高くなっています。また、精神障がい、知的障がいでは「職場の上司や同僚の障がい理解」「安定した収入が得られること」の割合が比較的高くなっています。



⑥福祉サービスについて改善が必要なこと

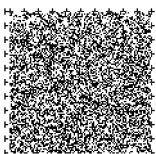


単位：％

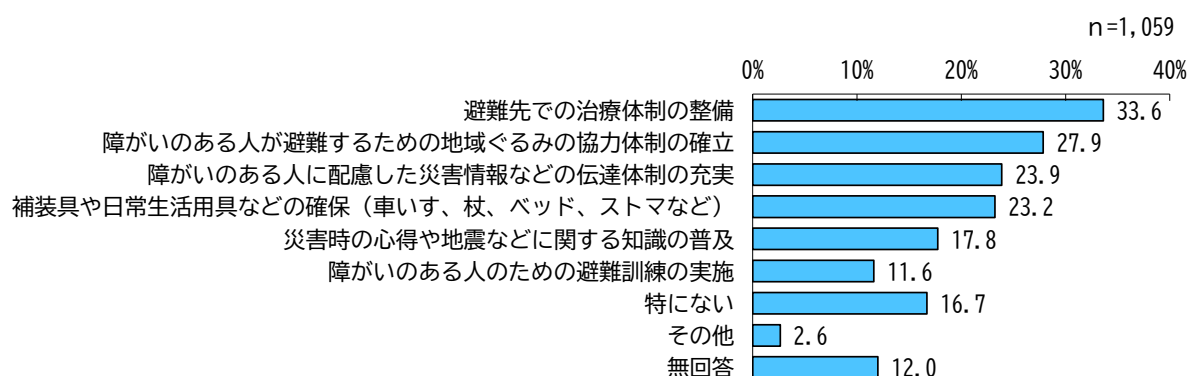
障がい種別	回答者数 (人)	利用できる回数や日数を増やす	サービス利用料を安くする	サービスの質を良くする	利用できる事業者の数を増やす	サービスについての情報提供を増やす	利用したいサービスを受けられるようにする	サービス利用の手続きを分かりやすく簡単にする	通学・通所・通院するための送迎や交通手段を整える	特にない	その他	無回答
全体	454	20.0	18.9	13.7	18.7	20.9	16.5	16.7	13.2	24.7	3.7	14.5
身体障がい	285	19.3	20.4	10.5	16.1	18.2	13.7	14.7	9.1	24.9	2.8	17.2
知的障がい	85	15.3	9.4	9.4	23.5	25.9	23.5	22.4	21.2	29.4	2.4	9.4
精神障がい	91	29.7	20.9	26.4	23.1	27.5	23.1	17.6	17.6	16.5	7.7	12.1

全体では、「特にない」を除くと、「サービスについての情報提供を増やす」が20.9%と最も多く、次いで「利用できる回数や日数を増やす」が20.0%、「サービス利用料を安くする」が18.9%となっています。

障がい別でみると、精神障がいでは「利用できる回数や日数を増やす」が最も多く、「サービスの質を良くする」の割合が比較的高くなっています。また、知的障がいと精神障がいでは「サービスについての情報提供を増やす」「利用できる事業者の数を増やす」「利用したいサービスを受けられるようにする」の割合が高くなっています。



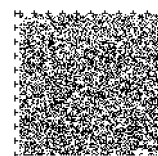
⑦災害に備えて力を入れてほしいこと



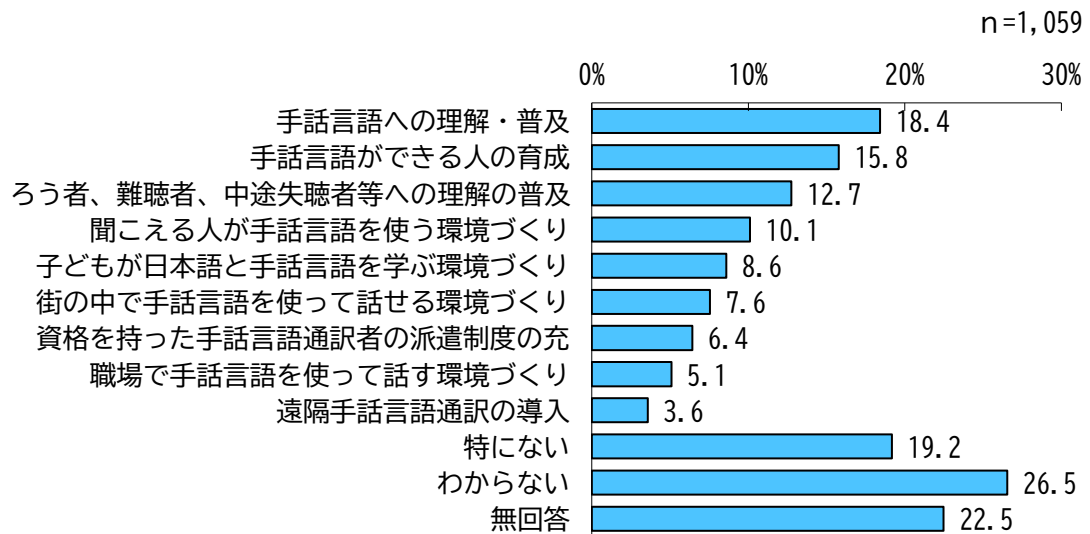
障がい種別	回答者数 (人)	障がいのある人のための避難訓練の実施	災害時の心得や地震などに関する知識の普及	障がいのある人が避難するための地域ぐるみの協力体制の確立	障がいのある人に配慮した災害情報などの伝達体制の充実	避難先での治療体制の整備	補装具や日常生活用具などの確保 (車いす、杖、ベッド、ストマなど)	特になし	その他	無回答
全体	1,059	11.6	17.8	27.9	23.9	33.6	23.2	16.7	2.6	12.0
身体障がい	735	10.3	16.3	25.3	21.2	34.1	29.5	15.9	2.3	13.1
知的障がい	130	19.2	15.4	42.3	34.6	21.5	10.0	20.0	2.3	7.7
精神障がい	198	10.6	23.2	28.3	27.8	40.9	9.1	18.2	4.5	9.6

全体では「避難先での治療体制の整備」が33.6%と最も多く、次いで「障がいのある人が避難するための地域ぐるみの協力体制の確立」が27.9%、「障がいのある人に配慮した災害情報などの伝達体制の充実」が23.9%、「補装具や日常生活用具などの確保 (車いす、杖、ベッド、ストマなど)」が23.2%の順となっています。

障がい別にみると、知的障がいで「障がいのある人が避難するための地域ぐるみの協力体制の確立」が最も多くなっています。また、身体障がいで「補装具や日常生活用具などの確保 (車いす、杖、ベッド、ストマなど)」、精神障がいで「避難先での治療体制の整備」の割合が比較的高くなっています。



⑧手話言語の理解・普及のために必要なこと

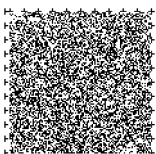


障がい種別	回答者数 (人)	手話言語 への理 解・普及	ろう者、 難聴者、 中途失聴 者等への 理解の普 及	手話言語 ができる 人の育成	遠隔手話 言語通訳 の導入	聞こえる 人が手話 言語を使 う環境づ くり	子どもが 日本語と 手話言語 を学ぶ環 境づくり	街の中で 手話言語 を使って 話せる環 境づくり	職場で手 話言語を 使って話 す環境づ くり	資格を持 った手話 言語通訳 者の派遣 制度の充	特にない
全体	1,059	18.4	12.7	15.8	3.6	10.1	8.6	7.6	5.1	6.4	19.2
身体障がい	735	16.7	11.4	15.0	2.4	9.3	8.6	7.2	3.7	6.3	20.0
知的障がい	130	21.5	13.1	17.7	4.6	13.8	7.7	8.5	7.7	7.7	16.9
精神障がい	198	22.7	19.2	19.2	7.6	12.1	10.6	10.1	9.6	8.1	19.7

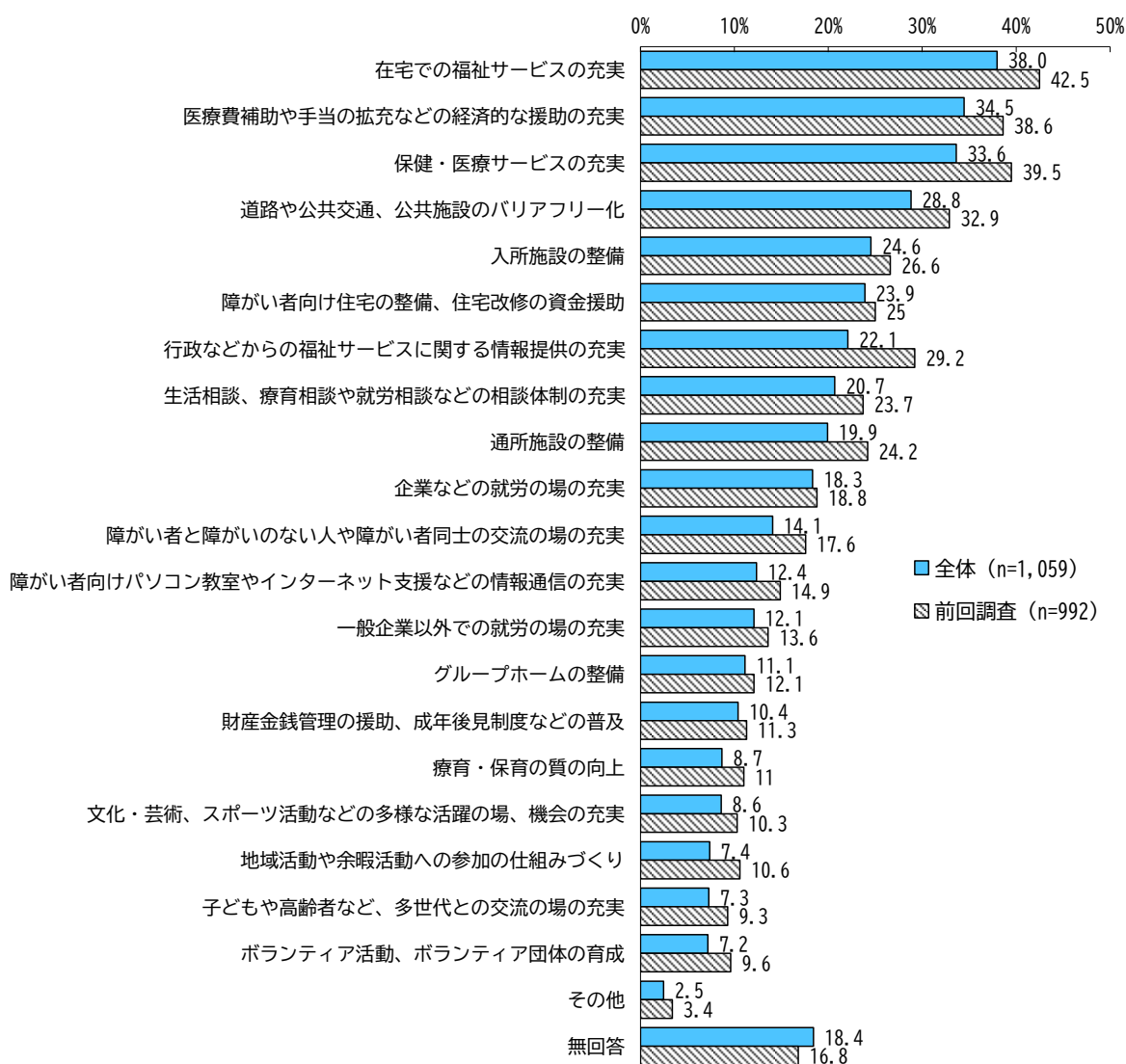
障がい種別	回答者数 (人)	わからな い	無回答
全体	1,059	26.5	22.5
身体障がい	735	25.2	23.3
知的障がい	130	28.5	20.8
精神障がい	198	30.3	17.2

全体では、「わからない」「特にない」を除くと、「手話言語への理解・普及」が18.4%と最も多く、次いで「手話言語ができる人の育成」が15.8%、「ろう者、難聴者、中途失聴者等への理解の普及」が12.7%の順となっています。

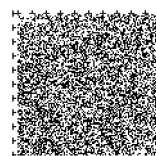
障がい別にみても、「わからない」「特にない」を除くと、いずれの障がいにおいても手話言語への理解・普及」が最も多くなっています。



⑨障がいのある人にとって住みよいまちづくりに必要なこと



全体では「在宅での福祉サービスの充実」が38.0%と最も多く、次いで「医療費補助や手当の拡充などの経済的な援助の充実」が34.5%、「保健・医療サービスの充実」が33.6%の順となっています。

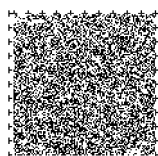


単位：％

障がい種別	回答者数 (人)	在宅での 福祉サー ビスの充 実	入所施設 の整備	通所施設 の整備	保健・医 療サービ スの充実	障がい者 向け住宅 の整備、 住宅改修 の資金援 助	グループ ホームの 整備	道路や公 共交通、 公共施設 のバリア フリー化	療育・保 育の質の 向上	企業など の就労の 場の充実	一般企業 以外での 就労の場 の充実	生活相 談、療育 相談や就 労相談な どの相談 体制の充 実
全体	1,059	38.0	24.6	19.9	33.6	23.9	11.1	28.8	8.7	18.3	12.1	20.7
身体障がい	735	40.7	23.1	17.3	32.9	20.7	5.7	33.1	5.2	11.6	7.1	15.6
知的障がい	130	23.1	39.2	34.6	26.2	26.2	30.0	19.2	23.8	30.0	19.2	30.8
精神障がい	198	39.4	22.2	20.7	40.9	34.3	18.2	21.7	11.1	35.9	26.8	33.8

障がい種別	回答者数 (人)	医療費補 助や手当 の拡充な どの経済 的援助の 充実	地域活動 や余暇活 動への参 加の仕組 みづくり	文化・芸 術、スポ ーツ活動 などの多 様な活躍 の場、機 会の充実	障がい者 と障がい のない人 や障がい 者同士の 交流の場 の充実	子どもや 高齢者な ど、多世 代との交 流の場の 充実	ボラン ティア活 動、ボラ ンティア 団体の育 成	障がい者 向けパソ コン教室 やイン ターネッ ト支援な どの情報 通信の充 実	行政など からの福 祉サービ スに関す る情報提 供の充実	財産金銭 管理の援 助、成年 後見制度 などの普 及	その他	無回答
全体	1,059	34.5	7.4	8.6	14.1	7.3	7.2	12.4	22.1	10.4	2.5	18.4
身体障がい	735	33.1	5.4	6.4	11.4	6.0	6.4	9.4	21.8	6.8	1.4	20.8
知的障がい	130	28.5	14.6	13.1	24.6	13.1	10.8	11.5	24.6	21.5	2.3	13.1
精神障がい	198	44.9	10.1	13.1	20.7	8.6	8.1	23.2	23.2	18.7	4.5	11.1

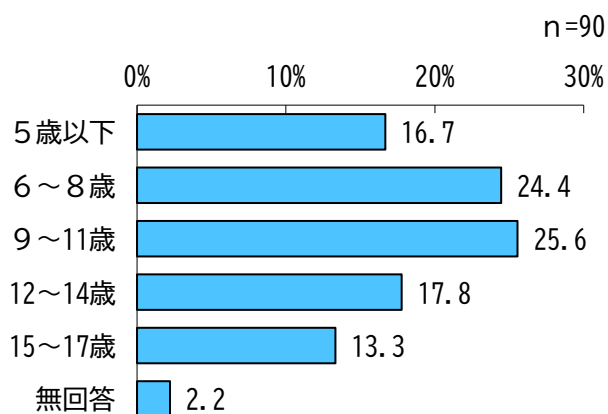
障がい別にみると、身体障がいでは「在宅での福祉サービスの充実」、知的障がいでは「入所施設の整備」、精神障がいでは「医療費補助や手当の拡充などの経済的な援助の充実」が最も多くなっています。また、知的障がいでは「通所施設の整備」「グループホームの整備」など、精神障がいでは「保健・医療サービスの充実」「企業などの就労の充実」が比較的高くなっています。



【児童（18 未満）の保護者調査】

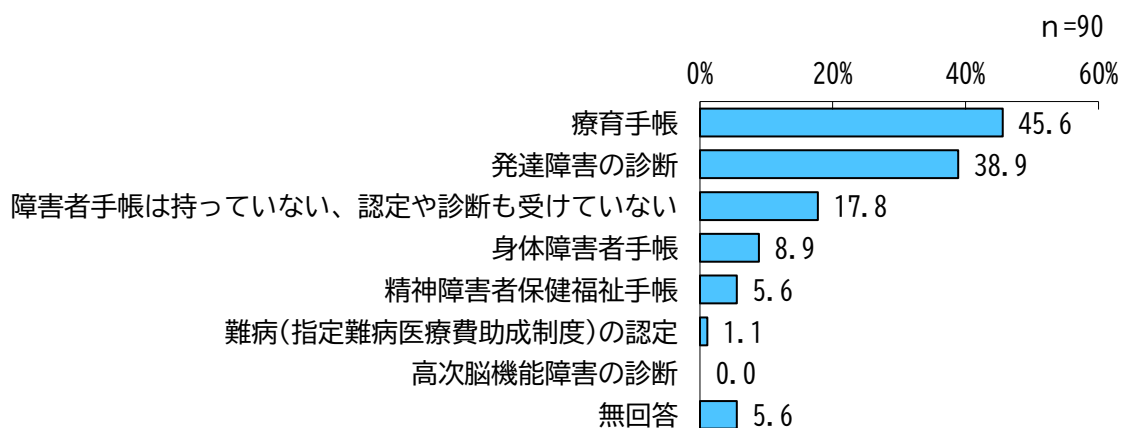
①お子さんについて

ア. 年齢

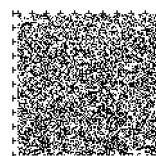


「9～11歳」が25.6%、「6～8歳」が24.4%、「12～14歳」が17.8%などとなっています。

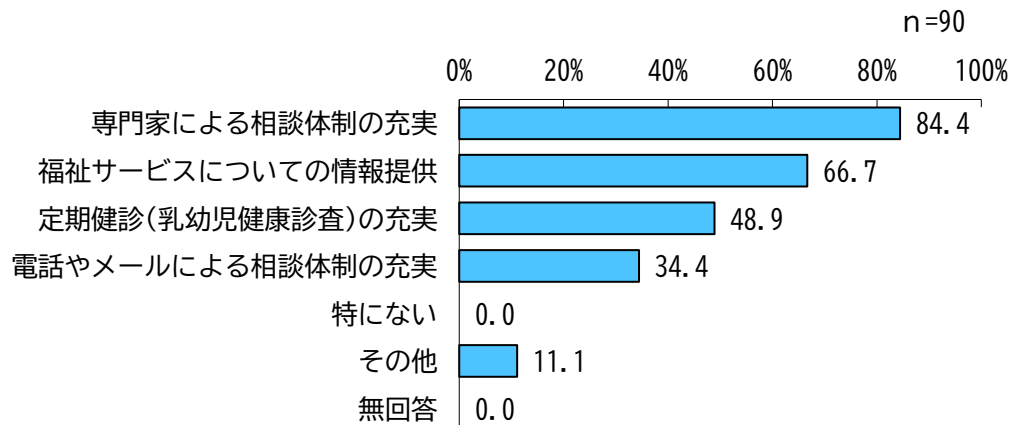
イ. 認定・診断の有無や手帳の所持状況



「療育手帳」が45.6%と最も多く、次いで「発達障害の診断」が38.9%、「障害者手帳は持っていない、認定や診断も受けていない」が17.8%の順となっています。

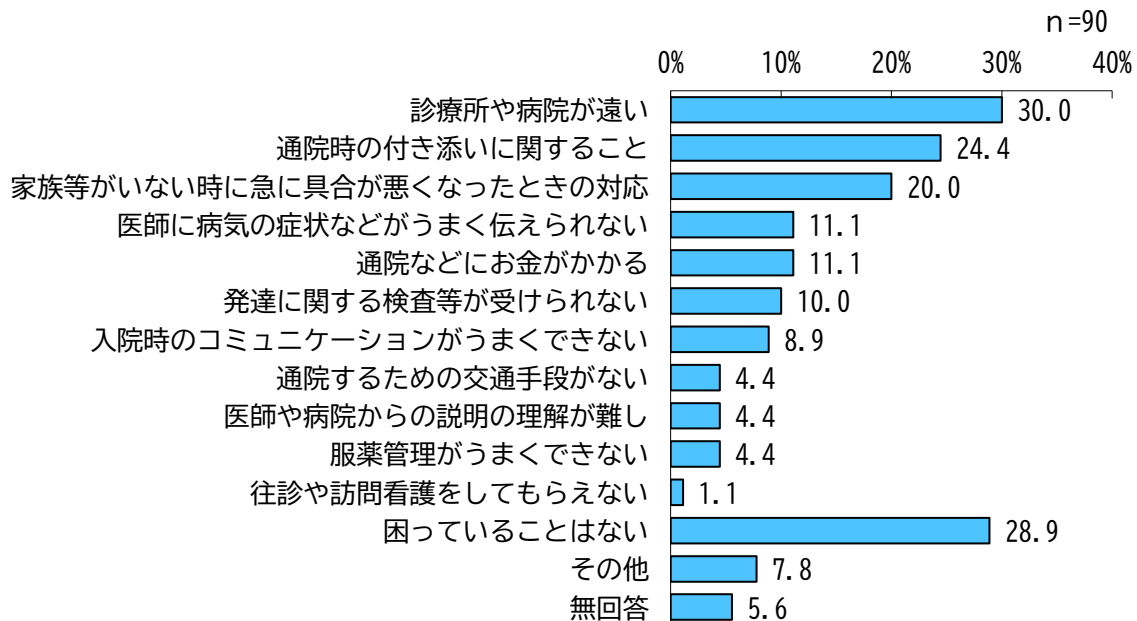


②発達の不安や障がいのある子が早期に適切な支援を受けるために必要なこと

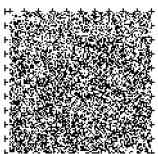


「専門家による相談体制の充実」が84.4%と最も多く、次いで「福祉サービスについての情報提供」が66.7%、「定期健診(乳幼児健康診査)の充実」が48.9%となっています。

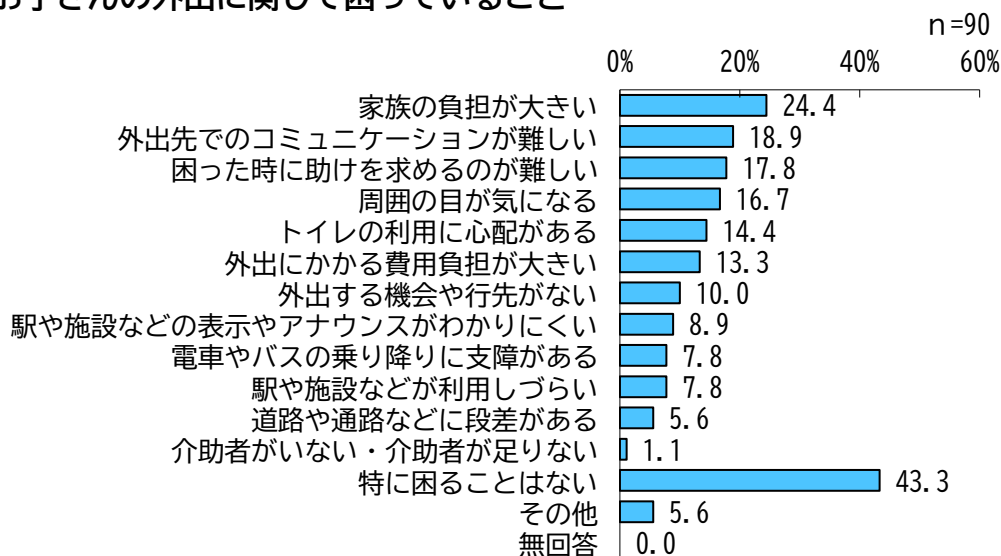
③お子さんの医療のことで困っていること



「困っていることはない」を除くと、「診療所や病院が遠い」が30.0%と最も多く、次いで、「通院時の付き添いに関すること」が24.4%、「家族等がいない時に急に具合が悪くなったときの対応」が20.0%となっています。

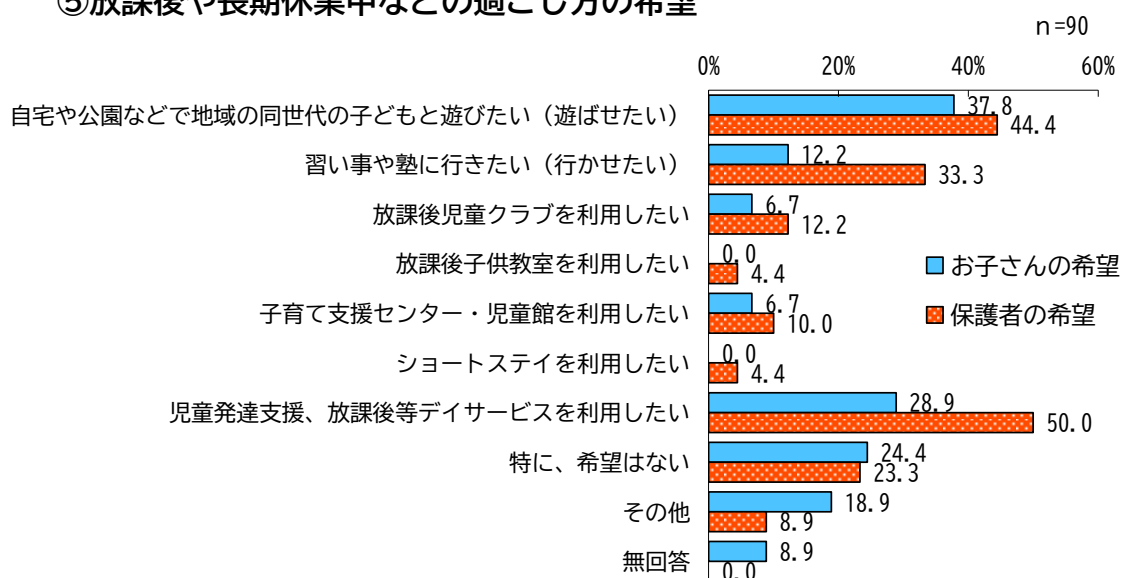


④お子さんの外出に関して困っていること

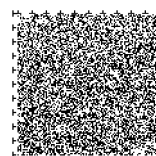


「特に困ることはない」を除くと、「家族の負担が大きい」が 24.4%と最も多く、次いで「外出先でのコミュニケーションが難しい」が 18.9%、「困った時に助けを求めるのが難しい」が 17.8%となっています。

⑤放課後や長期休業中などの過ごし方の希望



お子さんの希望は「自宅や公園などで地域の同世代の子どもと遊びたい」、保護者の希望は「児童発達支援、放課後等デイサービスを利用したい」が最も多くなっています。また、保護者の希望では「習い事や塾に行かせたい」の割合も比較的高くなっています。



⑥卒園・卒業後の進路の希望

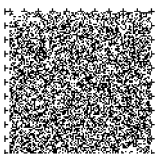
卒園・卒業後の進路の希望について、年齢別でみると、11歳以下では「普通学校へ進学」を希望する割合が高く、12～14歳では「特別支援学校へ進学」と「普通学校へ進学」を希望する割合が同数で比較的高くなっています。

【お子さんの希望（年齢別）】

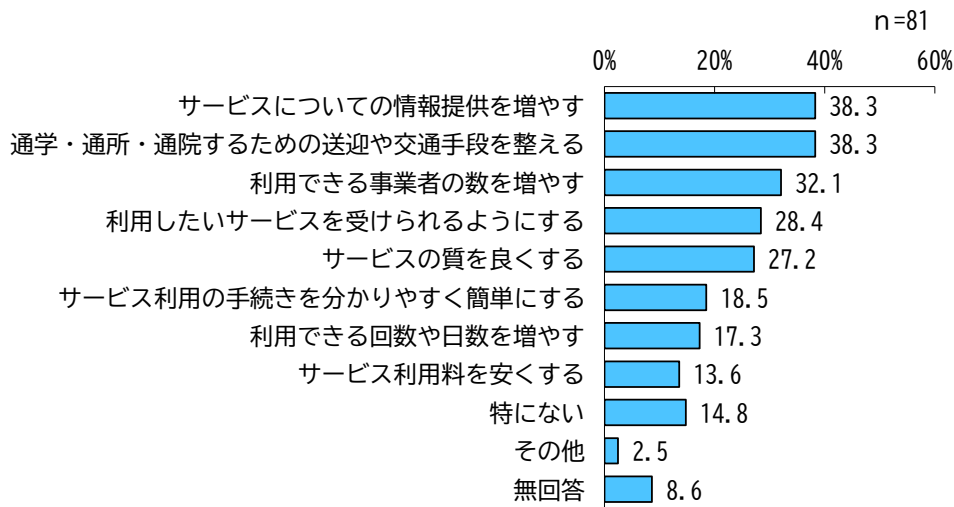
上段：人 下段：%	回答者数	特別支援 学校へ進 学	普通学校 へ進学	特別支援 学級へ進 学	生活訓練 を受け たい	専門学 校など の教育 訓練機 関	福祉施設 に通う	指導員の 付いた事 業所で働 く	会社など に就職 （正規雇 用）	会社など でアルバ イト	自宅で出 来る仕事 をしたい	わからな い	その他	無回答
全体	90 100.0	7 7.8	36 40.0	1 1.1	0 0.0	1 1.1	1 1.1	1 1.1	2 2.2	0 0.0	2 2.2	30 33.3	2 2.2	7 7.8
5歳以下	15 100.0	0 0.0	6 40.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	7 46.7	0 0.0	2 13.3
6～8歳	22 100.0	1 4.5	9 40.9	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	8 36.4	1 4.5	3 13.6
9～11歳	23 100.0	1 4.3	12 52.2	1 4.3	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	8 34.8	0 0.0	1 4.3
12～14歳	16 100.0	5 31.3	5 31.3	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	1 6.3	0 0.0	0 0.0	0 0.0	5 31.3	0 0.0	0 0.0
15～17歳	12 100.0	0 0.0	4 33.3	0 0.0	0 0.0	1 8.3	0 0.0	0 0.0	2 16.7	0 0.0	2 16.7	1 8.3	1 8.3	1 8.3

【保護者の希望（年齢別）】

上段：人 下段：%	回答者数	特別支援 学校へ進 学	普通学校 へ進学	特別支援 学級へ進 学	生活訓練 を受け たい	専門学 校など の教育 訓練機 関	福祉施設 に通う	指導員の 付いた事 業所で働 く	会社など に就職 （正規雇 用）	会社など でアルバ イト	自宅で出 来る仕事 をしたい	わからな い	その他	無回答
全体	90 100.0	11 12.2	44 48.9	4 4.4	2 2.2	4 4.4	3 3.3	5 5.6	3 3.3	0 0.0	1 1.1	11 12.2	1 1.1	1 1.1
5歳以下	15 100.0	2 13.3	9 60.0	1 6.7	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	3 20.0	0 0.0	0 0.0
6～8歳	22 100.0	4 18.2	15 68.2	1 4.5	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	1 4.5	0 0.0	1 4.5
9～11歳	23 100.0	1 4.3	13 56.5	2 8.7	0 0.0	1 4.3	2 8.7	2 8.7	0 0.0	0 0.0	0 0.0	2 8.7	0 0.0	0 0.0
12～14歳	16 100.0	4 25.0	5 31.3	0 0.0	1 6.3	1 6.3	0 0.0	2 12.5	0 0.0	0 0.0	0 0.0	3 18.8	0 0.0	0 0.0
15～17歳	12 100.0	0 0.0	2 16.7	0 0.0	1 8.3	2 16.7	0 0.0	1 8.3	3 25.0	0 0.0	1 8.3	1 8.3	1 8.3	0 0.0

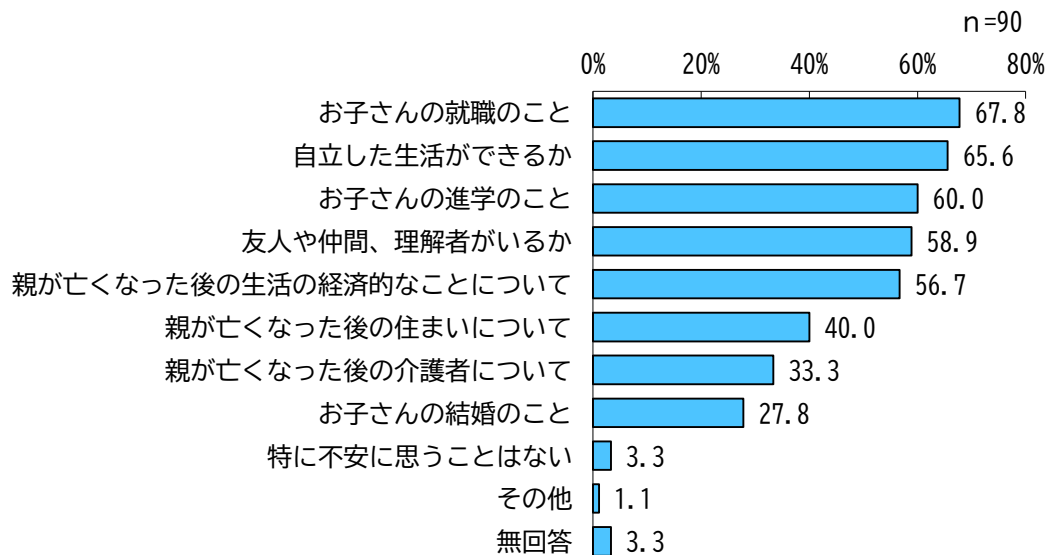


⑦福祉サービスについて改善が必要なこと

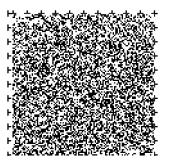


「サービスについての情報提供を増やす」「通学・通所・通院するための送迎や交通手段を整える」が 38.3%と最も多く、次いで「利用できる事業者の数を増やす」が 32.1%、「利用したいサービスを受けられるようにする」が 28.4%となっています。

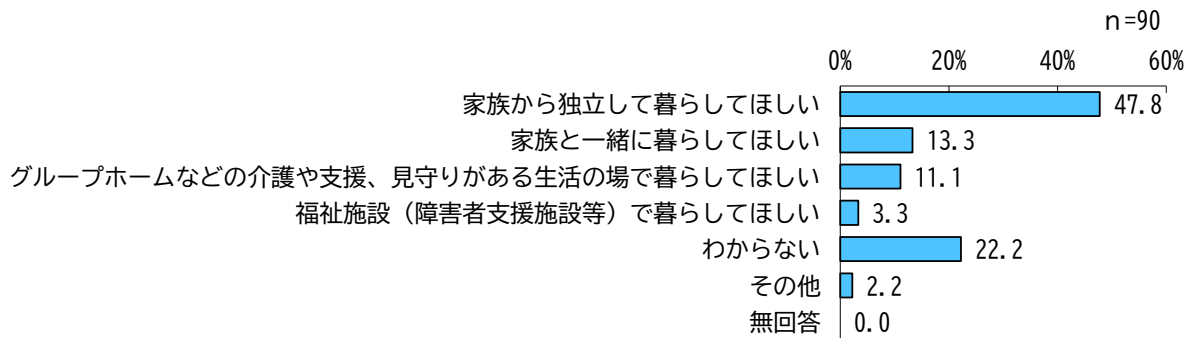
⑧お子さんの将来のことで不安に思うこと



「お子さんの就職のこと」が 67.8%と最も多く、次いで「自立した生活ができるか」が 65.6%、「お子さんの進学のこと」が 60.0%となっています。

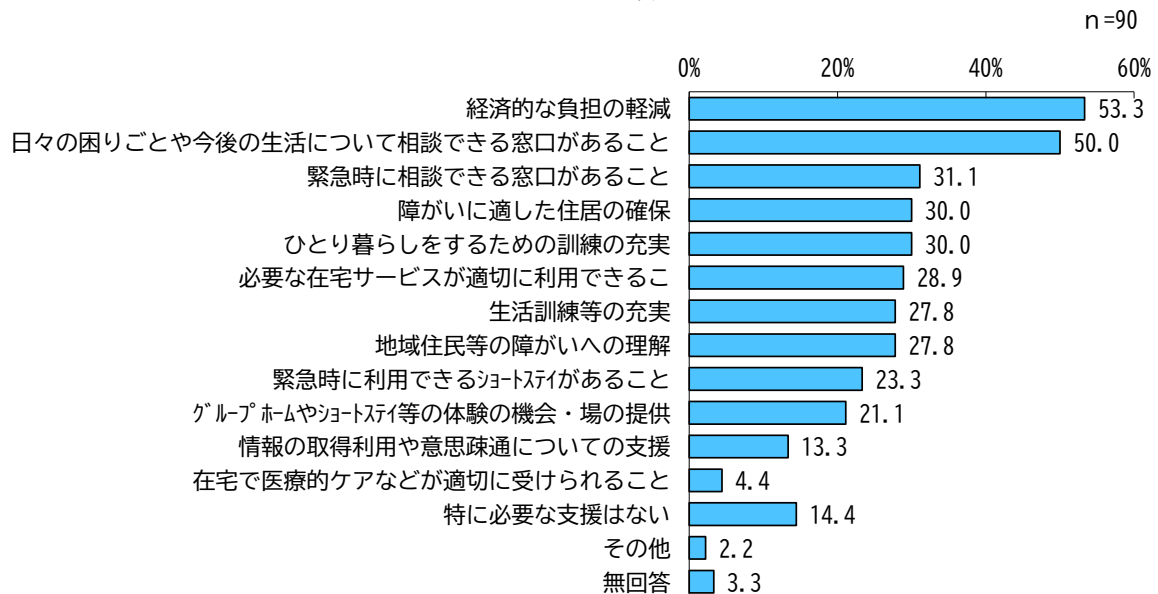


⑨お子さんに将来どのように暮らしてほしいか

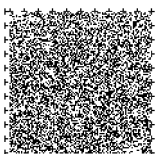


「わからない」を除くと、「家族から独立して暮らしてほしい」が 47.8%と最も多く、次いで「家族と一緒に暮らしてほしい」が 13.3%、「グループホームなどの介護や支援、見守りがある生活の場で暮らしてほしい」が 11.1%となっています。

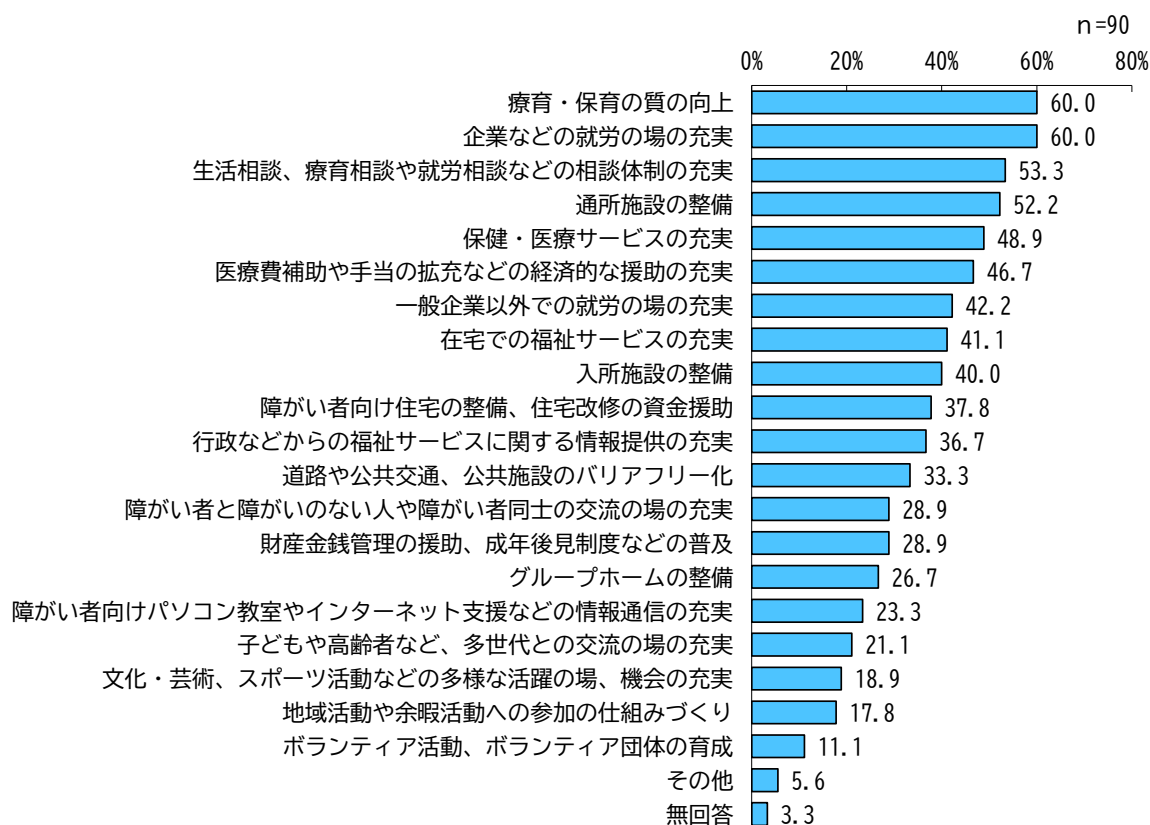
⑩希望する暮らしを送るために必要な支援



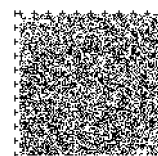
「経済的な負担の軽減」が 53.3%と最も多く、次いで「日々の困りごとや今後の生活について相談できる窓口があること」が 50.0%、「緊急時に相談できる窓口があること」が 31.1%となっています。



⑪障がいのある人等にとって住みよいまちづくりに必要なこと



「療育・保育の質の向上」「企業などの就労の場の充実」が 60.0%と最も多く、次いで「生活相談、療育相談や就労相談などの相談体制の充実」が 53.3%、「通所施設の整備」が 52.2%となっています。



4 関係団体等への調査結果概要

(1) 調査の目的

アンケート調査では捉えにくい個別の具体的な課題やニーズ等について把握し、今後の取組に反映していくため、障がい者福祉の関係団体や事業所等に対してヒアリングシートによる調査を行いました。

(2) 対象団体

- ①障がい者関係団体（ボランティアを含む）
- ②事業所

(3) 調査方法と回収状況

調査方法：文書（ヒアリングシート）による照会を実施

調査期間：令和5年11月6日（月）～11月22日（水）

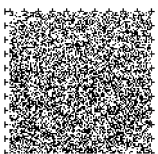
(4) 調査内容

①障がい者関係団体（ボランティアを含む）への調査

- ・ 日常の活動における問題点や課題
- ・ 地域の中で果たしたい役割
- ・ 障がい福祉サービスの利用の問題点
- ・ 今後充実して欲しいサービス
- ・ 日常生活や就学・就労について困っていること
- ・ 障がいのある人が快適に外出するために必要なこと
- ・ 町のバリアフリー化へ取り組みについて
- ・ 町の障がい福祉施策への意見・要望等

②事業所への調査

- ・ 日常の活動の問題点や今後の課題
- ・ 障害者総合支援法に関する課題について
- ・ 障がい福祉サービスの問題点や必要なサービスについて
- ・ 障がい福祉サービスの情報提供や相談体制について
- ・ 一般就労を含む就労支援の課題について
- ・ 教育支援の課題について
- ・ 障がい者の外出やまちづくりについて
- ・ 町の障がい福祉施策への意見・要望等



(5) 調査結果の概要

①障がい者関係団体（ボランティア含む）

【日常の活動における問題点や課題】

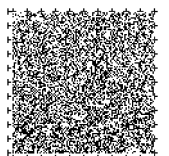
- ・社会参加にはガイドや手話・ノートテイクといったサポートが不可欠のため定期的な定例会の開催を配慮しているが、会場の確保が困難。また、個人情報保護法により、障がい者へ情報を伝えられないことや、個々人が現在抱えている問題点が把握できない。一人でも多くの障がい者に当会の活動に参加してもらえるよう、常時集える場所が必要。
- ・役員・ボランティアの高齢化により、会員が減少し存続が難しい現状がある。
- ・人材不足、メンバーの高齢化のため聴覚障害者の社会参加のために十分なサポートが出来ていない。
- ・新しい会員が入ってこない。会員を募集したい。
- ・県の障害者協会など活動や、情報媒体の変化による条例などの変更を伝える情報手段がない。
- ・活動費不足のためバザー等を行い捻出している。

【地域の中で果たしたい役割】

- ・いつでも参加出来る環境としての活動拠点の確保と、社会参加に不可欠なガイドや手話・ノートテイクといったサポートの制度化に尽力したい。
- ・障がい者とその家族が孤立して問題を抱え込まないように、相談・支援・情報提供手段を模索し社会参加のきっかけを作る。
- ・自然災害などによる緊急事態に備えた障がい者のための安全対策を図る。
- ・杉戸町在住・在勤の障がい者のバリアフリー化のための環境作りを発信する拠点。
- ・町内の潜在している難聴者、中途失聴者に対して幅広い情報保障を行いたい。
- ・要約筆記を町民に周知していきたい。
- ・多くの方に点字体を知って、読んで楽しんでいただきたいので、地域外にも点字サークルのホームページを活用して発信していきたい。

【障がい福祉サービスの利用の問題点】

- ・障がいを克服できる手段の一つである障がい者スポーツ振興へのリーダーがない。
- ・障がい者のスポーツイベントへの参加バリア。（大会への同行者が皆無）スポーツイベントの参加には公的支援策が無い。
- ・ガイドヘルプは今年度でボランティア活動が中止。同行援護は町内で賄うのが困難。



【今後充実して欲しいサービス】

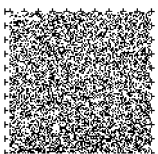
- ・福祉車両による送迎。今のタクシー券の枚数では、病院への往復だけで終わるので、枚数を近隣並みに増やしてもらいたい。
- ・予約無しで使用可能な障がい者専用の会場
- ・同行援護と重要書類が理解できる環境。（視力障がい者への音声連絡・ろう者への手話説明など）
- ・公的建物の段差解消と手すりの設置。多機能トイレの充実。（警察署には多機能トイレの設置がない）
- ・補装具や日常生活用具の点検システムと新製品（商品名でなく）の紹介。

【日常生活や就学・就労について困っていること】

- ・視力障がい者のゴミ出し。ヘルパーは9時から。ゴミ出し時間は8時30分なので。
- ・電池切れが原因だったのに、器具を丸ごと買い換えることが度々ある。
- ・見えないので、手に取って商品の品定めをすると店員に注意を受ける。
- ・見えなかったり、聞こえないので、自動支払いのシステムの手順の説明不足で最近の買い物が不安。
- ・自動ドアなどが壊れているときは、声がけしてもらいたい。
- ・職場では「出来て当たり前」の考えが強く、重度身体障がい者は日によって体調が異なることに聞く耳をもたない。仕事内容の面談はあるが、障がい者面談がない。

【障がいのある人が快適に外出するために必要なこと】

- ・歩道が狭い。自転車が通過する時は恐怖。段差や駐車スペースに傾斜がある。
- ・銀行、郵便局、保健センター、病院など公的な建物に手すりが無さすぎる。
- ・東武動物公園の階段の色分けがとてもいいので、他でも段差の色分けに参考にしてほしい。役場の2, 3階への階段には色別が無く、段差が見にくい。
- ・音の出る信号機を増やしてほしい。
- ・福祉タクシー制度が杉戸町にはないので、それに代わる巡回バスの充実やデマンドバスの利用を考えてもらいたい。
- ・杉戸町内ではカルスタがドアの開閉を音で教えてくれるが、差別解消法が制定後に建てた公的機関にも導入願いたい。
- ・多機能トイレがある公衆トイレを町内の要所に設置してほしい。コンビニにあるが場所が店の奥で、表示が分かりにくくて使えない。
- ・外出先（レストラン、公共施設、遊興施設等）でも筆談や手話で気軽に対応してもらえるよう働きかけること。



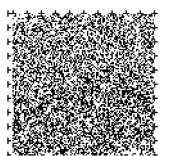
- ・障がい者に対して、気軽に補助できる人づくりが大切。視覚障がい者に対しては、困っている時の声かけのしかたを正しく知ってほしい。

【町のバリアフリー化へ取り組みについて】

- ・銀行の入口にいる案内サポーターのような人を役場においてほしい。現在の町役場は入口が沢山あるため誰に声をかけてよいか分からない。
- ・歩道と車道の区別をはっきりさせ、安心して歩けるようにしてほしい。
- ・点字ブロックの設置、点字案内表示を充実させてほしい。

【町の障がい福祉施策への意見・要望等】

- ・シグナルエイドを設置している市町が増えている。視覚障がい者にとっては音だけが頼りのため、杉戸町でも設置をお願いしたい。
- ・杉戸町はまだ、福祉ボランティアの存在が大きい。私たち障がい者にとってボランティアの助けが無ければ社会参加は困難。高齢化による人数減少に何らかの施策をお願いしたい。
- ・ガイドヘルプと同行援護に替わる制度の導入をお願いしたい。町独自の条例により実施できるのではないか。
- ・選挙公報の点字版を他の自治体では配布している。それ以外にも点字版が必要なものがあると思う。
- ・プライバシー保護の関係で、私達には町内にいる視覚障がい者の情報が入ってこないため、福祉課で調査していただきたい。必要なものは点訳させていただく。
- ・町職員全員が福祉について理解を深めるために要約筆記、手話などの研修を取り入れてほしい。



②事業所

【日常の活動の問題点や今後の課題】

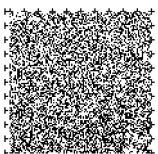
- ・ヘルパーの人員不足。ヘルパーが減っているため新規の受け入れが難しくなっている。
- ・障がい児（保護者）における積極的なサービス利用の傾向にあり、本人支援・保護者支援を一体的に支援していく質が求められている。世帯丸ごと支援も増えている傾向にある。
- ・新規相談ケースの依頼や複合的な課題を抱えるケース支援に、より丁寧な関わりを行ってきている。一方、現状の相談支援専門員配置4人（1人）では、十分な支援に影響される懸念も抱える。
- ・地域の相談支援専門員を育てる取り組みに協力していく。
- ・増え続ける相談対応と相談支援に対する人員不足と業務量。人員補充と業務量減が課題。

【障害者総合支援法に関する課題について】

- ・ヘルパーの人材不足。8050問題。障がい者本人だけではなく家族も含めて複合的な課題を抱える家庭が増えると予測される。介護保険や医療・多制度との連携が必要になるのでは。
- ・ライフステージ毎に提供されるサービス事業所が少ない現状で、狭間ができてしまい、切れ目のない制度の構築が課題にあげられる。その結果、複合的な課題を抱える世帯が増加することが想定される。

【障がい福祉サービスの問題点や必要なサービスについて】

- ・社会資源が少ないために、本人の意向に沿った環境調整ができず、結果的に入院期間が延びてしまうケースもある。必要な支援力がなく、箱だけでできてしまうことも問題だが、社会資源自体少ないことも問題だと考えられる。
- ・相談支援が各種あるサービスの抜け目を埋められているが、それが加算に結び付くと良い。もしくは相談支援事業所が移動支援のようなサービスを併用して担えると収益につながり、事業所の経営力アップにつながる。（理由があってサービスに繋がらない方の買い物同行、受診同行、外出支援、手続き代行など）
- ・ヘルパーが中々利用できない状況。
- ・杉戸町は障がいの居宅介護事業所、同行援護事業所が少ない。
- ・在宅で暮らすうえで何かしらの課題を抱えるが、訪問系サービス、特に居宅介護を提供する事業所が少なすぎる。
- ・障がい児・者ともにショートステイ利用の受け皿が不足している。



【障がい福祉サービスの情報提供や相談体制について】

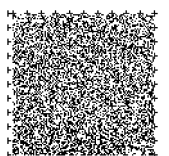
- ・マンパワー不足。
- ・家族教室に参加されたご家族の中に、障害福祉サービスや相談支援などの仕組みについて「はじめて知りました…」という意見が毎年聞かれる。疾患を持つ方を数十年家族力のみで支えている現状がある。埋もれてしまっている当事者やその家族が発信できる仕組みづくりも必要かと考える。
- ・今後もモニタリングやサービス担当者会議にご出席いただき、情報の共有や提供を行っていただけると良い。
- ・どうすればサービス利用でき、どんなサービスがあるのか分かりにくい。介護保険のように分かりやすい手引きがあるとよい。
- ・担当者会議が少ない。モニタリング会議に呼ばれるケースもあるが、ない方が多い。支援に入っているが、状況が変わらず、目標の方向性がわかりにくいケースが多い。親が介護保険、子供が障がいのサービスを利用している場合で、共通する問題点が発生した時に、横のつながりがないように感じる。
- ・サービス情報の提供は表面的なところはされるが、現場のありようはなかなか見えない現状であり課題でもある。
- ・事業所訪問を通じて、現場職員の人となりを情報収集したうえで、提供できるものでありたい。

【一般就労を含む就労支援の課題について】

- ・発達障害の方は仕事をする能力は優れているがそれ以外に適応することに困難さがあるために就労に結び付かず、諦めてしまっている現状がある。就学時の早い段階で就労を見据え、適応の幅が広げられるその方に合った支援の工夫が強化されると良い。
- ・事業所としては児童の支援に関わった際には就労を見据えた観点からその方の強みや偏りを見極め、早い段階で必要な支援に結び付けられるようにする。
- ・在宅での仕事であれば能力を発揮できる方が多くいる。孤立しない関りは他サービスで担保できていれば在宅で収入を得る経済的な自立は目指せるかと思う。
- ・就労継続支援A型・B型の囲いこみのような現状で一般就労へつなげられる現状ではない。相談支援から事業所に対する働きかけが必要と思われるが、受け手の意識の変換がなければ難しいと思われる。できれば、就労支援センターの役割や機能が活かされることが期待される。
- ・いじめや虐待への対策、低賃金の改善。

【教育支援の課題について】

- ・教育現場の病気や障害の理解不足。教育現場への病気や障害の普及啓発。



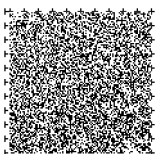
- ・ 障害者福祉教育が、自分ではない他の人のことのような認識の教育ではなく、いつでも自分も自由にならなくなる時期が必ず来ることに意識が向くような学びになると良い。
- ・ ヘルパー利用者からお子さんに関する悩み、学校内での悩みを聞くこともあり、関係機関、関係者との情報共有、連携が必要と考える。
- ・ 障がい児～障がい者、各ライフステージにおける教育支援と福祉支援のバランスが難しく、療育の支援について保育園・幼稚園と児童発達支援の連携体制が必要と思われる。支援の質の担保が望まれる。

【障がい者の外出やまちづくりについて】

- ・ 道行く人たちが困っている人を気軽に声をかけてできることを手伝えるようになると良いなと感じる。
- ・ 設備的なバリアフリー化はかなり進んでいるのと、福祉サービスや補償などが充実していく一方、逆に日常で地域の方が手を差し伸べづらくなってきている、見て見ぬふりも強化され、気軽に手伝ってもらう空気感も薄くなっている。
- ・ まさに快適さを提供するために、ニーズに合わせた提供・選択が必要であるが、そこまで至らない現状がある。
- ・ 歩道の整備をしてほしい。狭くてデコボコしていて歩きにくい。車イスも押せない。障がい者用トイレが少ない。

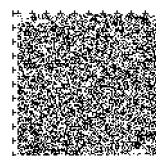
【町の障がい福祉施策への意見・要望等】

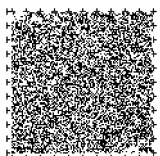
- ・ 障害を持つ方の住まい探しについて、困難さを感じる。差別や偏見というところまではいかないがリスクが高いと感じられてしまっている現状があり警戒されてしまう。
- ・ 最近増設されているグループホームだが、職員が定着せず継続した適切な支援が難しくなっている。ほとんど経験のない管理者やその他スタッフが重度障害者（区分４５６）を受け入れ、結局立ち行かなくなってしまう質の高い支援は望めない。それでも利用するしかない方もいるため相談支援としては複雑な思いでいる。



第2部

第6次杉戸町障がい者福祉計画





第1章 基本的な考え方

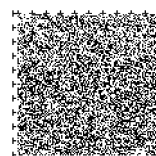
1 基本理念

平成30年度に策定した第5次杉戸町障がい者福祉計画では、“障がいのある人もない人も、ともにいきいきと輝き 安心して暮らせるまちづくり”を基本理念として掲げ、障がいの有無に関わらず、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現という障害者基本法の理念のもと、障がい者福祉施策の総合的な推進を図ってきました。

本計画では、これまでの基本的な考え方を継承しつつ、障害者基本法をはじめとする法の理念や国の「第5次障害者基本計画」の基本理念等を踏まえ、以下の通り、第6次杉戸町障がい者福祉計画の基本理念を定めました。

**障がいのある人もない人も、共生社会の実現に向け
安心して自分らしく暮らせるまちづくり**

また、計画の推進にあたっては、本町の最上位計画である「第6次杉戸町総合振興計画」が目指す10年後の未来像の一つとして位置付けている「自らの健康を守りながら安心して暮らせるまち」の実現を目指し、障がい者福祉施策のより一層の充実に取り組みます。



2 基本目標

基本理念に基づき、以下の5つの基本目標を設定し、計画の推進を図ります。

基本目標1 とともに認め合い、支え合う地域づくり

障がいのある人もない人も、ともに認め合い、支え合う地域づくりを推進していくために、障害者差別解消法に基づく障がいを理由とする差別の解消や合理的配慮の提供について、積極的な周知・啓発を図るとともに、障がいのある人への虐待の防止や権利擁護の推進を図ります。

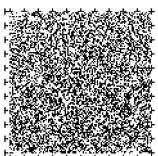
また、すべての人がお互いに理解し、支え合う地域をつくるため、身近な交流機会や交流の場を拡充していくとともに、ボランティア活動や各種団体への支援の充実を図ります。

さらに、令和4年に施行された「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」の趣旨を踏まえ、障がいのある人による情報の取得・意思疎通に関わる施策の総合的な推進を図ります。

基本目標2 自分らしく健康に暮らせる地域生活支援の充実

障がいのある人が住み慣れた地域で自分らしく健康に暮らしていくことができるよう、基幹相談支援センターを中心とした相談支援体制の充実を図るとともに、埼玉北部地区地域自立支援協議会と連携し、本人と家族を支えるサービス提供体制等の充実を図ります。

また、地域で生活するためには、障がいのある人の健康保持と自立が必要となることから、乳幼児期から高齢期までのライフステージに応じた、保健・医療・福祉などの一貫した事業を推進します。



基本目標3 障がいのある子どもの地域社会への参加・包容の推進

障がいのある子どもの健やかな育ちと学びを支えていくため、乳幼児期や学齢期など、早い段階から子どもの発達について適切な相談や支援が受けられる体制の充実を図るとともに、保健、医療、福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携し、就学から学校卒業後の生活も見据えた切れ目のない一貫した支援の提供を図ります。

教員や保育士、介助員などの障がいに対する理解や接し方をより一層高め、障がいのある子どもの個性や能力の育成を図ります。また、障がいのある子どもの地域社会への参加や包容を推進していくため、成長段階に応じて障がい児保育や交流学习等を推進することで、共生社会の実現に向けた障がい理解の促進に努めます。

基本目標4 就労支援と社会参加の促進

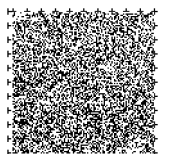
障がいのある人もない人も、だれもが輝く地域づくりを推進するため、就労支援の充実や社会参加の支援・促進を図ります。就労の面では、就労支援センターが中心となり、ハローワーク、企業、特別支援学校、通所事業所など関係機関と連携を図りながら切れ目のない支援の充実に努めます。

また、障がいのある人の社会参加を促進するためにスポーツや文化・芸術活動への支援を充実していくとともに、様々な分野への参加機会の拡大や参加手段の確保、行事内容の充実等、豊かな生活が送れる環境づくりを推進します。

基本目標5 安心・安全に生活できるまちづくり

だれもが安心・安全に生活できるまちづくりの実現のために、障がいの特性に配慮しながら、公共施設や公共交通、道路等について、ユニバーサルデザインの理念に基づいた生活環境整備とバリアフリー化を推進します。

また、緊急時に備え、日頃からの見守り・声かけ活動を促進していくとともに、災害時には、避難行動要支援者登録制度の活用や自主防災組織等との連携により、障がいのある人に対する的確な情報提供や安全な避難方法の確保等、地域で支援する体制の整備を推進します。



3 施策の体系

基本理念

障がいのある人もない人も、共生社会の

基本目標

基本目標1

ともに認め合い、
支え合う地域づくり

基本目標2

自分らしく
健康に暮らせる
地域生活支援の充実

主要課題

(1) 差別の解消・合理的
配慮・権利擁護の
推進

(2) 思いやりのある
地域づくりの推進

(3) 情報アクセシビリ
ティの向上と意思疎
通支援の充実

(1) 相談支援体制の充
実

(2) 障がいのある人と
家族を支えるサービ
ス提供体制等の充実

(3) 保健・医療サービ
スの支援体制の充実

施策

① 障がいを理由とする差別解消の推進
② 行政サービス等における合理的配慮の推進
③ 権利擁護の推進

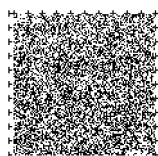
① 交流機会の充実
② ボランティア活動などへの支援
③ 障がい者団体の育成支援

① 情報アクセシビリティの向上
② 意思疎通支援の充実

① 相談支援体制の充実
② 障がい者ケアマネジメントの推進

① 在宅サービスの充実
② 施設サービスの充実
③ 住まいや日中活動の場の確保
④ 外出支援の充実
⑤ コミュニケーション支援
⑥ サービスの質の確保
⑦ 経済的支援の充実

① 疾病・障がい等の早期発見・対応
② 健康づくりの推進
③ 公費負担医療制度の推進
④ 医療的ケアが必要な方への支援



実現に向け 安心して自分らしく 暮らせるまちづくり

基本目標

基本目標3

障がいのある子どもの
地域社会への
参加・包容の推進

基本目標4

就労支援と
社会参加の促進

基本目標5

安心・安全に生活
できるまちづくり

主要課題

(1)療育体制・保育支
援の充実

(2)障がいのある子ど
もへの教育支援体制
の充実

(1)雇用・就労の促進

(2)社会参加の促進

(1)福祉のまちづくり
の推進

(2)安心・安全な暮ら
しの確保

施策

①療育体制の充実
②障がいのある子どもの保育支援

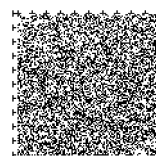
①特別支援教育の推進
②就学や体験活動等の支援

①一般就労の促進
②福祉的就労の促進

①スポーツ活動の充実
②文化・芸術活動などの充実
③計画への参画の機会づくり

①バリアフリー化の推進
②道路環境の整備

①安心・見守り体制づくり



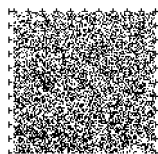
基本目標 1 とともに認め合い、支え合う地域づくり

主要課題	施策	事業名
(1) 差別の解消・合理的配慮・権利擁護の推進	①障がい者を理由とする差別解消の推進	1◎ 障害者差別解消法の周知・推進 2 障害者差別解消支援地域協議会の設置・運営 3 障がいや障がい者の理解の促進 4 福祉教育の推進
	②行政サービス等における合理的配慮の推進	5 職員に対する障がい者理解の促進 6 選挙における配慮の実施
	③権利擁護の推進	7◎ 障がい者への虐待防止事業の推進 8◎ 成年後見制度の利用促進 9 福祉サービス利用援助事業（あんしんサポートねっと）の推進
(2) 思いやりのある地域づくりの推進	①交流機会の充実	10 交流の促進 11 「ふれあい」イベントの充実 12 スポーツフェスティバルへの参加促進 13 農を通じた地域交流の推進
	②ボランティア活動などへの支援	14 福祉ボランティア団体への助成 15 ボランティアパートナー制度の推進 16 各種講習会の開催 17 ボランティア活動への参加機会の提供 18 ボランティア情報の提供
	③障がい者団体の育成支援	19 障がい者団体の育成・支援
(3) 情報アクセシビリティの向上と意思疎通支援の充実	①情報アクセシビリティの向上	20 広報紙・ホームページの充実 21 福祉情報の充実 22 出前座談会の実施 23 行政情報のバリアフリー化推進 24 情報提供体制の整備
	②意思疎通支援の充実	25◎★手話の普及・啓発 26 意思疎通支援事業の推進 27 奉仕員養成講習の推進

◎は重点事業 ★は新規事業（以下同様）

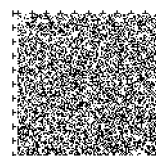
基本目標 2 自分らしく健康に暮らせる地域生活支援の充実

主要課題	施策	事業名
(1) 相談支援体制の充実	①相談支援体制の充実	28◎ 基幹相談支援センター及び地域生活支援拠点の運営 29◎ 相談の連携強化 30 身近な相談の場の推進 31 難病患者、発達障がい者、高次脳機能障がい者への支援 32 訪問相談等の充実 33 健康相談の実施 34 高齢者総合相談の充実 35★ 高齢者の電話相談 36 消費生活相談の充実



基本目標 2 自分らしく健康に暮らせる地域生活支援の充実（続き）

主要課題	施策	事業名
(1) 相談支援体制の 充実	②障がい者ケアマネジメン トの推進	37 計画相談支援・障害児相談支援の充実 38 地域相談支援の推進
(2) 障がいのある人 と家族を支える サービス提供体 制等の充実	①在宅サービスの充実	39 出張理容サービスの利用促進 40 車いすの貸出し 41 紙おむつの支給 42 緊急通報システムの整備・充実 43 障がい者生活介護施設の運営 44 情報・通信支援用具の給付
	②施設サービスの充実	45 障がい者施設情報の把握 46 障害者生活支援センターの利用促進
	③住まいや日中活動の場の 確保	47 居宅環境整備の助成 48 地域活動支援センターの利用促進
	④外出支援の充実	49 リフト付き車両の貸出し 50 タクシー利用料金及び自動車等燃料費 の助成 51 移動の支援 52 自動車運転のための助成 53 福祉有償運送事業の利用促進
	⑤コミュニケーション支援	26 意思疎通支援事業の推進（再掲） 27 奉仕員養成講習の推進（再掲）
	⑥サービスの質の確保	54 福祉サービス事業者の質の向上
	⑦経済的支援の充実	55 生活福祉資金の貸付け 56 在宅重度心身障害者手当の支給 57 特別障害者手当等支給事業の周知 58 重度心身障害者医療費等の支給 8 成年後見制度の利用促進（再掲）
(3) 保健・医療サー ビスの支援体制 の充実	①疾病・障がい等の早期発 見・対応	59 乳幼児健康診査の推進 60 乳幼児訪問指導の推進 61 乳幼児健全発達支援相談指導事業の推 進 62 サポート手帳の活用
	②健康づくりの推進	63 妊産婦保健指導の推進 64 健康診査の推進 65 健康づくり活動の推進 66 介護予防事業の推進 67 精神保健事業の推進
	③公費負担医療制度の推進	68 自立支援医療の給付（育成医療・更正 医療・精神通院医療） 69 指定難病医療給付制度の周知
	④医療的ケアが必要な方へ の支援	70◎ 医療的ケア児への支援体制の整備促進 71 レスパイトケア事業の推進

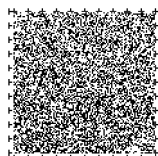


基本目標 3 障がいのある子どもの地域社会への参加・包容の推進

主要課題	施策	事業名
(1) 療育体制・保育 支援の充実	①療育体制の充実	59 乳幼児健康診査の推進（再掲） 60 乳幼児訪問指導の推進（再掲） 61 乳幼児健全発達支援相談指導事業の推進（再掲） 70◎ 医療的ケア児への支援体制の整備促進（再掲）
	②障がいのある子どもの保育支援	72 保育園・幼稚園障がい児保育の充実 73◎ 発達障がいへの支援 74 放課後児童クラブへの障がい児の受け入れの推進 75◎ 障害児通所支援の充実
(2) 障がいのある子どもへの教育支援体制の充実	①特別支援教育の推進	76 特別支援教育体制の充実 77 交流及び共同学習の推進 78 教職員研修の充実 79 就学相談の充実 62 サポート手帳の活用（再掲）
	②就学や体験活動等の支援	80 就学支援の拡充 81 体験活動の推進

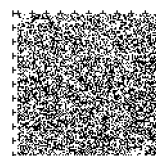
基本目標 4 就労支援と社会参加の促進

主要課題	施策	事業名
(1) 雇用・就労の促進	①一般就労の促進	82 就労拡大のための啓発 83 町職員採用の推進 84 公共施設における就労実習の場の提供 85◎ 就労支援の推進
	②福祉的就労の促進	86 職業自立訓練機能の充実 87 優先調達の推進
(2) 社会参加の促進	①スポーツ活動の充実	88 障がい者スポーツへの参加の推進 89 障がい者スポーツ指導者の養成 12 スポーツフェスティバルへの参加促進（再掲）
	②文化・芸術活動などの充実	90 生涯学習参加の拡大 91 生涯学習の推進 92◎ 文化・芸術活動参加の場の提供
	③計画への参画の機会づくり	93 福祉計画の策定・評価への参画促進



基本目標 5 安心・安全に生活できるまちづくり

主要課題	施策	事業名
(1) 福祉のまちづくりの推進	①バリアフリー化の推進	94◎ 公共施設のユニバーサルデザイン化・バリアフリー化の推進 95 公共交通に係るバリアフリー・ユニバーサルデザイン化の支援 96 多機能トイレの整備推進
	②道路環境の整備	97 道路のバリアフリー化の推進 98 駅周辺の放置自転車対策の推進
(2) 安心・安全な暮らしの確保	①安心・見守り体制づくり	99◎ 緊急時における迅速な対応の推進 100 平時からの要援護世帯等との関係づくり 101◎ 自主防災組織の充実 102 防災意識の高揚 103 防災訓練の充実 104 避難行動要支援者登録制度の推進 105 避難所運営体制の整備 106 地域支援体制の充実 107 杉戸町要援護者あんしん見守りネットワークの充実 108 介護マークの普及促進 36 消費生活相談の充実（再掲）



4 重点的な取組

障がい者施策の推進に当たっては、杉戸町総合振興計画の理念や第7期杉戸町障がい福祉計画・第3期杉戸町障がい児福祉計画における成果目標等を踏まえながら、町や関係機関・団体等との連携・協働により、効果的に施策・事業を展開していくことが重要です。

本計画では、計画策定に先立ち実施したアンケート調査や障がい者関係団体調査の結果のほか、社会情勢などを総合的に勘案し、特に積極的に推進していく必要がある以下の事業を、重点的な取組として掲げます。

I 権利擁護の取組の充実

障害者差別解消法の施行・改正に伴い、障がいを理由とする差別の解消や合理的配慮の提供が求められていることから、法の一層の浸透に向けて町民に周知・啓発を図ります。

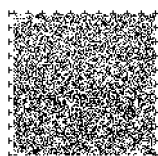
また、障がい者の権利擁護の一環として、障がい者虐待の防止と成年後見制度の利用を推進します。

事業 No.	重点事業
1	障害者差別解消法の周知・推進
7	障がい者への虐待防止事業の推進
8	成年後見制度の利用促進

II 意思疎通支援の充実

障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法の趣旨も踏まえ、手話は言語であるとの認識に基づき、手話言語条例の策定を進めるとともに、手話の普及・啓発を推進します。

事業 No.	重点事業
25★	手話の普及・啓発



Ⅲ 相談支援体制の充実

障がいのある人とその家族、障がい者団体などが抱える様々な悩みや課題を気軽に相談でき、信頼関係を築くことができるよう、相談支援体制の充実を目指します。

事業 No.	重点事業
28	基幹相談支援センター及び地域生活支援拠点の運営
29	相談の連携強化

Ⅳ 障がい児支援の体制整備

障がい児の健やかな育成を支援するため、障害児通所支援等の充実を図るとともに、保健、医療、障がい福祉、保育、教育などの関係機関の連携を目指します。

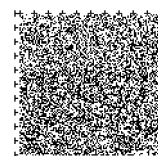
また、子どもの障がいを早期に発見し、支援できる体制の整備を図ります。

事業 No.	重点事業
70	医療的ケア児への支援体制の整備促進
73	発達障がいへの支援
75	障害児通所支援の充実

Ⅴ 就労の促進

障がいのある人の社会的・経済的自立を支えるためには、就労が重要な位置づけとなっています。障がいの特性に応じて働くことができるよう、多様な就労機会を提供するとともに、就労定着に向けたサポートも実施します。

事業 No.	重点事業
85	就労支援の推進



VI 文化・芸術活動の充実

誰もが生まれ持った個性や能力を発揮し、積極的に社会参加を図っていくことができるよう、地域における障がいのある方の文化・芸術活動への参加機会の充実を図ります。

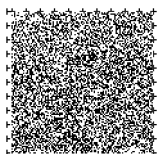
事業 No.	重点事業
92	文化・芸術活動参加の場の提供

VII 安心・安全な暮らしの確保

障がいのある、なしにかかわらず、すべての町民が「安心して暮らせるまち」を実感できるよう、多くの人が利用する建築物・道路などの生活基盤の整備を進めます。

また、災害発生時には、障がいのある人への情報提供や避難の手助けなどの支援を行い、安心・安全につなげていきます。

事業 No.	重点事業
94	公共施設のユニバーサルデザイン化・バリアフリー化の推進
99	緊急時における迅速な対応の推進
101	自主防災組織の充実



第2章 施策の展開

基本目標1 ともに認め合い、支え合う地域づくり

【主要課題】

- (1) 差別の解消・合理的配慮・権利擁護の推進
- (2) 思いやりのある地域づくりの推進
- (3) 情報アクセシビリティの向上と意思疎通支援の充実

主要課題(1) 差別の解消・合理的配慮・権利擁護の推進

現状と課題

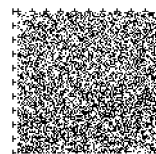
障がいのある人もない人も、ともに認め合い、支え合う地域づくりを推進していくために、障がいを理由とする差別の解消や権利擁護の推進を図っていくことが重要です。

アンケート調査の結果によると“障がいがあることが原因で、何らかの差別と感じる取扱いを受けた経験がある”という回答は、障がい者(18歳以上)調査で16.6%、児童(18歳未満)の保護者調査で27.8%となっています。また、令和6年4月以降、障害者差別解消法の改正により、民間事業者の合理的配慮の提供が義務化されることから、今後は差別解消に向けた町民や事業者等への周知・啓発等の取り組みをさらに充実させていく必要があります。

また、“成年後見制度の認知度”について、障がい者(18歳以上)調査の結果によると、令和2年度の53.2%から令和5年度は56.1%と向上しているものの、国では令和4年に第二期成年後見制度利用促進基本計画を閣議決定するなど、制度のより実効性のある運用に向けた方向性を示しています。引き続き、必要とする方が正しく成年後見制度の内容を理解し、制度の利用につながるよう周知を図るとともに、福祉サービス利用援助事業(あんしんサポートねっと)の推進も含め、地域における権利擁護支援の推進を図っていく必要があります。

施策の推進方向

障がいを理由とする差別の解消を推進するため、広報すぎとやホームページを活用するとともに、障害者週間や各種行事などの機会を通じて、障がいに関する正



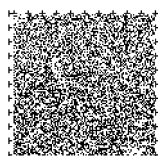
しい理解と障がいのある人への合理的配慮について普及・啓発を図ります。また、令和元年度に埼玉北地区3市2町で設置した、埼玉北地区障害者差別解消地域協議会を核とし、引き続き障がい者差別の解消に取り組みます。

小・中学校において、車いすや手話等の体験活動や指導者による講話の開催等、福祉教育を計画的に実施していくとともに、学校の教育活動全体を通して福祉教育のさらなる充実を図ります。

障がい者への虐待防止事業の推進や成年後見制度の利用促進を図り、障がいのある人の権利擁護体制の充実に努めます。特に成年後見制度の利用促進に関しては、引き続き、埼玉県成年後見制度利用促進協議会及び埼玉県成年後見制度利用促進越谷地区協議会に参加し、制度の利用促進に努めるとともに、関係課や関係機関とともに中核機関の設置を進めていきます。

施策 ①障がいを理由とする差別解消の推進

No.	事業名	事業内容	担当課
1 ◎	障害者差別解消法の周知・推進	「必要かつ合理的な配慮」についての理解を促進するため、広報すぎとやホームページなどに掲載し、周知啓発に努めます。	福祉課
2	障害者差別解消支援地域協議会の設置・運営	埼玉北地区地域自立支援協議会（※120頁参照）と連携し、障害者差別解消支援地域協議会を運営していきます。	福祉課
3	障がいや障がい者の理解の促進	広報すぎとやホームページなどを活用し、「障害者週間」（12月3日から9日）の周知を図ります。また、各種事業やイベントを通じて、障がいや障がい者への理解の促進に努めるとともに、ホームページを活用して障がいに関する情報を掲載し、理解の促進を図ります。	福祉課

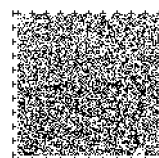


施策 ①障がいを理由とする差別解消の推進（続き）

No.	事業名	事業内容	担当課
4	福祉教育の推進	町内小中学校を福祉協力校とし、学校内福祉関連活動を支援するとともに、夏のボランティア体験等の体験の場を設け、福祉教育の推進を図ります。また、基本的人権の尊重という理念に基づいた福祉社会の実現を目指して、小・中学生が福祉を学ぶ授業の実施、それを実施する教員に対する研修会を企画し、ボランティア精神や思いやりの心の醸成を推進していく環境づくりに努めます。	学校教育課 社会福祉協議会 (福祉課)

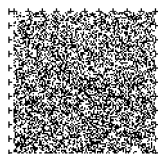
施策 ②行政サービス等における合理的配慮の推進

No.	事業名	事業内容	担当課
5	職員に対する障がい者理解の促進	公共の事業・施策を進める上で適切な対応が取られるように、職員に対する各種研修を実施し、障がいや障がいのある人に対する理解の促進を図ります。	総務課
6	選挙における配慮の実施	障がいのある人が円滑に投票できるよう、投票所のバリアフリー化や、選挙に関する情報を障がいの特性に応じて提供します。また、点字投票や代理投票を適切に実施するとともに、指定病院や郵便で実施する不在者投票の手続きに関する情報を周知し、投票所での投票が困難な方の投票機会を確保します。	選挙管理委員会事務局



施策 ③権利擁護の推進

No.	事業名	事業内容	担当課
7 ◎	障がい者への虐待防止事業の推進	障がい者虐待防止センターを周知します。また、障がい者を擁護する人、福祉サービス事業に従事する人、障がい者を雇用する事業主などからの虐待について通報を受けた場合は、町による事実確認や訪問調査を実施するとともに、関係機関と連携して必要な措置を講じます。	福祉課
8 ◎	成年後見制度の利用促進	認知症や知的障がい、精神障がいなどにより、契約するための判断能力が不十分な人に、成年後見制度の周知や窓口の紹介などを実施し、制度の利用を促進します。また、手助けがなければ制度の利用が困難な人に対しては、費用の全部または一部を助成し、審判請求手続きの円滑化や費用負担の軽減などを図ります。さらに、市民後見制度の普及や利用の促進に努めます。成年後見制度の利用促進を図るため、計画期間中に「成年後見中核機関」を設置し、機能整備を段階的に進めます。	福祉課 高齢介護課 社会福祉協議会
9	福祉サービス利用援助事業（あんしんサポートねっと）の推進	判断能力が不十分等のため日常生活を営むのに不安がある者に対して、福祉サービスの利用援助を行い、必要に応じて生活費・日用品の代金支払に伴う預金の払戻し、書類の預かりなどのサービスを提供し、権利を擁護します。	社会福祉協議会 （福祉課）



主要課題（２）思いやりのある地域づくりの推進

現状と課題

障がいのある人もない人も、互いに思いやり、支え合う地域づくりを推進していくために、交流機会の充実やボランティア活動の活性化を図っていくことが必要です。

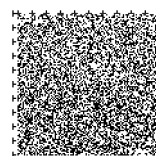
障がい者（18 歳以上）調査の結果によると、“障がいのある人にとって住みよいまちづくりに必要なこと”として、「障がい者と障がいのない人や障がい者同士の交流の場」との回答が14.1%となっています。また、趣味や学習、スポーツなどの活動の際に困ることとして、「一緒に参加する友人、仲間がいない」、「障がいのある人同士が気軽に集まれる場所がない・少ない」が上位にあげられています。

本町では、これまでも社会福祉協議会と連携し、各種講習会やボランティア活動、団体への支援を行ってきましたが、今後も様々なイベントや講習会等の場を通じて町民の意識啓発を図るとともに、新たなボランティアの担い手や障がい者団体の育成を進めていく必要があります。

施策の推進方向

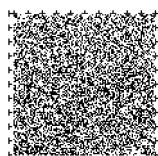
地域の行事やお祭りといったイベントなど、多くの人々が気軽に集まれる場を活用し、地域の交流・つながりを支援します。また、新型コロナウイルス感染症の流行により、イベントの開催方法、内容等もこれまでと変化している中で、障がいのある人となない人が交流できる場の創出に向け、共生社会づくりを目指したイベントへの後援などを引き続き行っていきます。

ボランティアの育成のため、各種講習会を実施するとともに、幅広い年齢層が参加できるボランティア体験プログラムの充実を図ります。また、障がいや障がいのある人への理解と障がい者の社会参加を促進するため、障がい者団体の活動に対する支援を推進していきます。



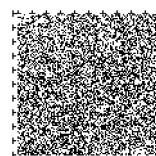
施策 ①交流機会の充実

No.	事業名	事業内容	担当課
10	交流の促進	障がいのある人が、障がい者週間記念事業をはじめ、町の各種イベントへ気軽に参加できるような環境を整備し、参加者同士の交流を促進します。また、障がいのある人の居場所づくりについて、検討を進めます。	福祉課
11	「ふれあい」イベントの充実	ボランティア団体や福祉施設の周知、防災や健康福祉の啓発の場として「いきいきふれあいまつり」の充実を図ります。また、「ふれあいコンサート」の開催を支援し、障がいのある方やそのご家族も地域の学生や音楽に触れ合うことで地域との交流促進を図ります。	社会福祉協議会（福祉課）
12	スポーツフェスティバルへの参加促進	障がいのある人が気軽にスポーツに親しめるイベントとなるよう、競技種目や会場設営などを工夫し、参加の促進に努めます。	社会教育課
13	農を通じた地域交流の推進	市民農園やアグリパークゆめすぎとの収穫体験・バリアフリー花壇などの利用を促進し、農を通じた社会参加の機会提供に努めます。	産業振興課



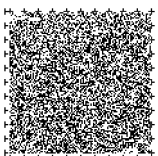
施策 ②ボランティア活動などへの支援

No.	事業名	事業内容	担当課
14	福祉ボランティア団体への助成	ボランティア団体に対する助成を行い、地域福祉活動を支援します。	社会福祉協議会 (福祉課)
15	ボランティアパートナー制度の推進	福祉ボランティア団体の持つ創意と意欲を福祉のまちづくりに活用するため、福祉ボランティア団体と協働して事業を実施し、地域福祉の推進に努めます。	社会福祉協議会 (福祉課)
16	各種講習会の開催	障がいのある人の理解と社会参加を促進するため、社会的ニーズを鑑みながら、各種講習会(ガイドヘルプ、手話、要約筆記、点訳、音訳等)を開催し、ボランティアの育成を図ります。	社会福祉協議会 (福祉課)
17	ボランティア活動への参加機会の提供	ボランティア体験の場の提供に努めます。特に、若年層のボランティア活動の参加機会として夏のボランティア体験プログラム事業の充実を図るとともに、タイムリーなボランティア活動情報の提供に努めます。	社会福祉協議会 (福祉課)
18	ボランティア情報の提供	ボランティアをしたい人、利用したい人のニーズの把握に努めるとともに、ボランティア情報紙の発行やホームページの活用により相互あっせん及び紹介などの情報提供に努めます。	社会福祉協議会 (福祉課)



施策 ③障がい者団体の育成支援

No.	事業名	事業内容	担当課
19	障がい者団体への育成・支援	障がい者団体について周知が図られるよう、様々な機会をとらえてPRなどを行うとともに、障がい者団体の育成に努めます。障がいや障がいのある人への理解と障がい者の社会参加を促進するため、障がい者団体の活動を支援します。	社会福祉協議会 福祉課



主要課題（３）情報アクセシビリティの向上と意思疎通支援の充実

現状と課題

障がいのある人による情報の取得・意思疎通に関わる施策の総合的な推進を図るため、令和４年に「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」が公布・施行されました。

アンケート調査の結果によると、“障がい福祉サービス等の情報の入手先”について、障がい者（１８歳以上）調査では「町や県などの広報紙やチラシ」「町や県などの窓口」、児童（１８歳未満）の保護者調査では「相談支援事業」に次いで「インターネットを通じて」が上位にあげられています。今後も、障がいのある人が必要とする情報を適切に取得できるよう、情報アクセシビリティの向上を図っていく必要があります。

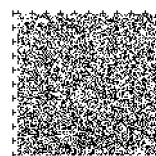
また、“手話言語の理解・普及”について、障がい者（１８歳以上）調査では「手話言語への理解・普及」「手話言語ができる人の育成」、児童（１８歳未満）の保護者調査では「子どもが日本語と手話言語を学ぶ環境づくり」等が上位にあげられ、引き続き障がい特性に配慮した意思疎通支援の充実を図っていくことが重要です。

施策の推進方向

町ホームページについて、障がいのある人でも容易に情報に接することができるよう字の大きさや配色等に配慮するとともに、引き続きウェブアクセシビリティの向上を目指します。広報紙の掲載内容は、分かりやすく親しみが持てるような内容や表現等の配慮を行うとともに、ユニバーサルデザインフォント（UD フォント）を用い、より伝わりやすい情報提供に努めます。また、音訳ボランティア団体等の協力により、音声録音ＣＤを公共施設等に設置し、希望者に貸し出すとともに、町ホームページへの音源公開も実施していきます。

町イベントや出前座談会等の開催に際しては、可能な限り手話通訳者・要約筆記者の配置を行います。重要かつ緊急のお知らせについては、町ホームページや防災無線、すぎめーなど、様々な方法を活用していきます。

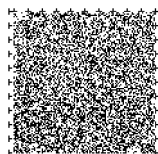
基幹相談支援センター「ترونコ」を核とし、各種福祉サービス利用に関する様々な情報を集約し、利用者が必要とする情報を総合的に提供できるネットワークづくりを進めます。



施策 ①情報アクセシビリティの向上

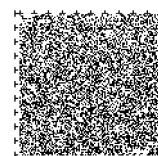
No.	事業名	事業内容	担当課
20	広報紙・ホームページの充実	ボランティア団体等の協力により、広報紙の音声録音メディアを作成し、希望者に貸し出すとともに、ホームページで音源の公開をします。また、ホームページについては、字の大きさや配色に配慮するとともに、ウェブアクセシビティー（※）の向上を目指し、改善に努めます。	秘書広報課 社会福祉協議会 （福祉課）
21	福祉情報の充実	広報「すぎと」やホームページを通じて様々な福祉情報を提供し、その充実に努めます。	福祉課
22	出前座談会の実施	町長が町民から依頼され、町内各地に出向き、ともに明日の杉戸について語り合うことを目的として、「出前座談会」を開催します。また、必要に応じた情報保障として手話通訳者や要約筆記奉仕員等を配置します。	秘書広報課
23	行政情報のバリアフリー化推進	障がいの種別に関わりなく、行政が発信する情報を適確に伝えるため、手話通訳・要約筆記の配置、すぎめー・防災無線の活用や電子情報の随時更新など、伝達手段を工夫します。また、視覚障がい者（希望者）への重要文書に点字シールを貼付します。	全課
24	情報提供体制の整備	各種福祉サービス利用に関する様々な情報を集約し、利用者が必要とする情報を総合的に提供できるよう、基幹相談支援センターを中心に情報収集のためのネットワークの構築を図ります。	福祉課

※ウェブアクセシビティーとは…障がい者など心身の機能に制約のある人でもウェブで提供される情報にアクセスして利用できること。



施策 ②意思疎通支援の充実

No.	事業名	事業内容	担当課
25 ★	手話の普及・啓発	手話は言語であるとの認識に基づき、聞こえない人が手話によりコミュニケーションを図ることができるよう、手話言語条例の策定を進めるとともに、手話の普及・啓発に努めます。	福祉課
26	意思疎通支援事業の推進	聴覚、音声・言語機能に障がいのある人が、必要とする情報を得ることができるよう、手話通訳者や要約筆記者派遣事業を実施します。	福祉課
27	奉仕員養成講習の推進	ボランティア団体の育成など地域における支援体制を整備できるよう、手話奉仕員、要約筆記奉仕員などの養成講習会を計画的に行います。	福祉課



基本目標２ 自分らしく健康に暮らせる地域生活支援の充実

【主要課題】

- (１) 相談支援体制の充実
- (２) 障がいのある人と家族を支えるサービス提供体制等の充実
- (３) 保健・医療サービスの支援体制の充実

主要課題（１）相談支援体制の充実

現状と課題

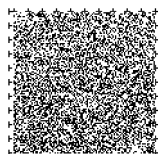
障がいのある人が自分らしく地域で生活していくためには、本人やその家族が抱える様々な悩みや課題について相談でき、解決するための体制の整備が必要です。

障がい者（18 歳以上）調査の結果によると、“相談機能の充実に必要なこと”として、「いつでも（休日・夜間など）相談できる窓口」「1 か所でいろいろな問題について相談できる窓口」が上位に挙げられるとともに、“緊急時に相談できる人の有無”では「いない」の回答割合が令和2年度調査の 12.8%から令和5年度調査では 17.8%と上昇しています

本町では、障害者生活支援センターを広域で設置するとともに、相談支援事業を委託により実施しており、専門的職員による情報の提供や関係機関との連絡調整に努めています。また、必要に応じて関係各課と連携し、保健・福祉・医療などに関する各種相談を実施していますが、より一層、相談体制を強化する必要があります。

施策の推進方向

基幹相談支援センター「ترونコ」を中心とした相談支援体制の充実を図るとともに、埼葛北地区地域自立支援協議会と連携し、障がいのある人との日常生活の支援を行います。また、相談内容に応じ、関係機関や関係課と情報共有を行うとともに、幅広い年代を対象とした各種健康相談や高齢者を対象とした総合的な相談支援体制の充実を図ります。

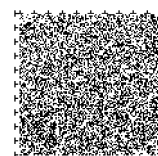


障がい者の身近な相談の機会である「障がい者の困りごと相談会」の周知や、難病患者や発達障がい者、高次脳機能障害からの相談についても、引き続き情報提供の充実に努めます。

地域における障がいのある人の自立と社会参加を支援するため、個々の障害福祉サービスの利用状況を確認しながら、必要に応じて内容の調整や見直しを行い、適切なサービス利用につなげます。ケアマネジメントを主に担う相談支援事業所との連携を深めるとともに、サービス等利用計画の周知に努めます。

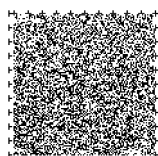
施策 ①相談支援体制の充実

No.	事業名	事業内容	担当課
28 ◎	基幹相談支援センター及び地域生活支援拠点の運営	基幹相談支援センターや地域生活支援拠点（※120 頁の解説参照）において埼玉北部地区圏域の相談支援体制を充実させ、障がいのある人の日常生活及び将来を見据えた支援を行います。	福祉課
29 ◎	相談の連携強化	保健・福祉・医療と密接に関わる一連の総合相談体制を強化します。身体障がい・知的障がい・精神障がいそれぞれの相談内容により、ケース会議への同席・情報共有を図り、連携した対応を行います。	福祉課 高齢介護課 健康支援課
30	身近な相談の場の推進	身近な相談の場の「障がい者の困りごと相談会」の実施にあたり、周知方法を見直し、利用促進に努めます。また、同じ環境や課題を抱える人が、その体験から来る感情を共有できるピアサポート事業について研究を進めます。	福祉課
31	難病患者、発達障がい者、高次脳機能障がい者への支援	難病患者、発達障がい者、高次脳機能障がい者に対する支援ニーズに対応するため、必要な情報提供を行うことにより、障害福祉サービス等の活用を促します。	福祉課



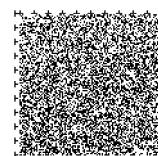
施策 ①相談支援体制の充実（続き）

No.	事業名	事業内容	担当課
32	訪問相談等の充実	障がいのある人やその家族の健康に関する相談指導等を充実します。	健康支援課
33	健康相談の実施	乳幼児から高齢者まで心身の健康について自らが考えられるよう、相談・情報提供等を実施します。	健康支援課
34	高齢者総合相談の充実	地域包括支援センターを中心に、高齢者の福祉や介護に関する専門的、総合的相談体制を充実します。（65歳以上対象）	高齢介護課
35 ★	高齢者の電話相談	精神的な不安や悩み、心配事を抱えている高齢者やその家族に対し、24時間体制で365日、保健師や看護師などの専門職による電話相談の対応をします。	高齢介護課
36	消費生活相談の充実	高齢者や障がい者の世帯を狙った悪質な訪問販売など、様々な消費に関わるトラブルの解決のため、消費生活相談員による相談を実施します。また、消費生活セミナー・消費生活講座を開催します。	産業振興課



施策 ②障がい者ケアマネジメントの推進

No.	事業名	事業内容	担当課
37	計画相談支援・障害児相談支援の充実	障害福祉サービス及び障害児通所支援を利用する障がい者(児)にサービス等利用計画などを作成し、利用者の抱える課題の解決や適切なサービス利用につなげます。また、埼葛北地区圏域での相談支援充実のため相談支援事業所の育成に努めます。	福祉課
38	地域相談支援の推進	施設入所者及び精神科病院の入院者に対し、地域生活に向けた支援を行います。また、地域生活を定着させるための相談などを行い、自立した生活を送るための環境を整えます。	福祉課



主要課題（２）障がいのある人と家族を支えるサービス提供体制等の充実

現状と課題

障がいのある人が、住み慣れた地域で自立した生活を送るためには、一人ひとりの状況やニーズに応じた多様な福祉サービスの提供を図っていくとともに、障がいの重度化や本人の高齢化、親亡き後を見据えた将来を安心して任せられる地域づくりが求められます。

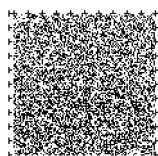
アンケート調査の結果によると、“福祉サービスについて改善が必要なこと”として、障がい者（18歳以上）調査では「サービスについての情報提供を増やす」「利用できる回数や日数を増やす」、児童（18歳未満）の保護者調査では「サービスについての情報提供を増やす」に加え、「通学・通所・通院するための送迎や交通手段を整える」「利用できる事業者の数を増やす」が上位にあげられており、いずれもサービスに関する情報提供が課題となっているほか、サービス提供体制の確保とともに、外出・移動の支援に関する取り組みも重要となっています。また、“障がいのある人にとって住みよいまちづくりに必要なこと”として、「在宅での福祉サービスの充実」や「医療費補助や手当の拡充などの経済的な援助の充実」があげられており、引き続き充実を図っていく必要があります。

さらに、障がいのある人が安心して生活できる環境を整えていくため、住環境や日中活動の場の整備に加え、意思疎通に困難を抱える人が自分の意思や要求を的確に伝えることができるコミュニケーション支援の充実が必要です。

施策の推進方向

誰もが地域で自分らしく暮らし、安心して生活できるよう、埼葛北地区圏域において事業者の育成を図るなど、障がいのある人やその家族の在宅生活を支えるサービス提供体制の整備・充実に努めます。

また、引き続き施設サービスや日中活動の場の充実を図るとともに、生活しやすい住まい整備の支援や、外出支援、コミュニケーション支援、経済的支援の充実に努めます。

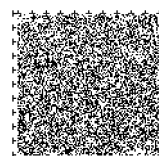


施策 ①在宅サービスの充実

No.	事業名	事業内容	担当課
39	出張理容サービスの利用促進	在宅で、寝たきりや外出が困難な方を対象に、出張による理容サービスを行います。	社会福祉協議会 (福祉課)
40	車いすの貸出し	歩行が困難な方の移動手段の確保のため、車いすの貸し出しを行います。	福祉課 社会福祉協議会 (福祉課)
41	紙おむつ支給の推進	在宅療養の身体・精神に障がいのある人や、排せつの介助を必要とする寝たきりの高齢者に対して紙おむつを支給します。	福祉課 高齢介護課
42	緊急通報システムの整備・充実	ひとり暮らしの身体障がい者や高齢者、高齢者世帯などの方に対し、急病や災害などの緊急時に迅速な通報手段を確保し速やかな救助活動を行うため、緊急通報システムの整備・充実に努めます。	福祉課 高齢介護課
43	障がい者生活介護施設の運営	在宅障がい者の日中活動の場として障がい者生活介護施設「デイケアかわせみ」を設置・運営します。また、利用者が安心して利用できるよう施設の充実に努めます。	福祉課
44	情報・通信用具の給付	障がいのある人がホームページなどを通じて情報の取得や発信などができるよう、画面音声化ソフトなど情報通信支援用具の給付を推進します。	福祉課

施策 ②施設サービスの充実

No.	事業名	事業内容	担当課
45	障がい者施設情報の把握	地域生活支援拠点を中心として、障がい者施設に関する情報を集約し、サービス利用の相談時に情報を提供します。	福祉課



施策 ②施設サービスの充実（続き）

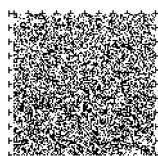
No.	事業名	事業内容	担当課
46	障害者生活支援センターの利用促進	地域における総合的な相談やサービスの提供・調整を実施する障害者生活支援センターの利用促進に努めます。	福祉課

施策 ③住まいや日中活動の場の確保

No.	事業名	事業内容	担当課
47	居宅環境整備の助成	身体に重度の障がいのある人（1～2級、下肢または体幹）の居宅改善に対し、補助金を支給するとともに、制度の利用促進を図ります。	福祉課
48	地域活動支援センターの利用促進	創作的活動、または生産活動の機会の提供、地域社会との交流などを実施する地域活動支援センターの利用促進を図ります。	福祉課

施策 ④外出支援の充実

No.	事業名	事業内容	担当課
49	リフト付き車両の貸出し	介護を必要とする方に対し、車いすごと乗り降りできるリフト付き車両を貸し出します。	社会福祉協議会（福祉課）
50	タクシー利用料金及び自動車等燃料費の助成	在宅の重度心身障がい者の外出の際の経済的負担を軽減するため、タクシー料金や自動車等燃料費の一部を助成します。	福祉課
51	移動の支援	屋外での移動が困難な障がい者（児）の外出の支援として、移動支援事業を実施します。	福祉課



施策 ④外出支援の充実（続き）

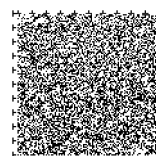
No.	事業名	事業内容	担当課
52	自動車運転のための助成	身体障害者運転免許取得費及び身体障害者自動車改造費の補助を行うとともに、制度の利用促進を図ります。	福祉課
53	福祉有償運送事業の利用促進	移動に介助が必要な身体障がい者などを対象に、登録されたNPO法人等により有償で輸送するサービスの利用を促進します。	福祉課

施策 ⑤コミュニケーション支援

No.	事業名	事業内容	担当課
26	意思疎通支援事業の推進（再掲）	聴覚、音声・言語機能に障がいのある人が、必要とする情報を得ることができるよう、手話通訳者や要約筆記者派遣事業を業務委託により実施します。	福祉課
27	奉仕員養成講習の推進（再掲）	ボランティア団体の育成など地域における支援体制を整備できるよう、手話奉仕員、要約筆記奉仕員などの養成講習会を計画的に行います。	福祉課

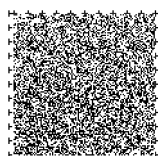
施策 ⑥サービスの質の確保

No.	事業名	事業内容	担当課
54	福祉サービス事業者の質の向上	自立支援協議会を通じた事業者同士の情報交換の場をつくり、サービスの潜在的な需要への対応やサービス水準の維持向上を図ります。また、本町では送迎に対する潜在的なニーズが高いことから、各事業所への情報提供に努めます。	福祉課



施策 ⑦経済的支援の充実

No.	事業名	事業内容	担当課
55	生活福祉資金の貸付け	支援が必要とされる世帯に対し、生活相談・支援を行いつつ、安心した生活が送れるよう資金の貸し付けを行います。	社会福祉協議会 (福祉課)
56	在宅重度心身障害者手当の支給	在宅の重度心身障がい者に対して手当を支給することにより、経済的負担の軽減を図ります。	福祉課
57	特別障害者手当等支給事業の周知	在宅の重度の障がい者(児)で常時介護を要する方が手当を受給できるよう、制度の周知に努めます。	福祉課
58	重度心身障害者医療費等の支給	重度心身障がい者の医療費や入院生活費を支給し、経済的負担の軽減を図ります。	福祉課
8	成年後見制度の利用促進(再掲)	認知症や知的障がい、精神障がいなどにより、契約のための判断能力が不十分な人に、成年後見制度の周知や窓口の紹介などを実施し、制度の利用を促進します。 また、手助けがなければ制度の利用が困難な人に対しては、費用の全部または一部助成をし、審判請求手続きの円滑化や費用負担の軽減などを図ります。 さらに、市民後見制度の普及や利用の促進に努めます。成年後見制度の利用促進を図るため、計画期間中に「成年後見中核機関」を設置し、機能整備を段階的に進めます。	福祉課 高齢介護課 社会福祉協議会



主要課題（３）保健・医療サービスの支援体制の充実

現状と課題

社会において自立した生活を送るためには、心身の健康が保たれていることが不可欠です。

障がい者（18歳以上）調査の結果によると、身体障がいのある人の約半数が75歳以上、障がいのある人を介助する家族の年齢は70歳以上の割合が4割台半ばとなっており、本人の高齢化とともに介助者の高齢化も進んでいる状況です。そのような状況の中、“障がいのある人にとって住みよいまちづくりに必要なもの”として、約4割の方が「保健・医療サービスの充実」と回答しており、保健・医療関連施策の重要性が特に高くなっています。

引き続き、各ライフステージにおける保健事業を充実させ、予防や早期発見、早期治療のための適切な施策を推進していくとともに、健康相談や健康教育を推進し、生活習慣の改善や健康づくりの意識啓発を図っていく必要があります。

また、医療の発達により、医療的ケアを必要とする障がい児が増加傾向にあることや、高齢化の進展による障がいの重度化・重複化が問題となっていることから、今後はこれまで以上に保健・医療分野等と福祉分野との連携が重要となります。

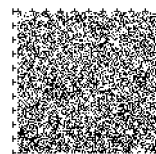
施策の推進方向

健康診査や健康相談などを通じて、障がいの原因となる疾病などの予防や早期発見・早期治療に努めます。障がいのある人に対しては、保健指導や療育の指導などを実施し、障がいの特性に応じて適切な保健・医療サービスが受けられるよう、支援体制の充実を図ります。

また、障がいのある人を介助する家族の高齢化が進んでいるため、健康づくり活動や介護予防事業などを推奨し、本人だけでなく、家族も含めた世帯全体の健康増進に努めます。

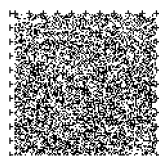
障がいのある児童・生徒に対して、乳幼児期から成人期に至るまで一貫した支援を図るため、サポート手帳の普及に努めます。また、今後設置を予定している「こども家庭センター」の構築に向け、さらに関係機関等と連携を強化し、子育て家庭への支援を図ります。

埼葛北地区地域自立支援協議会「医療的ケア児（者）を考える医療・福祉等連携会議」において、医療的ケアが必要な方を地域で支えるネットワークづくりに引き続き取り組みます。



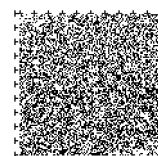
施策 ①疾病・障がい等の早期発見・対応

No.	事業名	事業内容	担当課
59	乳幼児健康診査の推進	聴覚障がいの早期発見のため、新生児聴覚スクリーニング検査を実施します。3～4か月児、9～10か月児、1歳6か月児、3歳児健康診査(屈折検査を含む)を実施します。疾病や障がいの早期発見に努め、養育者の育児不安の軽減を図ります。障がいの状況に応じて、健診日程・時間等の調整を図ります。	健康支援課
60	乳幼児訪問指導の推進	新生児などを対象とする保健師等による訪問指導を実施します。乳幼児健康診査の未受診者の受診勧奨と事後指導を目的とする訪問指導を実施します。	健康支援課
61	乳幼児健全発達支援相談指導事業の推進	心身の発達に遅れなどがある乳幼児や育児に不安を抱える養育者を対象として、専門職による個別相談を行います。	健康支援課
62	サポート手帳の活用	乳幼児期から成人期に至るまで、各ライフステージを通してより良い支援が受けられるよう、また、本人の障がい特性を適切に理解してもらうためのツールとして、埼玉県が発行しているサポート手帳の活用を図ります。	福祉課 子育て支援課 健康支援課 学校教育課



施策 ②健康づくりの推進

No.	事業名	事業内容	担当課
63	妊産婦保健指導の推進	妊婦健康診査、妊婦歯科健康診査、産婦健康診査、保健指導を実施します。ママパパ教室を開催し、妊娠中や産後の健康と子育てに関する学習の機会を提供します。	健康支援課
64	健康診査の推進	疾病の早期発見を目的として、各種がん検診（胃、肺、大腸、前立腺、乳、子宮頸部）・骨粗しょう症検診を実施します。集団健診では、特定健診とがん検診を同時に実施し利便性を図ります。支援の必要な方には、スタッフが付き添い健診介助を行います。また、胃・肺がん検診併用車を活用することで、乗降等の負担を軽減した検診環境の整備を行います。受診率向上のため、障がいのある人が検診を受けるにあたり妨げになっていることの把握に努めます。	健康支援課
65	健康づくり活動の推進	生活習慣病の予防、健康の保持増進を目的として健康相談、健康教育、がん検診などを実施し、障がいのある人やその家族も含めた町民の健康づくり活動を支援します。講演会等では手話通訳者や要約筆記者の配置や、健康相談・特定保健指導におけるコミュニケーション支援の体制整備を図ります。	健康支援課
66	介護予防事業の推進	障がい者を介助する家族の高齢化が問題となっていることから、高齢者に対する生きがいや健康づくり活動、介護予防のための教室を開催し、健康増進に努めます。	高齢介護課

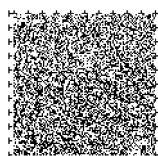


施策 ②健康づくりの推進（続き）

No.	事業名	事業内容	担当課
67	精神保健事業の推進	精神保健の相談や訪問指導により、精神障がいのある人やその家族に必要な助言を行います。こころの健康への意識の向上を図るため、町民を対象に講演会を開催します。また、誰も自殺に追い込まれることのない地域づくりを目指して、「杉戸町自殺対策計画」を策定するとともに、自殺の危険性の高い人の早期発見、早期対応を図るため「ゲートキーパー」の役割を担う人材等の養成を図ります。	健康支援課

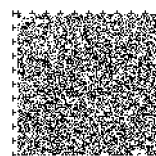
施策 ③公費負担医療制度の推進

No.	事業名	事業内容	担当課
68	自立支援医療の給付 （育成医療・更正医療・精神通院医療）	心身の障がいの状態の軽減を図り、自立した日常生活又は社会生活を営むために医療が必要な方や通院による精神医療を継続的に要する方に対し、公費負担により医療費の負担軽減を図ります。	福祉課
69	指定難病医療給付制度の周知	難病の治療を受けている方の医療費の負担軽減が図られるよう、指定難病医療給付制度の周知に努めます。	福祉課



施策 ④医療的ケアが必要な方への支援

No.	事業名	事業内容	担当課
70 ◎	医療的ケア児への支援体制の整備促進	医療的ケア児が適切な支援を受けられるよう、保健・医療・障がい福祉・保育・教育など関係機関が連携を図る協議の場の設置を検討します。	福祉課
71	レスパイトケア事業の推進	在宅で、人工呼吸器を使用するなどの医療的ケアを必要とする重症心身障がい児等を介護する家族の精神的・身体的負担の軽減を図るため、レスパイトケア事業を推進します。	福祉課



基本目標3 障がいのある子どもの地域社会への参加・包容の推進

【主要課題】

- (1) 療育体制・保育支援の充実
- (2) 障がいのある子どもへの教育支援体制の充実

主要課題（1）療育体制・保育支援の充実

現状と課題

障がいのある子どもの能力や個性を最大限に伸ばすためには、保健事業や福祉サービス等を通じて、障がい等を早期に発見し、適切な療育につなげていくとともに、すべての子どもが分け隔てなく、地域の中で健やかに成長していくことができるよう、療育体制・保育支援の充実を図っていくことが重要です。

児童（18歳未満）の保護者調査の結果によると、“発達の不安や障がいなどのある子どもが早期に適切な支援を受けるために必要なこと”として「専門家による相談体制の充実」、「障がい児が住みよいまちづくりに必要なこと」として「療育・保育の質の向上」が最も多くあげられています。

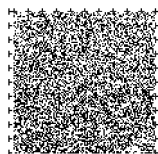
本町では、医療機関、保育園・幼稚園と情報共有・連携を図りながら、乳幼児健診や新生児などへの訪問指導、乳幼児健全発達支援事業を実施するとともに、保育園や幼稚園における障がい児保育を推進しています。

今後も引き続き、発達の遅れや障がい等について、早期発見・早期対応が可能となるよう支援体制の充実を図るとともに、医療的ケア児や重症心身障がい児等も含め、障がい児支援体制のさらなる強化に向けた環境整備を進めていく必要があります。

施策の推進方向

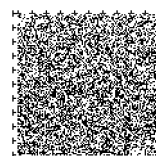
乳幼児健診や保健指導を推進するとともに、関係機関との連携を図り、障がい等の早期発見から適切な治療や療育指導につなぐ相談指導体制の強化に努めます。

また、障がい児保育の充実を図り、すべての子どもたちが心身ともに健やかにいきいきと育つよう支援します。



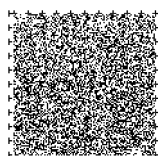
施策 ①療育体制の充実

No.	事業名	事業内容	担当課
59	乳幼児健康診査の推進 (再掲)	3～4か月児、9～10か月児、1歳6か月児、3歳児健康診査を実施します。疾病や障がいの早期発見に努め、養育者の育児不安の軽減・虐待防止を図ります。障がいの状況に応じて、健診日程・時間等の調整を図ります。	健康支援課
60	乳幼児訪問指導の推進 (再掲)	新生児などを対象とする保健師等による訪問指導を実施します。乳幼児健康診査の事後指導を目的とする訪問指導を実施します。	健康支援課
61	乳幼児健全発達支援相談 指導事業の推進(再掲)	心身の発達に遅れなどがある乳幼児や育児に不安を抱える養育者を対象として、専門職による個別相談・集団指導を行います。	健康支援課
70 ◎	医療的ケア児への支援体制の整備促進(再掲)	医療的ケア児が適切な支援を受けられるよう、保健・医療・障がい福祉・保育・教育など関係機関が連携を図る協議の場の設置を検討します。	福祉課



施策 ②障がいのある子どもの保育支援

No.	事業名	事業内容	担当課
72	保育園・幼稚園障がい児保育の充実	保育園・幼稚園では、専門機関との連携を強化し、受入体制を整備・推進します。また、障がいのある幼児を支援する職員の配置に努めます。	子育て支援課
73 ◎	発達障がいへの支援	発達が気になる子どもの行動に関して、早期に気づき特性に応じた保育・支援や保護者への育児支援を行えるよう発達支援サポーターを育成し、幼稚園・保育園への配置に努めます。また、発達障がい支援の中心となる発達支援マネージャーを育成し、発達障がい児（者）への支援体制を整えます。	福祉課 子育て支援課
74	放課後児童クラブへの障がい児の受け入れの推進	障がいのある児童の放課後児童クラブへの受け入れに努めます。	教育総務課
75 ◎	障害児通所支援の充実	埼葛北地区圏域において、重症心身障がい児等の受け入れを行う児童発達支援事業所などの整備について、引き続き検討していきます。	福祉課



主要課題（２）障がいのある子どもへの教育支援体制の充実

現状と課題

障がいのある子どもの可能性を最大限に伸ばし、将来、社会的に自立して生活していくことができるように、福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携し、切れ目のない一貫した支援を提供していくことが重要です。

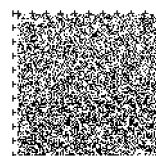
また、障がいのある子どもの地域社会への参加や包容を推進する観点等を踏まえ、一人ひとりの教育的ニーズに合わせた特別支援教育の推進や交流及び共同学習の充実を図っていくことが求められます。

児童（18歳未満）の保護者調査の結果では、“障がい児が住みよいまちづくりに必要なこと”として「企業などの就労の場の充実」「生活相談、療育相談や就労相談などの相談体制の充実」「通所施設の整備」が上位にあげられており、学校卒業後の生活へスムーズに移行するための就労支援や日中活動の場の整備が引き続き課題となります。

施策の推進方向

障がいのある児童・生徒の発達段階に応じた適正な就学指導を推進するとともに、本人や保護者の意思を尊重した就学ができるよう、特別支援教育体制の充実を図ります。また、障がいへの理解を深めるため、教職員研修の充実を図るとともに、交流教育を推進します。

障がいのある児童・生徒に対して、その能力・適性などに応じて高等教育へ進学する機会を拡充するため、特別支援の教育コーディネーターや教育支援員、進学委員会等と情報の共有を図り、支援を行います。また、小・中学校への進学の際は、学校と保護者、教育委員会での相談や支援について丁寧に協議を行います。

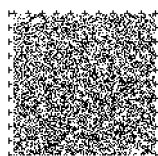


施策 ①特別支援教育の推進

No.	事業名	事業内容	担当課
76	特別支援教育体制の充実	配慮を要する児童生徒支援のため、教育支援員の配置に努めます。	学校教育課
77	交流及び共同学習の推進	交流及び共同学習をさらに推進するよう努めます。支援籍学習も継続して、取り組みます。	学校教育課
78	教職員研修の充実	特別支援教育に対する理解の充実に図るため、教職員研修を計画的に実施します。	学校教育課
79	就学相談の充実	巡回就学相談、各学校で実施する就学相談と連携を図り、児童生徒の適正な就学をサポートします。	学校教育課
62	サポート手帳の活用 (再掲)	乳幼児期から成人期に至るまで、各ライフステージを通してより良い支援が受けられるよう、また、本人の障がい特性を適切に理解してもらうためのツールとして、埼玉県が発行しているサポート手帳の活用を図ります。	福祉課 子育て支援課 健康支援課 学校教育課

施策 ②就学や体験活動等の支援

No.	事業名	事業内容	担当課
80	就学支援の拡充	障がいのある児童生徒が、その能力・適性などに応じて高等教育へ進学する機会を拡充するために、本人やその家族への就学情報の提供や受験機会の確保に努めます。	学校教育課
81	体験活動の推進	青少年の成長に期するため、社会体験や自然体験など体験機会の提供に努めます。	子育て支援課



基本目標4 就労支援と社会参加の促進

【主要課題】

- (1) 雇用・就労の促進
- (2) 社会参加の促進

主要課題（1）雇用・就労の促進

現状と課題

就労は、障がいのある人が地域で自立して暮らしていくために、暮らしの充実や生きがいに結びつく重要な要素です。

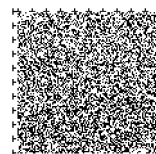
障がい者の就労をめぐる近年の動向としては、令和4年の障害者総合支援法等の改正により、新たな障がい福祉サービスとして位置付けられる「就労選択支援」の創設、短時間労働者（週所定労働時間が10時間以上20時間未満の重度障がい者、重度知的障がい者、精神障がい者）の実雇用率算定、障がい者雇用調整金等の見直しと助成措置の強化が定められ、法定雇用率については段階的に引き上げが行われています。

本町では、平成20年に障がい者就労支援センターを開設し、登録利用者数は196人（令和4年度末現在）となっています。また、障がい者就労準備セミナーの開催や役場内における就労トレーニング等を実施し、障がいのある人の就労支援に取り組んでいます。

障がい者（18歳以上）調査の結果によると、“障がい者が働くために大切なこと”として「障がいや体調に配慮した働き方」「職場の上司や同僚の障がい理解」が上位にあげられており、引き続き障がいや障がい者雇用について、職場や事業者の理解・啓発を図っていくことが重要です。また、福祉的就労も含めた、障がいの特性に合わせた多様な支援と就労の場の確保が求められています。

施策の推進方向

町内に進出している企業や事業主等へ、国・県等の機関と連携して、障がい者雇用に関する法律の周知などの啓発活動を行い、障がい者雇用の促進を働きかけます。

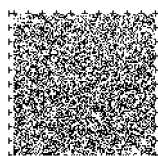


また、障がい者就労支援センターと関係機関が連携し、引き続き就職先の開拓や各種セミナーの開催等、障がいがある人の就労機会の拡大に努めます。

就労移行支援施設において、就労を希望する人に必要な知識、能力向上の訓練の場を提供します。また、就労継続支援施設において、一般就労が困難な人に働く場を提供するとともに、障がい者就労施設等からの物品等の優先調達を推進し、工賃向上や福祉的就労の促進を図ります。

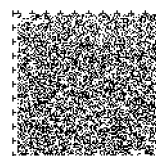
施策 ①一般就労の促進

No.	事業名	事業内容	担当課
82	就労拡大のための啓発	福祉課及び障がい者就労支援センターと連携して、障がい者雇用に関する法律の周知などの啓発活動を行ないます。	産業振興課
83	町職員採用の推進	町職員については、計画的な採用を推進することとしていますが、障がいの有無にかかわらず、公平な職員採用に努めます。	総務課
84	公共施設における就労実習の場の提供	障がいのある人の就労を支援するため、公共施設における就労実習の場を提供します。	福祉課
85 ◎	就労支援の推進	障がいのある人が就労を希望する際には、障がい者就労支援センターへの登録を行います。また、障がい者就労支援センターにおいて、就労情報の提供や就労先への訪問、定職中の相談、離職後の再就職へ向けたサポートなどを行うとともに、必要に応じてジョブコーチ支援事業の利用を図るとともに、企業と連携した雇用の確保、就労先の開拓に努めます。	福祉課



施策 ②福祉的就労の促進

No.	事業名	事業内容	担当課
86	職業自立訓練機能の充実	就労移行支援施設において、就労を希望する人に必要な知識、能力向上の訓練の場を提供します。また、就労継続支援施設において就労の困難な人に働く場を提供します。	福祉課
87	優先調達の推進	障がい者就労施設等で販売している物品について町ホームページなどで公開し、販路の拡大を図ります。また、町で購入する各種物品について、障がい者就労施設等から購入するように努めます。	福祉課



主要課題（２）社会参加の促進

現状と課題

障がいのある人が生活のなかでゆとりや生きがいをもつためには、社会参加が欠かせません。国においては、障がいのある人の個性と能力の発揮及び社会参加を促進するため、平成 30 年に「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律（以下「障害者文化芸術推進法」という。）」を公布・施行するとともに、令和 5 年には「障害者による文化芸術活動の推進に関する基本的な計画（第 2 期）」を策定し、障がいのある人による文化芸術活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図っています。

本町では、障がいのある人もない人も一緒にスポーツ活動を楽しむ場として、スポーツフェスティバルを開催し、障がいのある人も気軽に参加できる種目の導入や、障がい者週間記念事業の一環として「アールブリュット展」を開催するなど、地域における社会参加の機会拡大に努めてきました。また、イベントや講演会の開催にあたっては、可能な限り手話通訳を導入し、障がい者の参加機会の拡大を図っています。

今後も、障がいのある人の様々な分野への参加機会の拡大や、参加しやすい環境づくり、行事内容の充実などが求められます。

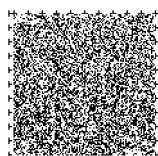
施策の推進方向

障がいのある人が、日常生活のなかで気軽にいろいろなスポーツや文化・レクリエーション活動を楽しみ、地域の人とふれあう機会や場の提供に努めます。

スポーツフェスティバルやスポーツイベントの開催時に、ホームページ等を活用したイベントの周知を図り、障がいのある人の参加機会の拡大を図ります。また、イベント等を開催した際には、参加者から寄せられる意見等を踏まえ、その内容を指導者やボランティアの育成に反映できるよう努めます。

文化・芸術活動への参加の場として、引き続き「アールブリュット展」の充実を図ります。

障がいのある人が、福祉計画の策定に参画し、本人や家族の声が計画に反映できるような機会の提供に努めます。



施策 ①スポーツ活動の充実

No.	事業名	事業内容	担当課
88	障がい者スポーツへの参加の推進	障がいのある人が気軽にスポーツに参加できるよう参加機会の拡大に努めます。	福祉課
89	障がい者スポーツ指導者の養成	障がい者向けスポーツを実施する際、アンケートを行い、その結果を指導者やボランティア育成に反映できるよう努めます。	社会教育課
12	スポーツフェスティバルへの参加促進（再掲）	障がいのある人が気軽にスポーツに親しめるイベントとなるよう、競技種目や会場設営などを工夫し、参加の促進に努めます。	社会教育課

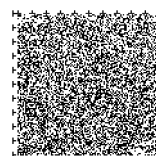
施策 ②文化・芸術活動などの充実

No.	事業名	事業内容	担当課
90	生涯学習参加の拡大	イベントなどの際は、障がいのある人も参加できるよう、手話通訳や音声ガイドの導入等に努めます。	社会教育課
91	生涯学習の推進	障がいのある人を含め、町民の学習意欲に応える各種講座や教室を開催し、生涯学習の推進を図ります。	社会教育課
92	文化・芸術活動参加の場の提供	障がい者週間記念事業におけるアールブリュット展（※）など、障がいのある方の文化・芸術活動への参加の場を提供します。	福祉課

※アールブリュットとは…フランス語で既存の価値観にとらわれない作品という意味であり、日本では障がい者アートを指すことが多い。

施策 ③計画への参画の機会づくり

No.	事業名	事業内容	担当課
93	福祉計画の策定・評価への参画促進	障がいのある人やその家族からの意見を的確に反映するため、アンケート調査を実施し、計画内容について協議する場を設けます。	福祉課



基本目標5 安心・安全に生活できるまちづくり

【主要課題】

- (1) 福祉のまちづくりの推進
- (2) 安心・安全な暮らしの確保

主要課題（1）福祉のまちづくりの推進

現状と課題

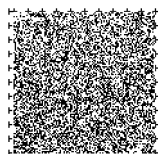
障がい者（18 歳以上）調査の結果によると、“外出に関して困っていること”として、「トイレの利用に心配がある」「道路や通路などに段差がある」が上位にあげられています。また、“町のバリアフリー化の満足度”は「満足」（5.1%）と「やや満足」（10.1%）をあわせた『満足』が15.2%となっており、令和2年度の調査結果（『満足』が14.3%）から大きな変化がない状況です。

本町では、公共施設の整備・改修時にユニバーサルデザインを取り入れるとともに、多機能トイレの整備推進、公共輸送施設のバリアフリー化等に努めてきましたが、今後も、国や埼玉県、事業者等への働きかけを継続し、誰もが安全かつ快適に生活できる環境の整備を進めていく必要があります。

施策の推進方向

障がいの有無にかかわらず、誰もが利用しやすい施設整備や道路整備をすすめ、バリアフリー化を推進します。

また、関連する国・埼玉県の法令や制度について普及・啓発を図り、すべての人が暮らしやすいユニバーサルデザインによるまちづくりを推進していきます。

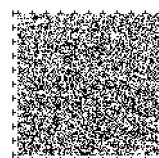


施策 ①バリアフリー化の推進

No.	事業名	事業内容	担当課
94 ◎	公共施設のユニバーサルデザイン化・バリアフリー化の推進	埼玉県福祉のまちづくり推進条例に基づき、役場庁舎や町施設をはじめ、不特定多数が利用する公共的建築物のユニバーサルデザイン化及びバリアフリー化を推進します。また、「埼玉県思いやり駐車場制度」を周知するとともに、駐車施設の適正利用を周知します。	財産管理課 福祉課 各公共施設主管課
95	公共交通に係るバリアフリー・ユニバーサルデザイン化への支援	公共交通事業者が行うバリアフリー化・ユニバーサルデザイン導入への支援を行います。また、バリアフリー化・ユニバーサルデザイン推進に向け、国や県、事業者に対して要望を行います。	総合政策課
96	多機能トイレの整備推進	障がいのある人の、外出時のトイレ利用の不安を解消するため、多機能トイレの整備を推進し、障がいのある人が気軽に外出できる環境づくりに努めます。	福祉課 各公共施設主管課

施策 ②道路環境の整備

No.	事業名	事業内容	担当課
97	道路のバリアフリー化の推進	道路の拡幅整備等を実施する際には、計画段階から幅員が広く、車道との段差の無い歩道の設置を検討し、道路のバリアフリー化に努めます。	都市施設整備課
98	駅周辺の放置自転車対策の推進	駅周辺に散乱している放置自転車については、歩行等の妨げになることから、自転車利用者に対する啓発及び放置自転車の撤去を実施し、快適な道路環境の整備に努めます。	都市施設整備課



主要課題（２）安心・安全な暮らしの確保

現状と課題

近年、これまでの想定を超える風水害等が頻発しており、災害時における障がいのある人の安全の確保が課題となっています。

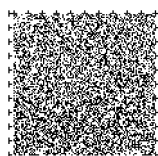
障がい者（18 歳以上）調査の結果によると、“災害時に心配すること”として、「安全に避難できるかわからないこと」が最も多くあげられているほか、“災害に備えて力を入れてほしいこと”では、「避難先での治療体制の整備」に次いで、「障がいのある人が避難するための地域ぐるみの協力体制の確立」が多くあげられています。一方、災害時に自力で避難することができない方のための避難行動要支援者登録制度について、登録していない方にその理由をきいたところ、制度を「知らなかった」との回答が約３割と多くなっており、引き続き制度の周知とともに、地域全体で名簿の効果的な運用等についても検討を深めていく必要があります。また、災害ボランティア登録制度の推進を図るとともに、各種防災訓練を通じて地域自主防災組織間の連携強化を図り、地域防災力の強化に取り組んでいく必要があります。

加えて、障がいのある人とその家族の高齢化など、親亡き後の生活の安心を見据え、急病等の緊急時にも迅速に対応できる見守りや支援体制の確保に取り組む必要があります。

施策の推進方向

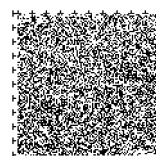
急病等の緊急時における迅速かつ的確な対応を図るため、令和３年度に開設した地域生活支援拠点オリーブを核とし、支援を必要とする方の把握に努めるとともに、関係機関の連携体制の強化を図ります。

洪水ハザードマップを活用した出前講座等を実施し、災害に対する意識の高揚や啓発を図り、地域の防災力強化に努めます。また、避難行動要支援者登録制度の活用や災害ボランティア登録制度の推進、自主防災組織の充実等により、災害発生時における要支援者の支援体制を強化します。



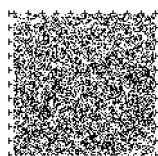
施策 ①安心・見守り体制づくり

No.	事業名	事業内容	担当課
99 ◎	緊急時における迅速な対応の推進	急病などの緊急時に迅速かつ的確に対応できるよう、緊急情報キットやヘルプカードの普及啓発に努め、日常生活上の安心安全の確保を図ります。また、NET119 や緊急 FAX119 の案内を行い、緊急時の連絡方法の周知に努めます。	福祉課 高齢介護課 健康支援課
100	平時からの要援護世帯等との関係づくり	友愛訪問等の事業を通して平時から要援護世帯等の状況把握、関係づくりに努めます。	社会福祉協議会 (福祉課)
101 ◎	自主防災組織の充実	自主防災組織間の連携強化を図るため、地区合同防災訓練を実施します。自主防災組織へ防災資機材等整備補助金と防災訓練補助金を交付し、自主防災組織の育成と強化（防災意識の高揚）を図ります。	危機管理課
102	防災意識の高揚	出前講座（まなびっチャスギと塾）や、いきいきふれあいまつり等を通じて、防災に対する意識の高揚や啓発に努めます。	危機管理課
103	防災訓練の充実	障がい者協議会と連携を図り、災害時要支援者が防災訓練へ参加しやすい環境づくりを推進します。	危機管理課
104	避難行動要支援者登録制度の推進	避難行動要支援者登録制度を活用し、関係機関・団体、防災組織、民生委員・児童委員等と情報共有し、地域における防災支援体制の強化を図ります。	危機管理課 福祉課 高齢介護課



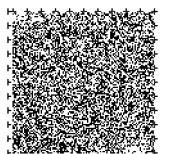
施策 ①安心・見守り体制づくり（続き）

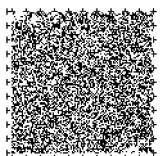
No.	事業名	事業内容	担当課
105	避難所運営体制の整備	関係各課と連携し、引き続き要支援者などに対して避難所での良好な生活環境が提供できるよう、避難所運営体制の整備に努めます。	危機管理課 福祉課 高齢介護課
106	地域支援体制の充実	民生委員・児童委員活動を支援するとともに、要支援世帯等に関する情報共有と連携の強化を図ります。	高齢介護課
107	杉戸町要支援者あんしん見守りネットワークの充実	要支援者（高齢者や障がい者など）への見守りや声かけを実施し、安心して自立した生活を送れる環境をつくれます。	福祉課 高齢介護課
108	介護マークの普及促進	認知症等的高齢者、または障がい者を介護している方に対し「介護マーク」を交付します。周囲の人に介護中であることを表示し、理解を深めていただくとともに、介護環境の向上を図ります。	高齢介護課
36	消費生活相談の充実（再掲）	高齢者や障がい者の世帯を狙った悪質な訪問販売など、様々な消費に関わるトラブルの解決のため、消費生活相談員による相談を実施します。また、消費生活セミナー・消費生活講座を開催します。	産業振興課



第3部

第7期杉戸町障がい福祉計画・
第3期杉戸町障がい児福祉計画





第1章 成果目標（数値目標）の設定

第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画の策定に当たり、国の基本指針では、主に令和8年度を目標年度として、「成果目標（数値目標）」を設定することになっています。

本町においても、次の7つの項目について成果目標を設定し、施策を推進していきます。

成果目標1 福祉施設の入所者の地域生活への移行

【国の基本指針】

- ・令和4年度末時点での施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行することとするとともに、これに合わせて令和8年度末の施設入所者数を令和4年度末時点の施設入所者から5%以上削減することを基本とする。

【埼玉県の考え方】

- ・地域移行者数は国と同様6%以上とするが、障害者施設入所者の削減数の数値目標は設定しない。
《設定しない理由》県の入所待機者は年々増加しており、特に強度行動障害や重度の重複障害などによる地域生活が困難な者が多数入所待ちをしている状況であることから、県では地域移行の促進と並行して必要な施設整備は行っているため。

【町の考え方と目標】

（1）施設入所者の地域生活移行者数に関する目標

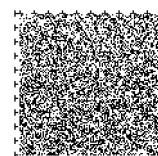
- 第6期計画の実績等を踏まえ、令和4年度末時点における施設入所者のうち、令和8年度末までに地域生活へ移行する人数を3人（6.3%）以上とします。

□成果目標の設定

令和4年度末の施設入所者数	【目標値】令和8年度末までの 地域生活移行者数の見込
48人	3人（6.3%）

（2）施設入所者数の削減に関する目標

- 本町では入所待機者がいる実情を踏まえ、施設入所者の削減数の目標については設定しないこととします。



成果目標2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

【国の基本指針】

- ・精神障がい者の精神病床から退院後1年以内の地域における生活日数の平均を325.3日以上とする。
- ・令和8年度末の精神病床における1年以上の長期入院患者数の目標値を、国が提示する推計式を用いて設定する。
- ・精神病床における早期退院率に関して、入院後3か月時点の退院率については68.9%以上、入院後6か月時点の退院率については84.5%以上および入院後1年時点の退院率については91%以上とする。

【埼玉県の考え方】… 国と同様

【町の考え方と目標】

- 入院中の精神障がい者の退院に関する目標値は、埼玉県が設定するものであるため、県との連携の中で目標達成に向けた取り組みを推進します。
- 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築に向け、下記のとおり目標を定めます。

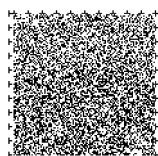
□成果目標（活動指標）の設定

項 目	目標値等
保健、医療、福祉関係者による協議の場の開催回数	年12回※ ¹
協議の場への関係者の参加者数	各年度のべ250人 ※ ¹
協議の場における目標設定	有※ ²
協議の場における評価の実施回数	年2回※ ²

※¹ 埼葛北地区地域自立支援協議会 地域移行・地域定着支援部会の開催数および参加者数

※² 埼葛北地区地域自立支援協議会での目標設定および評価

【目標値】精神障がい者のサービス利用者数の見込み（実人数）	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域移行支援の利用者数の見込み	1人	1人	1人
地域定着支援の利用者数の見込み	10人	11人	12人
共同生活援助の利用者数の見込み	21人	23人	25人
自立生活援助の利用者数の見込み	6人	7人	8人
自立訓練（生活訓練）の利用者数の見込み	1人	1人	1人



成果目標3 地域生活支援の充実

【国の基本指針】

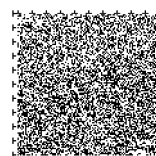
- ・令和8年度末までの間、各市町村において地域生活支援拠点等を整備するとともに、コーディネーターの配置、地域生活支援拠点等の機能を担う障害福祉サービス事業所等の担当者の配置、支援ネットワークなどによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、また、年一回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況を検証及び検討することを基本とする。
- ・強度行動障害を有する者の支援体制の充実を図るためには、支援ニーズの把握を行い、ニーズに基づく支援体制の整備を図ることが必要であり、令和八年度末までに、各市町村又は圏域において、強度行動障害を有する者に関して、その状況や支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制の整備を進めることを基本とする。

【埼玉県の考え方】… 国と同様

【町の考え方と目標】

- 障がいのある人の地域生活への移行の支援及び地域生活支援を充実させるため、埼葛北地区地域自立支援協議会の構成市町と連携し、令和2年度に整備した地域生活支援拠点の着実な運用を図るとともに、支援の実績等を踏まえ、運用状況の検証・検討を年8回実施していきます。また、拠点機能の充実のため、令和8年度までにコーディネーターを2名配置します。
- 強度行動障がいのある人に対する支援体制の整備について、埼葛北地区地域自立支援協議会と連携し、検討を進めます。

項 目	目標値等
令和8年度末までの地域生活支援拠点等の整備数	1 か所
地域生活支援拠点等の機能充実に向けた運用状況の検証および検討の実施	年2回以上
地域生活支援拠点等へのコーディネーターの配置	2 名
強度行動障がいがある人に対する支援体制の整備	実施



成果目標4 福祉施設から一般就労への移行等

【国の基本指針】

- ・就労移行支援事業等を通じて令和8年度中に一般就労に移行する者の数を、令和3年度の一般就労への移行実績の1.28倍以上とすることを基本とする。
- ・就労移行支援事業は、令和3年度の一般就労への移行実績の1.31倍以上、就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を全体の5割以上とすることを基本とする。
- ・就労継続支援A型事業は、令和3年度の一般就労への移行実績の概ね1.29倍以上、就労継続支援B型事業は概ね1.28倍以上を目指すこととする。
- ・就労定着支援事業の利用者数は、令和3年度の実績の1.41倍以上、就労定着率が7割以上の事業所を全体の2割5分以上とすることを基本とする。

【埼玉県の考え方】… 国と同様

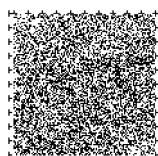
【町の考え方と目標】

(1) 就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数に関する目標

○令和8年度までに就労支援事業等（移行、継続A型・B型）を通じて一般就労に移行する人が、13人以上となることを目標とします。

□一般就労移行者数の目標

項 目	令和3年度 実績	令和8年度 【目標値】
一般就労移行者数	8人	13人 (1.63倍)
就労移行支援を通じた一般就労移行者数	7人	10人 (1.43倍)
就労継続支援（A型）を通じた一般就労移行者数	0人	1人 (-倍)
就労継続支援（B型）を通じた一般就労移行者数	1人	2人 (2倍)
就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所		5割以上



【町の考え方と目標】

(2) 就労定着支援事業の利用者数に関する目標

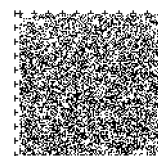
○令和8年度における就労定着支援事業利用者数が、3人以上となることを目標とします。

□就労定着支援事業利用者数の目標

項 目	令和3年度 実績	令和8年度 【目標値】
就労定着支援事業利用者数	2人	14人 (1.5倍)

(3) 就労定着支援事業所の職場定着率に関する目標

○令和8年度において、職場定着率が7割以上の事業所が全体の2割5分以上となることを目標とします。(※令和8年度中に町民が利用した就労定着支援事業所を抽出)



成果目標5 障がい児支援の提供体制の整備等

【国の基本指針】

- ・令和8年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1か所以上設置することを基本とする。なお、市町村単独での設置が困難な場合には、圏域での設置であっても差し支えない。
- ・各市町村又は各圏域に設置された児童発達支援センターや地域の障がい児通所支援事業所等が保育所等訪問支援等を活用しながら、令和8年度末までに、全ての市町村において、障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築することを基本とする。
- ・令和8年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1か所以上確保することを基本とする。なお、市町村単独での設置が困難な場合には、圏域での設置であっても差し支えない。
- ・医療的ケア児等が適切な支援を受けられるように、令和8年度末までに、県及び各市町村において、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする。なお、市町村単独での設置が困難な場合には、県が関与した上での、圏域での設置であっても差し支えない。

【埼玉県の考え方】… 国と同様

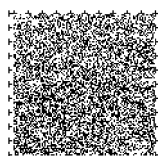
【町の考え方と目標】

（１）児童発達支援センターの整備

○埼玉葛北地区地域自立支援協議会の圏域内において、令和4年度末時点で児童発達支援センターは2か所設置済みです。今後は中核的な役割を果たせるよう機能の強化を行っていきます。

（２）障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制の構築

○埼玉葛北地区地域自立支援協議会の圏域内において、令和8年度末までに、障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制の構築を目指します。



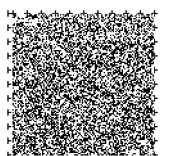
【町の考え方と目標】

(3) 重症心身障がい児を支援する児童発達支援及び放課後等デイサービス事業所の確保

○令和8年度までに、埼玉葛北地区地域自立支援協議会の圏域内において、重症心身障がい児を支援する児童発達支援及び放課後等デイサービス事業所を2か所以上確保することを目指します。

(4) 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及び医療的ケア児コーディネーターの配置

○埼玉葛北地区地域自立支援協議会の圏域内において、関係機関の協議の場は設置済みです。医療的ケア児コーディネーターについては、圏域で4人の配置を継続し、支援していきます。



成果目標 6 相談支援体制の充実・強化等

【国の基本指針】

- ・令和 8 年度末までに、各市町村において、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターを設置（複数市町村による共同設置可）するとともに、基幹相談支援センターが地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保することを基本とする。
- ・協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組を行うとともに、これらの取組を行うために必要な協議会の体制を確保することを基本とする。

【埼玉県の考え方】… 国と同様

【町の考え方と目標】

（１）総合的・専門的な相談支援

- 基幹相談支援センターおよび地域生活支援拠点と相談支援事業所等とのさらなる連携強化を図り、障がい特性に応じた各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援体制の構築・強化を進めます。

（２）相談支援事業所に対する訪問等による専門的な指導・助言

- 埼玉葛北地区地域自立支援協議会構成市町の指定特定相談支援事業所に基幹相談支援センター職員が訪問し、専門的な助言・指導を実施しています。実施件数を各年度 40 件と見込みます。

（３）相談支援事業所の人材育成への支援

- 相談支援事業所の人材育成のための研修を埼玉葛北地区地域自立支援協議会で計画的に開催しています。開催件数を各年度 30 件と見込みます。

（４）相談機関との連携強化の取り組み

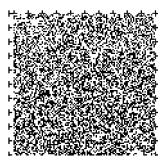
- 埼玉葛北地区地域自立支援協議会で指定特定事業所連絡会を設置し、連携強化等に取り組んでいます。連絡会の開催回数を各年度 14 回と見込みます。

（５）個別事例の支援内容の検証

- 基幹相談支援センターにおける個別事例の支援内容の検証の実施回数を、各年度 40 回と見込みます。

（６）基幹相談支援センターにおける主任相談支援専門員の配置

- 令和 8 年度末における主任相談支援専門員の配置数を 3 人と見込みます。



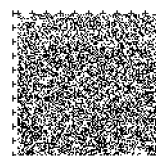
【町の考え方と目標】

（７）協議会における個別事例の検討を通じた地域のサービス基盤の開発・改善

○埼玉北地区地域自立支援協議会における、相談支援事業所の参画による事例検討実施回数（頻度）及び参加事業者・機関数、専門部会の設置数及び実施回数（頻度）を次の通り見込みます。

□成果目標（活動指標）の設定

項 目	単 位	目標値等
相談支援事業所の参画による 事例検討	実施回数	年 12 回
	参加事業者・機関数	3
専門部会	設置数	6
	実施回数	年 41 回



成果目標 7 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

【国の基本指針】

- ・令和8年度末までに、都道府県及び区市町村において、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組を実施する体制を構築することを基本とする。

【埼玉県の考え方】 … 国と同様

【町の考え方と目標】

(1) 障害福祉サービス等に係る各種研修の活用

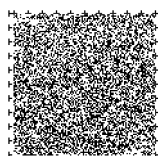
- 埼玉県が実施する障害福祉サービス等に係る各種研修への町職員の参加人数を各年度のべ10人と見込みます。

(2) 障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有

- 障害福祉サービス事業所の質の向上を図るため、障害者自立支援審査支払等システムにおける審査結果を分析し、結果を事業所等と共有する体制を検討します。

(3) 体制の構築

- 埼葛北地区地域自立支援協議会のサービス管理責任者部会等の協議を通じて、サービス等の質を向上させるための取組みを行う体制が構築されているため、継続して実施していきます。

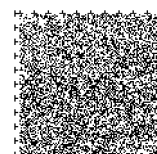


第2章 障害福祉サービス等の見込量（活動指標）及び確保の方策

◎障害福祉サービス等の体系



※就労選択支援は改正障害者総合支援法の公布（令和4年12月）後、3年以内に創設される予定の新サービスです。



1 訪問系サービス

①サービスの種類と内容

名称	内容
居宅介護	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由で常時介護を必要とする人に、居宅介護や外出時の移動支援を総合的に行います。
同行援護	視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する人に、外出時に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護等を行います。
行動援護	知的障がいや精神障がいにより行動に著しく困難を有する人等が行動する時に、危険回避や外出支援を行います。
重度障害者等包括支援	常時介護を必要とする人に居宅介護等複数のサービスを包括的に提供します。

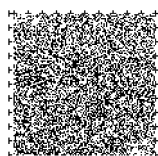
②第6期計画の実績と第7期計画の見込量

名称	単位	R3	R4	R5	R6	R7	R8
居宅介護	人/月	25	28	28	30	31	33
	時間/月	299	301	341	365	390	418
重度訪問介護	人/月	0	1	1	1	1	1
	時間/月	0	142	201	142	142	142
同行援護	人/月	6	5	4	5	5	5
	時間/月	54	53	58	56	60	63
行動援護	人/月	9	10	8	10	10	10
	時間/月	251	256	192	256	256	256
重度障害者等 包括支援	人/月	0	0	0	0	0	0
	時間/月	0	0	0	0	0	0
合計	人/月	40	44	41	46	47	49
	時間/月	604	681	792	819	848	879

※令和5年度は見込

③現状と見込量の考え方

- 令和5年度現在、町内には、居宅介護の提供事業所が5か所、重度訪問介護が5か所、行動援護が1か所、同行援護が1か所あります。
- 利用実績について、全体では増加傾向です。
- 第6期計画の実績を基に、令和6～8年度の見込量を設定します。



④見込量確保のための方策

- ・ 事業者に対して情報提供を行い、多様な事業者の参入を促進します。また、サービスの質の向上のため、技術や知識の習得に対する指導・助言などを行います。
- ・ 利用者が必要なサービスを受けられるよう、相談などを通して状況を把握し、適切な支援に努めます。

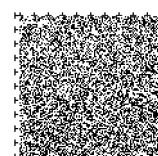
2 日中活動系サービス

①サービスの種類と内容

名称	内容
生活介護	常時介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。
自立訓練 (機能訓練・生活訓練)	一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労選択支援	就労アセスメントの手法を活用し、就労先・働き方について本人の希望、就労能力や適性等に合った選択ができるよう支援を行います。
就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援 (A型・B型)	一般企業等への就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力向上のために必要な訓練を行います。
就労定着支援	障がい者本人との相談を通じて生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整やそれに伴う課題の解決に向けて必要となる支援を行います。
療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います。
短期入所 (ショートステイ)	自宅で介護する人が病気の場合等に、短期間(夜間を含む)、施設で入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

②第6期計画の実績と第7期計画の見込量

名称	単位	R3	R4	R5	R6	R7	R8
生活介護	人/月	111	115	116	118	121	123
	人日/月	2,081	2,140	2,267	2,358	2,452	2,707
自立訓練 (生活訓練)	人/月	11	10	12	13	13	14
	人日/月	130	107	149	165	184	204
自立訓練 (機能訓練)	人/月	1	1	1	1	1	1
	人日/月	9	8	8	8	8	8



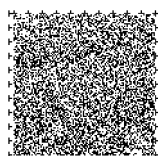
②第6期計画の実績と第7期計画の見込量（続き）

名称	単位	R3	R4	R5	R6	R7	R8
就労選択支援	人/月					1	1
就労移行支援	人/月	18	20	20	21	22	24
	人日/月	331	343	331	344	358	372
就労継続支援 (A型)	人/月	11	13	14	16	18	20
	人日/月	208	245	253	284	312	346
就労継続支援 (B型)	人/月	72	76	78	81	84	88
	人日/月	1,312	1,380	1,401	1,443	1,486	1,531
就労定着支援	人/月	2	6	8	8	8	8
療養介護	人/月	6	6	6	6	6	6
	人日/月	182	180	184	186	188	190
短期入所 (ショートステイ)	人/月	10	15	14	17	21	25
	人日/月	114	167	163	199	243	296

※令和5年度は見込

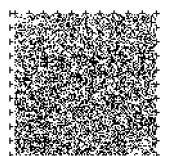
③現状と見込量の考え方

- 令和5年度現在、町内には、生活介護の提供事業所が4か所、就労継続支援（B型）が4か所、ショートステイが2か所あります。自立訓練、就労移行支援、就労継続支援（A型）、就労定着支援、療養介護の提供事業者は町内ではなく、町外の事業所を利用しています。
- 日中活動系サービスの利用実績について、生活介護や就労継続支援（A型・B型）、就労定着支援等が微増傾向となっています。
- 本町では、杉戸町障がい者就労支援センターを設置し、就労のサポートをしています。
- 埼葛北地区地域自立支援協議会の就労支援部会では、就労支援に関する情報交換や問題・課題の検討、就労に向けた地域における仕組みづくりなどを実施しています。
- 第6期計画の実績を基に、令和6～8年度の見込量を設定します。



④見込量確保のための方策

- ・ 障がいのある人の就労先を確保するために、公的機関・民間企業・福祉施設・商工会などが持つそれぞれの役割を見直し、就労に関する支援を総合的な観点から整備する必要があることから、埼葛北地区地域自立支援協議会を中心としたネットワークの充実に努めます。
- ・ 町内の施設は限られていることから、関係機関や団体、周辺市町と連携を図りつつ、新たなサービスも含めたサービス提供体制の確保に向け、事業者の実施意向等の情報収集・利用調整を図ります。
- ・ サービス利用者に対して、杉戸町障がい者就労支援センターの周知を図るとともに、センターへの利用登録の促進に努めます。また、調整会議を開き、関係機関との連携の強化に努めます。



3 居住系サービス

①サービスの種類と内容

名称	内容
自立生活援助	障がい者の理解力、生活力等を補う観点から、一定の期間、定期的な巡回訪問や随時の対応により、適時のタイミングで適切な支援を行います。
共同生活援助 (グループホーム)	共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。
施設入所支援	施設入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。(平日の日中は日中活動の事業を利用)

②第6期計画の実績と第7期計画の見込量

名称	単位	R3	R4	R5	R6	R7	R8
自立生活援助	人/月	1	1	1	1	1	1
共同生活援助 (グループホーム)	人/月	49	59	65	75	86	99
施設入所支援	人/月	48	48	48	48	48	48

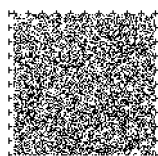
※令和5年度は見込

③現状と見込量の考え方

- ・ 令和5年度現在、町内には、グループホームが5か所、入所施設が1か所あります。
- ・ 共同生活援助（グループホーム）の利用実績は増加傾向です。一方、自立生活援助、施設入所支援は横ばいの状況です。
- ・ 第6期計画の実績を基に、令和6～8年度の見込量を設定します。

④見込量確保のための方策

- ・ 地域での生活を希望している方にグループホーム等を体験利用してもらい、円滑な地域移行が可能となるような方策の検討を進めます。
- ・ 障がいの程度に応じて、援助を受けながら地域で生活できるグループホームの整備を推進するために、情報提供や相談など、事業者へ必要な支援に努めます。
- ・ 入所を必要とする人に対して、入所施設に関する情報提供を行います。
- ・ 事業者へ情報提供を行い、多様な事業者の参入を促進します。
- ・



4 相談支援

①サービスの種類と内容

名称	内容
計画相談支援	指定障害福祉サービス又は地域相談支援（「地域移行支援」、「地域定着支援」）を利用するすべての人に、「サービス等利用計画」を作成し、ケアマネジメントを通じて支援を行います。
地域移行支援	障害者支援施設や保護施設、矯正施設等に入所している人又は精神科病院に入院している人に対して、住居の確保などの地域生活に移行するための相談や必要な支援を行います。
地域定着支援	居宅において単身等で生活する人について、常に連絡がとれる体制を確保し、緊急の支援が必要となった際に訪問や相談等の必要な支援を行います。

②第6期計画の実績と第7期計画の見込量

名称	単位	R3	R4	R5	R6	R7	R8
計画相談支援	人/月	61	62	68	72	76	81
地域移行支援	人/月	0	0	1	1	1	1
地域定着支援	人/月	8	7	7	7	6	6

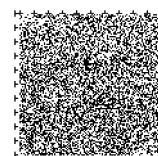
※令和5年度は見込

③現状と見込量の考え方

- ・ 計画相談支援の利用実績は増加傾向です。
- ・ 令和5年度現在、町内には、計画相談支援の事業所が3か所あります。
- ・ 第6期計画の実績を基に、令和6～8年度の見込量を設定します。

④見込量確保のための方策

- ・ 埼葛北地区地域自立支援協議会において、相談支援事業に関する相談支援事業所間の連携・調整を図ります。今後もネットワーク化を推進するとともに、相談支援事業所の中立・公平性の確保に努めます。
- ・ 町内の事業者指定特定相談事業所開設の説明を行うなど、多様な事業者の参入を推進します。
- ・ 障害福祉サービス、または地域相談支援を利用するすべての障がいのある人に対して、計画的な支援プランの作成ができる環境を整備するため、広く情報提供に努めます。



5 障害児通所支援等

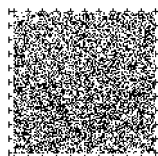
①サービスの種類と内容

名称	内容
児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行います。
居宅訪問型児童発達支援	重度の障がい児について、自宅を訪問して、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練などの支援を行います。
医療型児童発達支援	上肢、下肢又は体幹の機能に障がいのある子どもについて、「児童発達支援」（日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等）と治療を行います。
放課後等デイサービス	就学中の障がい児に対し、放課後や夏休み等の長期休暇中に、生活能力向上のための訓練や社会交流の促進等を行うとともに、放課後等の居場所づくりを行います。
保育所等訪問支援	保育所等を訪問し、障がい児が集団生活への適応のための専門的な支援その他必要な支援を行います。
障害児相談支援	障害児通所支援を利用するすべての児童に「障害児支援利用計画」を作成し、ケアマネジメントを通じて支援を行います。
医療的ケア児コーディネーターの配置	医療的ケアが必要な障がい児に対する支援を、総合調整するコーディネーターを配置します。

②第6期計画の実績と第7期計画の見込量

名称	単位	R3	R4	R5	R6	R7	R8
児童発達支援	人/月	31	51	54	73	98	133
	利用日数	273	481	509	718	1,012	1,427
居宅訪問型 児童発達支援	人/月	0	0	0	1	1	1
	利用日数	0	0	0	5	5	5
医療型 児童発達支援	人/月	0	0	0	1	1	1
	利用日数	0	0	0	5	5	5
放課後等 デイサービス	人/月	101	117	131	149	170	194
	利用日数	1,041	1,240	1,377	1,584	1,821	2,094
保育所等訪問支援	人/月	1	2	2	3	5	7
	利用日数	1	2	2	3	5	7
障害児相談支援	人/月	35	49	50	61	73	89
医療的ケア児コー ディネーターの配置	配置人数	4	4	4	4	4	4

※令和5年度は見込



③現状と見込量の考え方

- ・ 障害児相談支援をはじめ、児童発達支援、放課後等デイサービスの利用実績は増加傾向にあります。
- ・ 令和5年度現在、町内には、児童発達支援の施設は7か所、放課後等デイサービスの施設は8か所あります。
- ・ 第6期計画の実績を基に、令和6～8年度の見込量を設定します。

④見込量確保のための方策

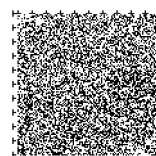
- ・ アンケート調査の結果から、児童発達支援と放課後等デイサービスは、今後も利用ニーズが高いことが予想されるため、医療的ケア児への対応も含め、事業者に対して広く情報提供を行い、多様な事業者の参入の促進に努めます。
- ・ 障害児相談支援については、埼葛北地区基幹相談支援センターにおいて、相談支援事業所間における連携調整を図ります。今後もネットワーク化を推進するとともに、相談支援事業所の中立・公平性の確保に努めます。
- ・ 圏域内の事業者には障害児相談支援事業所開設の説明を行い、多様な事業者の参入を推進します。

⑤子ども・子育て支援等における障がい児の受入れ

- ・ 子ども・子育て支援等の利用を希望する障がいのある子どもが、希望に沿った利用ができるよう、町内の保育所や幼稚園、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）等における障がい児の受入れ人数を見込みます。

【受入れ人数の見込み】

施設名	人数	R6	R7	R8
保育所	人/年	5	5	5
幼稚園	人/年	5	5	5
放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)	人/年	10	10	10

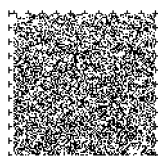


⑥発達障がい者等に対する支援

- ・ 発達障がい者等の家族が発達障がいの特性を理解し、必要な知識や方法を身につけ、適切な対応ができるよう、ペアレントプログラムやペアレントトレーニング等の発達障がい者等及びその家族等に対する支援体制を確保します。
- ・ 県などが主催する講座等の周知を行い、活動に必要な支援を行います。

【目標値】

活動指標	人数	R6	R7	R8
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数(保護者)及び実施者数(支援者)	受講者数 人/年	1	1	1
	実施者数 人/年	0	0	1
ペアレントメンターの人数	人/年	1	1	1
ピアサポートの活動への参加人数	人/年	1	1	1



6 地域生活支援事業

(1) 理解促進や自発的活動支援

①事業の種類と内容

名称	内容
理解促進研修・啓発事業	地域住民に対して、障がい者への理解を深めるための研修や啓発を行います。
自発的活動支援事業	障がいのある人やその家族、地域住民等が自発的に行う活動に対して支援を行います。

②第6期計画の実績と第7期計画の見込量

名称	単位	R3	R4	R5	R6	R7	R8
理解促進研修・啓発事業	件/年	1	1	1	1	1	1
自発的活動支援事業	件/年	3	3	4	4	4	4

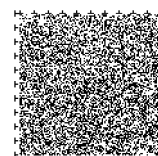
※令和5年度は見込

③現状と見込量の考え方

- ・ 理解促進研修・啓発事業においては、障害者週間の期間中に障がい者週間記念事業を実施してきました。
- ・ 令和元年度に3市2町で共同設置した、埼玉北部地区障害者差別解消支援地域協議会を中心に、障がい者差別の解消に向けた取組を推進しています。
- ・ 自発的活動支援事業においては、各障がい者団体への助成を実施しました。

④見込量確保のための方策

- ・ 障がい者週間記念事業の充実を図り、障がい者に対する地域の理解を深めるとともに、社会と関わる機会の創出に努めます。
- ・ 自発的活動支援事業により、各障がい者団体の活動の補助に努めます。
- ・ 埼玉北部地区障害者差別解消支援地域協議会を共同運営し、障がい者の差別事案の検討や合理的配慮について研究し、差別の解消に向けた取組を進めていきます。
- ・ 各障がい者団体の会員の高齢化や会員の減少が課題となっています。そのため、障がい者団体について周知が図られるよう、様々な機会をとらえてPRなどを行います。



(2) 相談支援

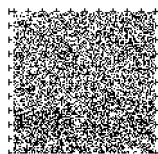
①事業の種類と内容

名称	内容
障害者相談支援事業	障がい者やその家族等の総合的な相談窓口として必要な情報提供や助言、関係機関との連絡調整などを行い、自立した社会生活や日常生活が営めるよう支援します。
基幹相談支援センター	相談支援事業が適正かつ円滑に実施されるよう、地域における相談支援の中核的な役割を担うため設置されている基幹相談支援センターにおいて、専門の資格を有する相談員を配置し、相談支援機能の充実に図ります。
基幹相談支援センター等機能強化事業	相談支援事業が適正かつ円滑に実施されるよう、一般的な相談支援事業に加え、特に必要と認められる能力を有する専門的職員を基幹相談支援センター等に配置することや、基幹相談支援センター等が地域における相談支援事業所等に対する専門的な指導・助言、情報収集・提供、人材育成の支援、地域移行に向けた取組等を実施することにより、相談支援機能の強化を図ります。
住宅入居等支援事業	賃貸契約による一般住宅への入居を希望しているが、保証人がいない等の理由により入居が困難な障がい者等に対し、入居に必要な調整等に係る支援を行うとともに、家主等への相談・助言を通じて障がい者等の地域生活を支援します。
地域生活支援拠点	障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えた、居住支援のための機能（相談、緊急時の受け入れ・対応、体験の機会・場、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくり）を備えた地域生活支援拠点の着実な運営を図ります。
成年後見制度利用支援事業	身寄りがなく、判断能力が不十分な障がい者に、障害福祉サービスの利用契約などが適切に行われるようにするため、成年後見の申立てに要する経費と後見人等の報酬の全部又は一部を助成し、障がい者の権利擁護を図ります。

②第6期計画の実績と第7期計画の見込量

名称	単位	R3	R4	R5	R6	R7	R8
相談支援事業							
障害者相談支援事業	箇所	3	3	3	3	3	3
基幹相談支援センター	箇所	1	1	1	1	1	1
基幹相談支援センター等機能強化事業	箇所	1	1	1	1	1	1
住宅入居等支援事業	箇所	3	3	3	3	3	3
地域生活支援拠点	箇所	1	1	1	1	1	1
成年後見制度利用支援事業	件数	0	0	2	2	2	2

※令和5年度は見込



③現状と見込量の考え方

- ・ 相談支援事業は、3市2町（幸手市、蓮田市、白岡市、宮代町、杉戸町）の共同で埼葛北障害者生活支援センターを設置し、3法人からなる合同企業体に委託しています。3障がい（身体・知的・精神）に対応したきめ細かな委託相談支援を行っていきます。
- ・ サービス等利用計画などの質の向上を図るための体制や相談支援事業所、医療機関、事業所などによる地域移行のネットワークの構築に努めます。
- ・ 障害者虐待防止法の趣旨をふまえ、障がい者虐待防止等のためのネットワークの強化に努めます。
- ・ 発達障がい及び高次脳機能障がいについては、埼玉県発達障害者支援センター及び埼玉県高次脳機能障害者支援センターにおいて相談支援等の各種事業を実施しています。

④見込量確保のための方策

- ・ 埼葛北地区地域自立支援協議会の各部会において、テーマに応じた関連機関との連携・情報交換等を行うとともに、地域課題に対する支援方策などの検討を進めます。
- ・ 発達障がい及び高次脳機能障がいについては、町においても、対象者及びその家族の窓口相談に応じるとともに、相談支援事業所との連携を図ります。
- ・ 障がい者の権利擁護を図るため、日常生活自立支援事業及び成年後見制度利用支援事業の周知に努めます。また、市民後見制度の普及促進に努めます。
- ・ 総合相談・専門相談や権利擁護・虐待防止等、相談支援の拠点整備が求められていることから、基幹相談支援センターを中心とした相談支援体制の確立を進めます。

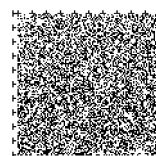
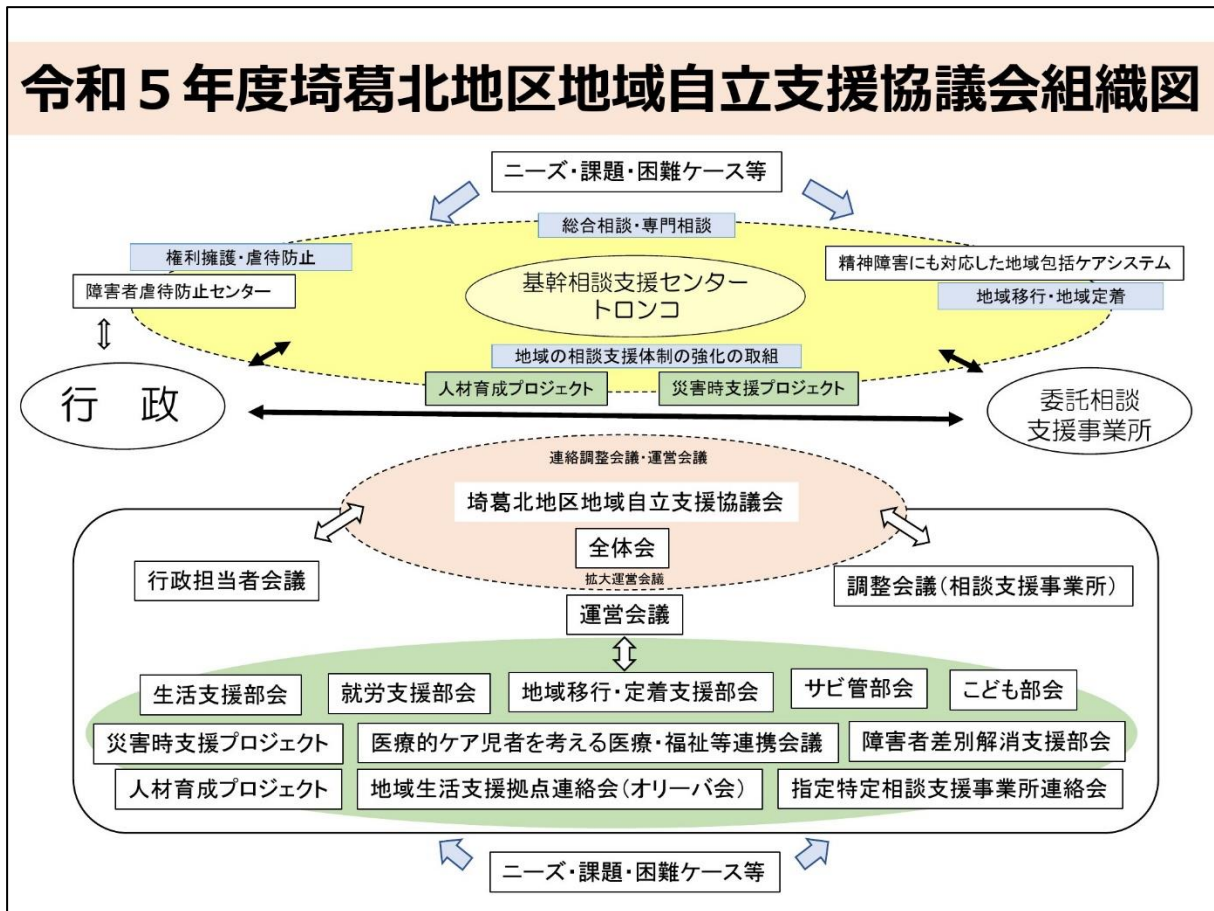
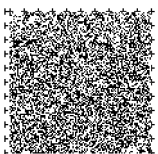


図 埼葛北地区地域自立支援協議会組織図



埼葛北地区地域自立支援協議会は、3市2町（幸手市、蓮田市、白岡市、宮代町、杉戸町）で設置しています。協議会では、相談支援事業をはじめとする地域の障がい福祉に関するシステムづくりについて、中核的な役割を果たす場として、定期的に協議を行います。

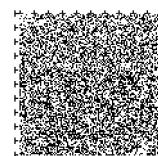
また、各種部会を設置し、個々の事例や地域課題に対する支援策の検討も行います。



(3) 生活支援

①事業の種類と内容

名称	内容
意思疎通支援事業	聴覚、言語機能、音声機能、視覚などの障がいにより、意思疎通を図ることが困難な人を支援するために、手話通訳や要約筆記等を行う人の派遣等を行います。
日常生活用具給付等事業	障がいにより日常生活を営むのに支障がある人（子ども）の日常生活を容易にするため、障がいに応じた用具の給付を行います。
手話奉仕員養成研修事業	聴覚に障がいのある人等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、手話奉仕員の養成を推進します。
移動支援事業	屋外での移動が困難な障がいのある人などについて、円滑に外出できるよう、移動を支援します。
訪問入浴サービス事業	家庭での入浴が困難な身体障がいのある人に対して、訪問による入浴サービスを提供します。
緊急通報装置設置事業	ひとり暮らしの重度の身体障がいのある人等に対し、急病や災害などの時に、受信センター等に簡単な操作によって通報できる機器を給付又は貸与します。
日中一時支援事業	保護者や家族等介護者の就労支援と一時的な休息のため、障がいのある人等が日中活動の場を利用することができます。
要約筆記奉仕員養成研修事業	聴覚に障がいがある人が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、要約筆記奉仕員の養成を推進します。
自動車運転免許取得費助成事業	身体障がいのある人が自動車運転免許を取得するとき、教習費用の一部補助を受けられます。
自動車改造等助成事業	身体障がいのある人が自動車を取得するとき、その自動車の改造に要する費用の助成が受けられます。



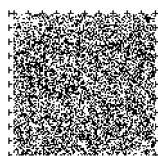
②第6期計画の実績と第7期計画の見込量

名称	単位	R3	R4	R5	R6	R7	R8
意思疎通支援事業	件/年	38	54	59	64	64	64
手話通訳者派遣事業	件/年	25	32	35	38	38	38
要約筆記者派遣事業	件/年	13	22	24	26	26	26
日常生活用具給付等事業	件/年	865	803	838	852	852	852
介護・訓練支援用具	件/年	3	0	4	4	4	4
自立生活支援用具	件/年	3	0	2	3	3	3
在宅療養等支援用具	件/年	8	5	0	5	5	5
情報・意思疎通支援用具	件/年	3	7	2	7	7	7
排泄管理支援用具	件/年	845	789	830	830	830	830
居宅生活動作補助用具	件/年	3	2	0	3	3	3
手話奉仕員養成研修事業	人/年	10	21	11	23	13	25
移動支援事業	人/年	15	15	15	15	15	15
	時間/年	1,490	1,163	1,028	1,028	1,028	1,028
訪問入浴サービス事業	人/年	6	7	10	11	12	13
緊急通報装置設置事業	人/年	4	2	2	2	2	2
日中一時支援事業	人/年	36	24	36	36	36	36
要約筆記奉仕員養成研修事業	人/年	4	4	4	8	8	8
自動車運転免許取得費助成事業	人/年	0	0	0	1	1	1
自動車改造等助成事業	人/年	4	0	2	1	1	1

※令和5年度は見込

③現状と見込量の考え方

- ・ 意思疎通支援事業は増加傾向にありますが、その他の事業は横ばいか減少傾向となっています。引き続き事業の周知を図り、利用の促進に努めます。
- ・ 第6期計画の実績を基に、令和6～8年度の見込量を設定します。



④見込量確保のための方策

- ・ 障がいのある人が、自立した日常生活・社会生活を営むことができるよう、地域の特性及び利用者の状況に応じた柔軟な事業形態による実施に努めます。
- ・ 日常生活用具の情報収集や障がいのある人のニーズを把握し、事業の充実に努めます。
- ・ 奉仕員養成研修事業については、講習会修了者に対して次回の講習会の案内やサークル活動の紹介などを行い、継続的な人材育成に努めます。
- ・ 移動支援事業を活用し、外出・余暇活動等の社会参加の機会の確保に努めます。

（４）活動と交流機会の確保

①事業の種類と内容

名称	内容
地域活動支援センター等	創作的な活動や生産活動、社会との交流促進など多様な活動の場として利用することができます。

②第６期計画の実績と第７期計画の見込量

名称	単位	R3	R4	R5	R6	R7	R8
地域活動支援センター等	箇所	1	1	1	2	2	2
	人	37	38	39	40	41	42

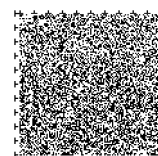
※令和５年度は見込

③現状と見込量の考え方

- ・ 利用実績は横ばいの状況です。
- ・ 令和５年度現在、３市２町の広域実施による地域活動支援センターが１か所あります。

④見込量確保のための方策

- ・ 令和６年度以降、３市２町の広域実施による地域活動支援センターを１か所追加し、圏域で２か所確保します。
- ・ 地域活動支援センターが、地域の創作的活動又は生産活動の機会を提供する場となるよう、情報提供に努めます。また、継続的な事業運営や事業の充実に努めます。



(5) その他事業

①事業の種類と内容

名称	内容
福祉タクシー利用料金助成事業	タクシーの利用料金の一部を助成します。
自動車等燃料費助成事業	自動車等の燃料費の一部を助成します。

②第6期計画の実績と第7期計画の見込量

名称	単位	R3	R4	R5	R6	R7	R8
福祉タクシー利用料金助成事業	人/年	391	391	379	391	391	391
自動車等燃料費助成事業	人/年	734	770	806	821	836	851

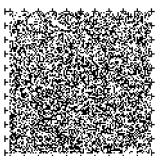
※令和5年度は見込

③現状と見込量の考え方

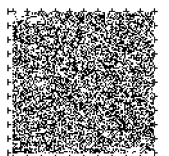
- 福祉タクシー利用料金助成事業は横ばいとなっていますが、自動車等燃料費助成事業は増加傾向です。
- 第6期計画の実績を基に、令和6～8年度の見込量を設定します。

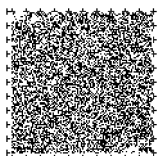
④見込量確保のための方策

- アンケート調査では、今後も高い利用ニーズが予想されることから、障がいのある人の社会参加を支える事業として、継続的な実施に努めます。



資料編

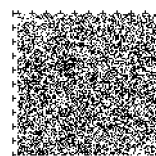




資料編

1 計画策定の経過

年 月 日	内 容
令和 5 年 6 月 20 日	第 1 回杉戸町障がい者福祉計画・障がい福祉計画策定検討委員会（書面会議） ・第 6 次杉戸町障がい者福祉計画等の策定について
6 月 28 日	第 1 回杉戸町障がい者計画推進懇話会 ・第 6 次杉戸町障がい者福祉計画、第 7 期杉戸町障がい福祉計画・第 3 期杉戸町障がい児福祉計画の策定について
7 月 18 日 ～8 月 7 日	障がい者、障がい福祉サービス利用者を対象としたアンケート調査 配布数 2,176 件、回収数 1,149 件、回収率 52.8%
10 月 19 日	第 2 回杉戸町障がい者福祉計画推進懇話会 ・第 6 次杉戸町障がい者福祉などに関するアンケート調査結果について ・第 6 次杉戸町障がい者福祉計画（素案）について
11 月 6 日 ～11 月 22 日	関係団体へのヒアリングシートによる調査
12 月 4 日	第 1 回杉戸町障がい者福祉計画・障がい福祉計画策定検討委員会作業部会 ・第 6 次障がい者福祉計画等（案）の検討について
12 月 8 日	第 2 回杉戸町障がい者福祉計画・障がい児福祉計画策定検討委員会 第 6 次杉戸町障がい者福祉計画等（案）について
12 月 13 日	第 3 回杉戸町障がい者福祉計画推進懇話会 ・第 6 次杉戸町障がい者福祉計画、第 7 期杉戸町障がい福祉計画・第 3 期杉戸町障がい児福祉計画（案）について
12 月 25 日 ～1 月 24 日	パブリックコメントの実施 ・意見数（提出者数 1 人、意見 6 件）
2 月 22 日	第 4 回杉戸町障がい者福祉計画推進懇話会 ・パブリックコメントの結果報告 ・計画案の承認
3 月 13 日	第 6 次杉戸町障がい者福祉計画、第 7 期杉戸町障がい福祉計画・第 3 期杉戸町障がい児福祉計画の決定



2 杉戸町障がい者計画推進懇話会設置要綱

(設置)

第1条 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第11条第3項の規定に基づく杉戸町障がい者福祉計画並びに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第88条第1項及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第33条の20第1項の規定に基づく杉戸町障がい福祉計画・杉戸町障がい児福祉計画（以下これらを「計画」という。）の策定に関する助言をすること並びに進捗状況を点検し、問題点を把握するとともに、計画を推進するための対策を検討することを目的として、杉戸町障がい者計画推進懇話会（以下「懇話会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 懇話会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 計画の策定に関すること。
- (2) 計画の進行管理に関すること。
- (3) 計画の推進のための提案に関すること。
- (4) 計画の評価、見直しに関すること。
- (5) その他計画の推進に必要と認められる事項に関すること。

(組織)

第3条 懇話会は、次の各号に掲げる者のうちから、町長が委嘱する委員13名以下で組織する。

- (1) 福祉関係者
- (2) 識見を有する者
- (3) 一般住民

(任期)

第4条 委員の任期は、前条第1号及び第2号の委員の任期は6年とし、同条第3号の委員の任期は3年とする。

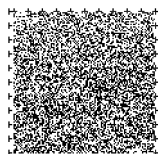
2 委員に欠員を生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 懇話会に会長及び副会長を置き、委員の互選によって選出する。

2 会長は、会務を総理し、懇話会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。



(会議)

第6条 懇話会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 懇話会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

(意見の聴取)

第7条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求めて、意見を述べさせ若しくは説明させ、又は必要な書類の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 懇話会の庶務は、福祉課において処理する。

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

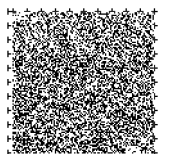
この告示は、公布の日から施行し、平成25年4月1日から適用し、第4条第1項の任期の満了をもってその効力を失う。

附 則（平成26年3月19日告示第32号）

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月14日告示第36号）

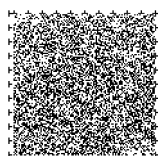
この告示は、平成30年4月1日から施行する。



3 杉戸町障がい者計画推進懇話会委員

No.	氏名	所属	備考
1	須田 恒男	杉戸町障がい者協議会	杉戸町障がい者協議会 会長
2	青木 一子	杉戸町障がい者協議会	杉戸町身体障がい者福社会
3	中島 泉	杉戸町障がい者協議会	アイこばと 会長
4	星野 百合子	杉戸町障がい者協議会	杉戸町身体障がい者福社会
5	猪股 ふじ江	杉戸町障がい者協議会	あおいトマトの会 会長
6	戸田 愛子	杉戸町障がい者協議会	杉戸町手をつなぐ育成会
7	柴田 周子	杉戸町福祉ボランティア連絡会	音訳ボランティア「あいうえお」 会長
8	稲垣 良行	杉戸町民生委員児童委員協議会	杉戸町民生児童委員協議会 障がい者福祉部会長
9	岩上 洋一	埼葛北障がい者生活支援センター ふれんだむ	埼葛北障がい者生活支援センター ふれんだむ 管理者
10	山路 久彦	社会福祉法人 みぬま福社会	社会福祉法人 みぬま福社会 地域支援部総合施設長
11	田中 佳世	埼葛北地区基幹相談支援センター ترونコ	埼葛北地区基幹相談支援センター 相談支援専門員
12	間宮 佐	杉戸町社会福祉協議会	杉戸町社会福祉協議会 事務局長

順不同・敬称略



4 杉戸町障がい者福祉計画・障がい福祉計画策定検討委員会設置規程

(設置)

第1条 杉戸町障がい者福祉計画及び障がい福祉計画（以下「福祉計画」という。）に関する計画の立案及び素案の策定を行うため、杉戸町障がい者福祉計画・障がい福祉計画策定検討委員会（以下「検討委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 検討委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 福祉計画の立案及び素案の策定に関すること。
- (2) 作業部会の調整に関すること。
- (3) その他福祉計画の策定において必要と認めること。

(組織)

第3条 検討委員会は、別表に掲げる委員をもって組織し、委員長に福祉課長を、副委員長に子育て支援課長をもって充てる。

2 委員長は、検討委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 検討委員会の会議は、委員長が招集し、委員長はその議長となる。

2 検討委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させることができる。

(作業部会)

第5条 第2条に掲げる事項に関して実務的な調査・研究を行うため、検討委員会に作業部会を置くことができる。

2 作業部会は、別表に掲げる部署の主幹の職にある者及び委員長が認めた者をもって組織する。

(庶務)

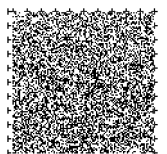
第6条 検討委員会及び作業部会の庶務は、福祉課において処理する。

(委任)

第7条 この訓令に定めるもののほか、検討委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。



附 則（平成２９年６月２０日訓令第１２号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（平成３０年３月３０日訓令第１２号）抄
（施行期日）

１ この訓令は、平成３０年４月１日から施行する。

附 則（令和２年３月３１日訓令第２０号）

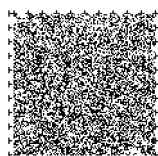
この訓令は、令和２年４月１日から施行する。

附 則（令和４年３月１５日訓令第１０号）

この訓令は、令和４年４月１日から施行する。

別表（第３条関係）

部署名	職名
秘書広報課	課長
総合政策課	課長
管財契約課	課長
総務課	課長
デジタル推進室	室長
人権・男女共同参画推進課	課長
住民協働課	課長
危機管理課	課長
子育て支援課	課長
高齢介護課	課長
健康支援課	課長
都市施設整備課	課長
市街地整備推進室	室長
建築課	課長
産業振興課	課長
教育総務課	課長
学校教育課	課長
社会教育課	課長
杉戸町社会福祉協議会	事務局長
福祉課	課長





杉戸町マスコットキャラクター
すぎぴょん

第6次杉戸町障がい者福祉計画
第7期杉戸町障がい福祉計画
第3期杉戸町障がい児福祉計画

令和6年3月発行

発行 杉戸町

編集 杉戸町 福祉課

〒345-8502 埼玉県北葛飾郡杉戸町清地二丁目9番29号

電話：0480-33-1111（内線264）

FAX：0480-33-4561

町ホームページ：<https://www.town.sugito.lg.jp>

